

土木工事標準積算基準書

令和4年10月 改定

名古屋市緑政土木局

第 I 編 総 則

第 1 章	総 則	I - 1 -①- 1
第 2 章	工事費の積算	I - 2 -①- 1
第 3 章	一般管理費等及び消費税等相当額	I - 3 -①- 1
第 4 章	随意契約方式により工事を発注する場合の 間接工事費等の調整及びスライド条項の 減額となる場合の運用について	I - 4 -①- 1
第 5 章	数値基準等	I - 5 -①- 1
第 6 章	建設機械運転労務等	I - 6 -①- 1
第 7 章	土木請負工事の特許使用料の積算	I - 7 -①- 1
第 8 章	時間的制約を受ける公共土木工事の積算	I - 8 -①- 1
第 9 章	土木請負工事における現場環境改善費の積算	I - 9 -①- 1
第 10 章	工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算	I - 10 -①- 1
第 12 章	1 日未満で完了する作業の積算	I - 12 -①- 1
第 13 章	設計変更	I - 13 -①- 1
第 14 章	その他	

「国土交通省 土木工事標準積算基準書（令和4年4月版）」（共通編）第I編
第14章 その他 による。

第 I 編 總 則

第1章 総則

① 適用範囲等	I-1-①- 1	② 請負工事の工事費構成	I-1-②- 1
1 適用範囲	I-1-①- 1	1 工事費の基本構成	I-1-②- 1
2 設計書の作成	I-1-①- 1		

第1章 総則

① 適用範囲等

1 適用範囲

本土木工事標準積算基準書は、名古屋市緑政土木局の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

2 設計書の作成

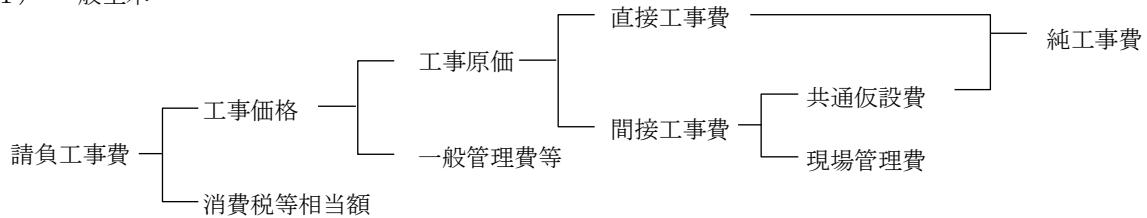
設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

② 請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

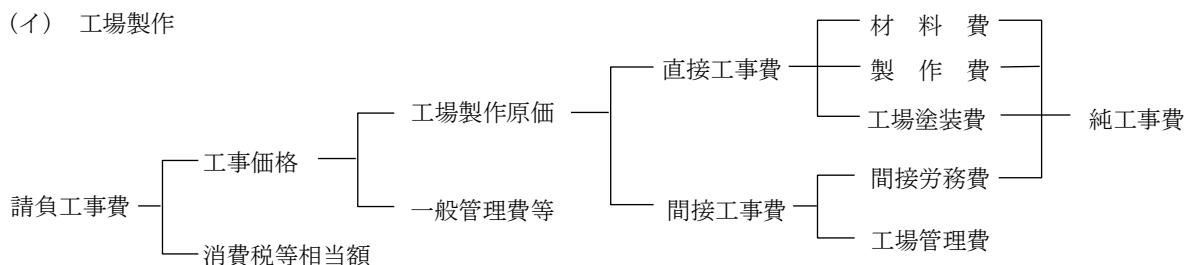
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般土木

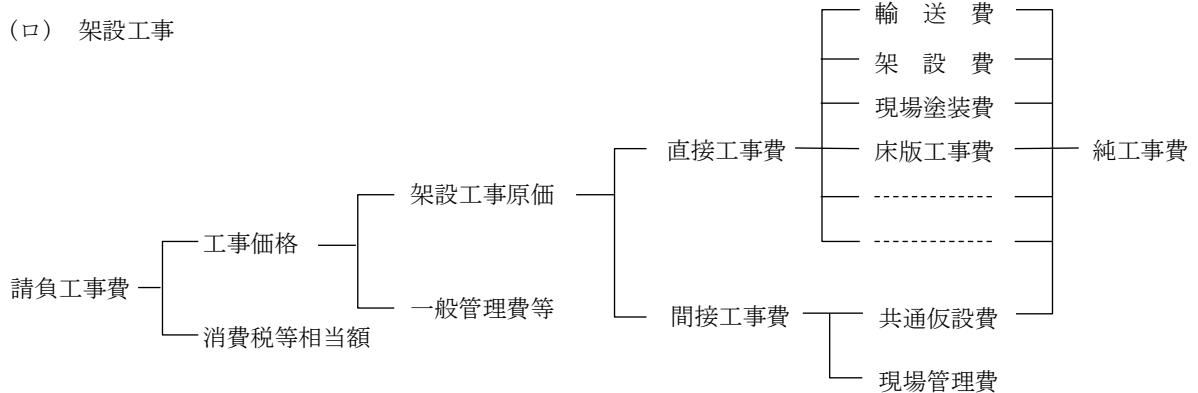


(2) 鋼橋製作

(イ) 工場製作

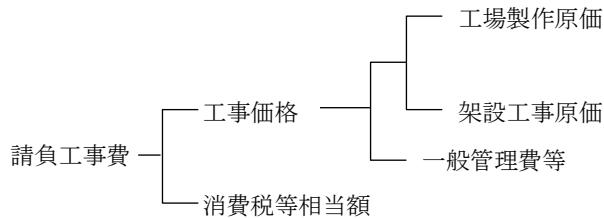


(ロ) 架設工事



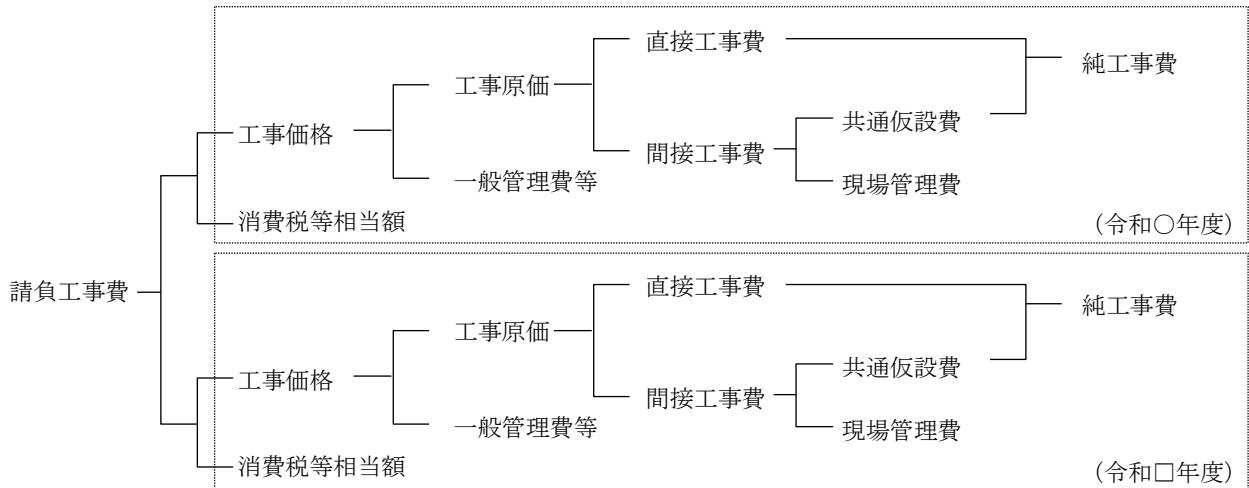
(ハ) 一括請負の場合

工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



(3) 維持工事（複数年度の債務負担工事）

工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。(2カ年債務負担の例)



1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第2章 工事費の積算」の「①直接工事費」による。

(2) 間接工事費

- 1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。
 - 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費」の「2. 共通仮設費」による。
 - (イ) 運搬費
 - (ロ) 準備費
 - (ハ) 事業損失防止施設費
 - (二) 安全費
 - (ホ) 役務費
 - (ヘ) 技術管理費
 - (ト) 営繕費
 - 3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費」の「3. 現場管理費」による。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$$

ただし、純工事費=直接工事費+共通仮設費

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「①一般管理費等」による。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$$

(4) 消費稅等相當額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「② 消費税等相当額」による。

第2章 工事費の積算

① 直接工事費	I-2-①- 1	③ 現場発生品及び支給品運搬	I-2-③- 1
1 材料費	I-2-①- 1	1 適用範囲	I-2-③- 1
2 歩掛	I-2-①- 2	2 施工パッケージ	I-2-③- 1
3 労務費	I-2-①- 2	3 施工単価入力基準表	I-2-③- 3
4 直接経費	I-2-①- 4		
5 諸雑費及び端数処理	I-2-①- 4		
6 注意事項	I-2-①- 4		
② 間接工事費	I-2-②- 1		
1 総則	I-2-②- 1		
2 共通仮設費	I-2-②- 1		
2-1 共通仮設費の率分	I-2-②- 7		
2-2 運搬費	I-2-②-11		
2-3 準備費	I-2-②-28		
2-4 事業損失防止施設費	I-2-②-29		
2-5 安全費	I-2-②-30		
2-6 役務費	I-2-②-31		
2-7 技術管理費	I-2-②-33		
2-8 営繕費	I-2-②-38		
3 現場管理費	I-2-②-42		

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

1 材 料 費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数 量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価 格

価格は、原則として、起案時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、起案時における市場価格または類似品価格とする。

なお、設計単価は、基本単価（技術指導課設定単価）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格、特別調査または見積り等をもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は、事前に技術指導課と協議のうえ別途決定する。

1) 基本単価による場合

(イ) 基本単価は、技術指導課において決定し、緑政土木局積算システムに登録する単価である。

基本単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。

2) 物価資料による場合

(イ) 1)の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とし、平均値に1円未満の額がある場合はこれを切り捨てる。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は起案時の月号を原則とする。

<例> 1) 有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設価格 10,500 円（有効桁 3 桁） 積算資料 9,800 円（有効桁数 2 桁）

平均額 10,150 円

決定額 10,100 円（有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て）

<例> 2) 大きい方の有効桁が3桁未満の場合

建設物価 560 円（有効桁 2 桁） 積算資料 570 円（有効桁 2 桁）

平均額 565 円

決定額 565 円（有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て）

<例> 3) 平均値に1円未満の額がある場合

建設物価 18 円（有効桁 2 桁） 積算資料 19 円（有効桁 2 桁）

平均額 18.5 円

決定額 18 円（1円未満切り捨て）

(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

3) 1) 及び2) の方法によりがたい場合

(イ) 1) 及び2) の方法によりがたい場合は、特別調査として設計担当課公所にて調査を行い、材料単価を決定するものとする。

(ロ) なお、1工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合は、見積りによって決定する。

また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

① 調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断ができる場合は、他工事の実績、物価資料等の直近品目等により類推する。

② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、設計担当課公所長から見積依頼を行う。

なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

③ 見積りは、原則として3社以上から徴収する。

④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。

ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。

4) 価格変動が著しい場合

主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。

2 歩 挂

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。

見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。

ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1 材料費」、「3 労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。

3 労 務 費

労務費は、工事を施工するに必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価

次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

1) 通常勤務すべき時間帯（8 h～17 h）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。

(イ) 深夜時間（22 h～5 h）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8 h～17 h）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。

2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8 h）+休息時間（1 h）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22 h～5 h）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕

3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯(8時～17時)をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例－3〕

(イ) 所定労働時間内で17時～20時及び、6時～8時にかかる時間帯は、基準額とする。

(ロ) 所定労働時間内で20時～6時にかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。

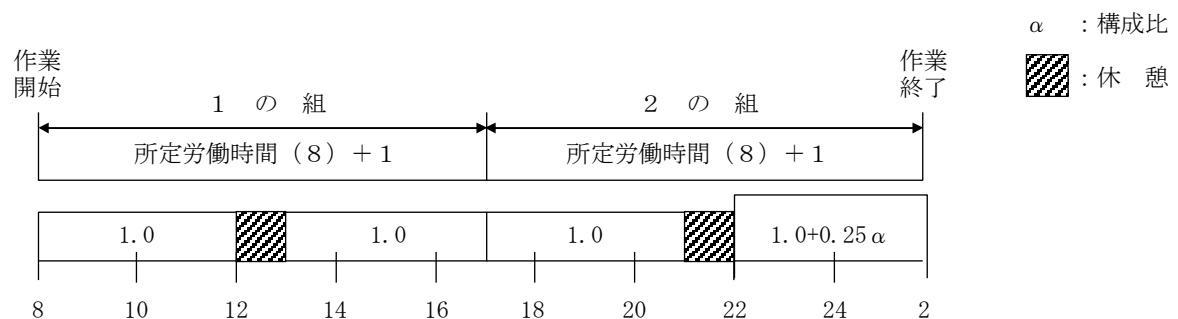
ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。

(4) 休日作業の労務単価

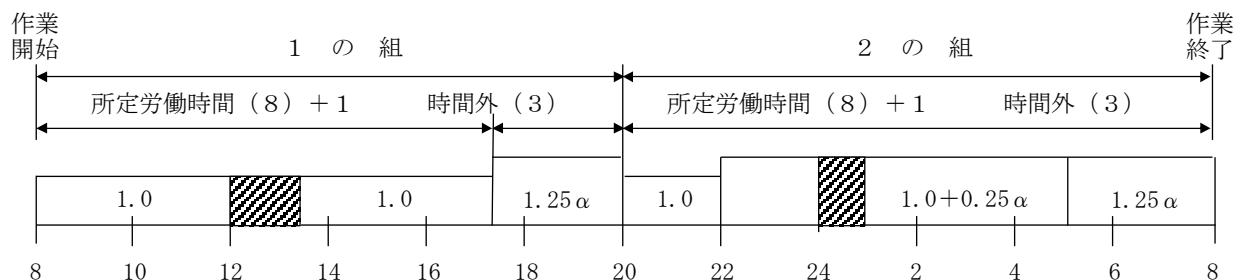
緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。その内深夜部分(22時～5時)にかかる時間帯は、深夜割増(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。

法定休日とは、使用者の定める週一回、もしくは4週間のうちに4日の休日とする。

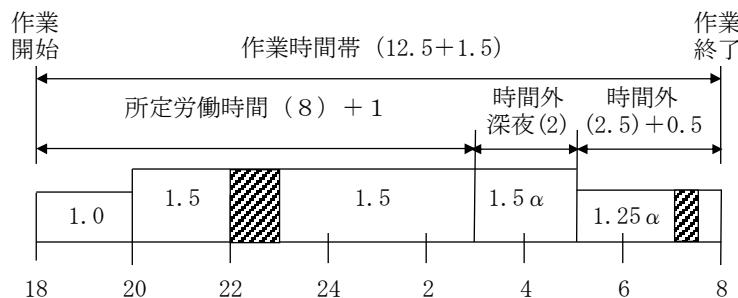
〔例－1〕



〔例－2〕



〔例－3〕



4 直接経費

直接経費は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。

(1) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。

(2) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するのに必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。

(3) 機械経費

機械経費は、工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。

5 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2) 単価表

(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)

単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理

1) 単価表の各構成要素の数量×単価=金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

また、内訳書の各構成要素の数量×単価=金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。

3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(1)材料費(2)物価資料による場合に準ずる)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

4) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

5) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

6) 工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第一編第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。

6 注意事項

(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について

諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。

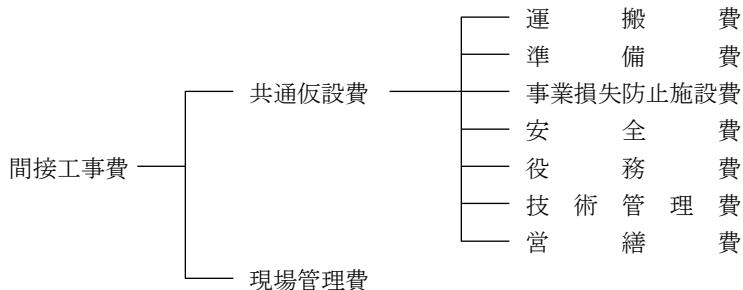
計上にあたっては、所定の諸雑費率の上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。

(2) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。

② 間接工事費

1. 総則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



2. 共通仮設費

(1) 工種区分

共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。

- 1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。
- 2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、主たる工種とは、(2)の1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。
- 3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(2) 算定方法

共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。

1) 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額 (P)

= 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費

(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- a . 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費
- b . 上記aを支給する場合の支給品費
- c . 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む。)
- d . 大型標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)

(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。

また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。

$$\begin{pmatrix} \text{無償貸付機械等} \\ \text{評価額} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{無償貸付機械と同機種、同} \\ \text{型式の建設機械等損料額} \end{pmatrix} - \begin{pmatrix} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{pmatrix}$$

(貸付にかかる損料額)

(業者持込の損料額)

(無償貸付機械等損料額)

(二) 鋼橋桁等の輸送に係る間接費(対象額に対する率計算の場合)の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

工種 形態	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作+輸送+架設等	○	○	○
製作+輸送	×	○	○
輸送+架設等	○	○	○
輸送	×	○	○
架設等	○	○	○

○対象とする ×対象としない

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

2) 積上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

3) 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。

4) 適用除外

この算定基準によることが困難又は不適当であると認められるものについては、適用除外とすることが出来る。

5) 間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
桁等購入費	×	○	○	○
処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)				
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械評価額	○	○	○	×
鋼橋門扉等工場原価	×	×	○	○
現場発生品	×	×	○	×
ダム工事	支給電力量(基本料金含む)	×	×	×
	無償貸付機械評価額	○	×	×

○対象とする ×対象としない

- (注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。
- (ロ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。
- (ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。
- (ニ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする（ t 当り製作単価として取扱う場合）。
- (ホ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。
- (ヘ) 別途製作したもの一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。
- (ト) 「処分費等」の取扱い
「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。
- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
 - 2) 上下水道料金
 - 3) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
2. 処分費を計上する場合は、「第I編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第I編第14章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。
3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。

6) 管理費区分入力基準表

管理費区分は、間接工事費算定にあたり、対象額・非対象額の区分を行うものである。

新土木積算システムに入力する区分は、下表のとおりとする。

コード設定があるものは、該当コードを使用するものとし、やむを得ず単価を登録する場合は、下表より採用する管理費区分を設定するものとする。

管理費区分	概要
0 又は (空白)	上位の工事工種体系の管理費区分を適用する場合 (上位の工事工種体系に管理費区分が設定されていない場合は、すべての間接費の対象となる)
1	現場管理費・一般管理費のみ対象とする場合
2	工場管理費・一般管理費のみ対象とし、間接労務費の対象にしない場合（鋼桁、門扉等の工場製作に関わる製作工数単価以外の費用）
5	一般管理費のみ対象にする場合
7	間接労務費、工場管理費、一般管理費のみ対象にする場合（製作工数に関わるもの）
9	全ての間接費の対象にしない場合
T	処分費等の対象にする場合

表-1 工種区分

工種区分	工種内容
河川工事	<p>河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</p>
河川・道路構造物工事	<p>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事 1. 橋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮桟橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間ににおける橋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工 (RC構造)、床版工 (RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</p>
海岸工事	<p>海岸工事にあって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、橋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、橋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
道路改良工事	<p>道路改良工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</p>
鋼橋架設工事	<p>鋼橋等の運搬架設に関する工事にあって、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、橋門、橋管、排水機場等)、床版工 (RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</p>
PC橋工事	<p>PC橋に関する工事にあって、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事</p>
橋梁保全工事	<p>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)</p>
舗装工事	<p>舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍土抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッキング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</p>

工種区分		工種内容
共同溝等工事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事		トンネルに関する工事にあって, 次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし, 本体工を完成後別件で照明設備, 舗装, 側溝等を発注する場合, 又は供用開始後の照明設備, 吹付け, 舗装, 修繕工事等は除く
砂防・地すべり等工事		砂防, 地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって, 次に掲げる工事 堰堤工, 流路工, 山腹工, 抑制工, 抑止工, 床固工, 落石なだれ防止工, 集水井工, 集排水井ボーリング工, 排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事		道路にあって, 次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工 ^{*1} , トンネル漏水防止工, トンネル内装工(供用トンネル), 路面切削工, 路面工, 法面工等の維持・補修 ^{*2} に関する工事 3. 道路標識 ^{*1} , 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵 ^{*1} , 樹木等及び区画線等の設置 4. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1, 2, 3 及び 4 に類する工事 ※ 1 : 局部的新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※ 2 : 法面工の補修については局部的な場合に適用
河川維持工事		河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって, 次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 6. 1, 2, 3, 4 及び 5 に類する工事
下水道工事	(1)	下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事及びこれらに類する工事
	(4)	下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 下水道の更生工法工事
公園工事		公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって, 次に掲げる工事 敷地造成工, 園路広場工, 植樹工, 除草工, 芝付工, 花壇工, 日陰棚工, ベンチ工, 池工, 遊戯施設工, 運動施設工, 標識工及びこれらに類する工事
コンクリートダム工事		コンクリートダム本体を主体とする工事
フィルダム工事		フィルタイプでダム本体を主体とする工事
電線共同溝工事		電線共同溝に関する工事
情報ボックス工事		情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表～第5表)の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

表-2 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1), (2), (4)のみ対象とする。	1.5	2
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	下水道工事 (1), (2), (4)			
市街地(DID補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	3
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、當時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	3
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(當時全面通行止めの場合を含む。)	1.3	4
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	4

一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	5
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	6
市街地（DID補正） (1) - 3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	7
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区的場合。	1.3	8

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

（注）1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

ロ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）=対象額（P）×共通仮設費率（K_r）×施工地域を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表～第5表）による。

なお、補正係数を乗じる場合は、K_rの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2) その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1) のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなつた場合は設計変更の対象として処理するものとする。

別表第1

共通仮設费率

第1表

工種区分 対象額 適用区分	600万円 以 下	600万円を超える10億円 以 下		10億円を超えるもの
	下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率 とする
		A	b	
河 川 工 事	12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
海 岸 工 事	13.08	407.9	-0.2204	4.24
道 路 改 良 工 事	12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼 橋 架 設 工 事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C 橋 工 事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗 装 工 事	17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49
公 園 工 事	10.80	48.0	-0.0956	6.62
電 線 共 同 溝 工 事	9.96	40.0	-0.0891	6.31
情 報 ボ ッ ク ス 工 事	18.93	494.9	-0.2091	6.50
下 水 道 (4) 工 事	10.24	330.0	-0.2225	3.28

第2表

工種区分 対象額 適用区分	600万円 以 下	600万円を超える3億円 以 下		3億円を超えるもの
	下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率 とする
		A	b	
橋 梁 保 全 工 事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分 対象額 適用区分	200万円 以 下	200万円を超える1億円 以 下		1億円を超えるもの
	下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率 とする
		A	b	
道 路 維 持 工 事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
河 川 維 持 工 事	9.05	26.8	-0.0748	6.76

第4表

工種区分	適用区分	対象額 1,000万円 以 下	対象額 1,000万円を超える20億円 以 下	対象額 20億円を 超えるもの	
		下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る	下記の 率 とする	
			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第5表

工種区分	適用区分	対象額 3億円 以 下	対象額 3億円を超える50億円 以 下	対象額 50億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る	下記の 率 とする
			A	
コンクリートダム		13.77	3064.8	-0.2769
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898

(3) 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし K_r : 共通仮設費率(%)

P : 対象額(円)

A・b : 変数値

注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2-2 運搬費

(1) 運搬費の積算

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 建設機械器具の運搬等に要する費用

- (イ) 質量20t以上 の建設機械の貨物自動車等による運搬
 - (ロ) 仮設材等(鋼矢板, H形鋼, 覆工板, 敷鉄板等)の運搬
 - (ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
- (二) 質量20t未満の建設機械の搬入, 搬出及び現場内小運搬
- (ホ) 器材等の搬入, 搬出及び現場内小運搬

ただし, 支給品及び現場発生品については, 積上げ積算し, 直接工事費に計上するものとする。

(ヘ) 建設機械の自走による運搬

(ト) 建設機械等の日々回送(分解・組立, 輸送)に要する費用

(チ) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬

2) 鋼桁, 門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)

3) 1)~2)に掲げるもののほか, 工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

4) 建設機械等の運搬基地

運搬基地は, 建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

(2) 積算方法

1) 共通仮設費に計上される運搬費

(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- a. 質量20t未満の建設機械の搬入, 搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む)
- b. 器材等(型枠材, 支保材, 足場材, 仮囲い, 敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く), 作業車(PC橋片持ち架設工), 橋梁ペント, 橋梁架設用タワー, 橋梁用架設桁設備, 排砂管, トレミー管, トンネル用スライドセントル等)の搬入, 搬出及び現場内小運搬
- c. 建設機械の自走による運搬(トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80t以上は, 積上げるものとする。)
- d. 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立, 輸送)に要する費用
- e. 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬

ただし, 特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。

- f. 上記(1), (1), (ハ)の中で, トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20~50t吊)・ラフテレンククレーン(油圧伸縮ジブ型20~70t吊)の分解・組立及び輸送に要する費用

(ロ) 積上げ項目による運搬費

- a. 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

なお, 運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。

建設機械の日々回送の場合は, 共通仮設費率に含む。

- b. 仮設材等(鋼矢板, H形鋼, 覆工板, 敷鉄板等)の運搬

ただし, 敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

- c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用

(運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。)

- d. 上記(イ)及び(ロ)a~cにおける自動車航送船使用料に要する費用

(運搬中の本体賃料・損料を含む。)

2) 直接工事費に計上される運搬費

- a. 鋼桁, 門扉, 工場製作品の運搬

- b. 支給品及び現場発生品の運搬

(3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用

質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。

$$U_k = A + M + K \quad (\text{又は } K')$$

ただし U_k : 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費

A : 基本運賃料金(円)

表3.1によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増(特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等)の有無にかかわらず適用出来る。

ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。

M : その他の諸料金(円)

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a 荷役機械使用料

b 自動車航送船使用料

c 有料道路利用料

d その他

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料(円)

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料(円)

運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「2)運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。

*建設機械運搬方法等は表3.2による。

2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料=運搬される機械の供用1日当たり賃料(円)×運搬に要する日数(日)

$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当たり賃料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

運搬中の損料=運搬される機械の供用1日当たり損料(円)×運搬に要する日数(日)

$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当たり損料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

L : 運搬距離(km) 基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度:(30km/h)

(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。

3. 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立(WB010350及びWB010360)により積算すること。

なお、重建設機械分解組立輸送(WB010350)については、運搬中の賃料(K)が考慮されている。

4. 油圧式杭圧入引抜機(鋼矢板VL・VIL・IIw・IIIw・IVw型用)の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。

表3.1 基本運賃表

貨物自動車 規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200km を超え 20kmま でを増 す毎に (円)
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	120,500	8,900
	スタビライザ	深0.6m幅 2.0m						
	スタビライザ	深1.2m幅 2.0m						
	自走式破碎機	クラッシャ ー寸法 開450mm 幅925mm						
	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板II・ III・IV型用						
	バックホウ (超ロングア ーム型)	山積0.4m 3 ／平積0.3 m ³						
	各種	—						

(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。
 2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいない。

表3.2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械質量(t)	
路 面 切 削 機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70	
自 走 式 破 碎 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	R	30.00	
油 壓 式 杭 壓 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)	鋼矢板II・III・IV型用	R	29.70	
バ ツ ク ホ ウ (超ロングアーム型)	山積0.4m ³ ／平積0.3m ³	R	22.00	

(注) 1. 貨物自動車による運搬は、WB010010で計上する。

2. 車載のRはトレーラである。

3. 本表に掲載のある建設機械については、分解・組立の必要はない。

1) 施工単価入力基準表

(イ) 貨物自動車による運搬（1車1回）

施工歩掛コード		WB010010	施工単位	台	入 力 条 件		
施工区分							
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	
各 種	運搬区分 (表3.3)	片道運搬 距離 (km) (実数入力)	その他の諸料金 の有無 ①有 ②無	その他の 諸料金 M (円) (実数入力)	運搬中の 貨料 (損料) の有無 ①有 ②無	運搬中の 貨料 (損料) K (K') (円) (実数入力)	

(注) 1. 重建設機械分解組立 (WB010360) を使用するものについては適用しない。

2. 鋼橋の輸送については「第IV編第7章①鋼橋製作工」、水閘門の輸送については「土木工事標準積算基準書(機械編)」により別途計上するものとし、その他については本コードで計上する。
3. 上記施工歩掛コードは、輸送トラック1車1台(片道)当りである。
搬入、搬出の経路が同経路の場合は、施工単位を「2(台)」とし、経路が異なる場合は施工単位を「1」としてWB010010を2回計上する。
4. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件を入力する必要はない。
5. J 4条件：その他の諸料金には、消費税を含まない料金を入力する。入力にあたっては、消費税相当額を控除し、端数については、小数点以下切り捨てし整数止めとする。
6. J 5条件で②を選択した場合は、J 6条件を入力する必要はない。
7. J 6条件：運搬中の貨料(損料)の端数については、小数点以下切り捨てし整数止めとする。

表3.3 運 搬 区 分

機 械 名	規 格	貨物自動車規格	入力番号
路 面 切 削 機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m		①
ス タ ビ ラ イ ザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m		②
ス タ ビ ラ イ ザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	20t車以上 30t車まで	③
自 走 式 破 碎 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm		④
油 壓 式 杭 壓 入 引 抜 機 (硬質地盤専用)	鋼矢板II・III・IV型用		⑤
バ ツ ク ホ ウ (超ロングアーム型)	山積0.4m3／平積0.3m3	20t車以上 30t車まで	⑥
各	種		⑦

(4) 仮設材等の運搬

- 1) 仮設材等(鋼矢板, H形鋼, 覆工板, 敷鉄板等)の運搬費用

仮設材等の運搬は次式により行うものとする。

$$U = [E \times (1 + F_1 + F_2)] \times G + H$$

ただし U : 仮設材等の運搬費

E : 基本運賃 (円／t)

下表によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

基 本 運 貨 表

(単位: 円／t)

製品長 距 離	12m以内	12m超～ 15m以内	15m超
10kmまで	4,350	4,800	7,010
20〃	4,660	5,170	7,470
30〃	5,000	5,480	7,990
40〃	5,380	5,900	8,490
50〃	5,750	6,310	9,040
60〃	6,120	6,760	9,590
70〃	6,540	7,180	10,100
80〃	6,900	7,570	10,600
90〃	7,220	7,940	11,100
100〃	7,620	8,380	11,700
110〃	7,960	8,730	12,200
120〃	8,300	9,080	12,700
130〃	8,700	9,510	13,300
140〃	9,040	9,850	13,800
150〃	9,370	10,200	14,400
160〃	9,820	10,600	14,900
170〃	10,000	10,900	15,400
180〃	10,300	11,200	15,800
190〃	10,700	11,800	16,800
200〃	11,100	12,100	17,300
200kmを超える 20kmまでを増すごとに	677	802	1080

(注) 1. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

2. 誘導車、誘導員が必要な場合については別途計上する。

F 1～F 2：運賃割増率

F 1：冬期割増

地 域	期 間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域		
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日	2割増

F 2：深夜早朝割増

運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増
----------------------	-----

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（円）

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

- a. 有料道路利用料
- b. 自動車航送船利用料
- c. その他

* 端数の処理

運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については切り捨てる。

2) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み、取卸しに要する費用

仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み・取卸し費

場 所	作 業	費 用 (円／t)		
基 地	積 込 み	750	1,500	3,000
現 場	取 卸 し	750		
	積 込 み	750		
基 地	取 卸 し	750	1,500	

(注) 1. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。

2. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

3) 施工単価入力基準表

(イ) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬

施工歩掛けコード	WB010020	施工単位	t	入 力 条 件		
施工区分 各 種	J 1 発注機関 区分 (表4.1)	J 2 片道運搬 距離 (km) (実数入力)	J 3 製品長 区分 (表4.1)	J 4 運搬割増率	J 5 その他の諸料金 の有無 ①有 ②無	J 6 その他諸料金 (円／t) (実数入力)

(注) 1. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工(WB253610)で積上げた敷鉄板を対象とする。

2. 積込み、取卸し費は別途 WB010030 で計上する。
3. 本コードは、輸送トラック 1 車 1 回（片道）当りである。
4. J 1 条件で③を選択した場合、J 2 条件の入力は 100km を上限とする。
5. J 4 条件で④を選択した場合、実数入力であり割増率が 6 割の場合は「0.6」を入力し、割増の無い場合は「0」を入力する。
6. J 5 条件で②を選択した場合は、J 6 条件を入力する必要はない。
7. J 6 条件：その他の諸料金には消費税を含まない料金を入力する。入力にあたっては、消費税相当額を控除し、端数については、小数点以下切り捨てし整数止めとする。

表4. 1 発注機関区分

発注機関（整備局等）	入力番号
関東・中部・近畿	①
北海道・東北・北陸・中国・四国・九州	②
沖縄	③

表4. 2 製品長区分

製品長	入力番号
12m 以内	①
12m を超え 15m 以内	②
15m 超え	③

表4. 3 運搬割増率

冬期割増	深夜早朝割増	割増率	入力番号
○		0.2	①
	○	0.3	②
○	○	0.5	③
各種（実数入力）			④

○：計上する。

(ロ) 仮設材等（鋼矢板，H形鋼，覆工板，敷鉄板等）の積込み，取卸し費

施工歩掛けコード	WB010030	施工単位	t
施工区分	入力条件		
	J 1		
各種	作業区分 ①積込みのみ ②取卸しのみ ③積込み，取卸し（片道分） ④積込み，取卸し（往復分）		

(注) 1. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工(WB253610)で積上げた敷鉄板を対象とする。

2. 積込み，取卸し（片道分）は，基地での積込み+現場での取卸し分（又は，現場での積込み+基地での取卸し分）が計上され，積込み取卸し（往復分）は，基地での積込み～基地での取卸し分が計上される。
3. 本歩掛けは，施工機種や作業半径等の条件にかかわらず適用できる。ただし，深夜早朝作業の場合については別途考慮する。

(5) 重建設機械分解・組立

1) 適用範囲

本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は次表を標準とする。

表5. 1 適用建設機械

機 械 区 分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通 21t級以上～44t級以下 湿地 20t級以上～28t級以下
バックホウ系	バックホウ（超ロングアーム型は除く） 山積1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 (平積0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下
クローラクレーン系	クローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ワインチ・ラチスジブ型] 吊能力 16t以上～300t以下 クラムシェル [油圧ロープ式] 平積0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 バイプロハンマ [クローラクレーン・油圧駆動式ワインチ・ ラチスジブ型・50～55t吊]
トラッククレーン系	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] オールテレンクレーン [油圧伸縮ジブ型] 吊能力 100t以上～550t以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t以上～150t以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機 [クローラ式] 掘削径 2,000mm以下 オールケーシング掘削機 [スキッド式] 掘削径 2,000mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量20t以上～120t以下
トンネル用機械	サンドパイロット打機 粉体噴射搅拌機（付属機器除く） 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機 機械質量 20t以上～180t以下

2) 施工歩掛

(イ) 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

表5.2 クレーンの規格選定

機械区分		規格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 [クローラ式] トンネル用機械	表5.1 参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t吊	
ブルドーザ	21t級以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t吊	
	44t級以下			
地盤改良機械	質量60t以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t吊	
	質量120t以下		60t吊	
	質量60t以下			
	質量120t以下			
	質量180t以下			
クローラクレーン系	35t吊以下 (クラムシェル平積0.6m ³ 含む)	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t吊	
	80t吊以下 (クラムシェル平積2.0m ³ 以下含む)		60t吊	
	150t吊以下 (クラムシェル平積3.0m ³ 以下含む)			
	300t吊以下			
トラッククレーン系	表5.1 参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	70t吊	
	200t吊以上 360t吊以下	リフター[せり上げ能力]	50t吊	
	550t吊以下			
クローラ式杭打機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	60t吊	
	質量100t以下			
	質量150t以下			
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)]	60～65t吊	
	表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ラチスジ ブ型・排出ガス対策型(第3次基準 値)] 70t吊を使用する場合〕	クローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	70t吊	
	表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ラチスジ ブ型・排出ガス対策型(第3次基準 値)] 100t吊を使用する場合〕	クローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	100t吊	
	表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ラチスジ ブ型・排出ガス対策型(2011年規 制)] 100t吊を使用する場合〕	クローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (2011年規制)]		

- (注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは、賃料とし、クローラクレーンは損料とする。
 なお、リフター（せり上げ能力50t）の供用1日あたり賃料は224,000円を標準とする。
 (オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。)
 2. 現道上および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。
 3. 現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。

(ロ) 歩掛

分解・組立1台1回当たり歩掛けは、次表を標準とする。

機械区分	規格	労務歩掛け 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛け (日) [分解+組立]	運搬費率 等(%)	諸費 率(%)
ブルドーザ	21t級以下	2.8	2.1	155	21
	44t級以下	4.6	3.4	153	21
バックホウ系	山積1.4m ³ 以下 〔油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4m ³ 以上 0.6m ³ 以下含む〕	2.7	1.4	250	24
	山積2.1m ³ 以下	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン系	35t吊以下 〔クラムシェル 平積0.6m ³ 含む〕	3.0	0.8	444	22
	80t吊以下 〔クラムシェル 平積2.0m ³ 以下含む〕	5.5	1.5	434	21
	150t吊以下 〔クラムシェル 平積3.0m ³ 以下含む〕	11.3	3.1	315	16
	300t吊以下	20.5	5.7	313	16
トラッククレーン系	120t吊以下	4.3	1.5	394	97
	160t吊以下	5.7	1.9	409	100
	360t吊以下	11.7	4.0	399	97
	550t吊以下	20.9	7.1	401	98
	200t吊以上 360t吊以下 (リフターを用いる場合)	11.0	2.7	392	83
	550t吊以下 (リフターを用いる場合)	19.4	4.9	390	83
クローラ式杭打機	60t以下	8.6	2.1	163	2
	100t以下	15.5	3.7	164	2
	150t以下	23.5	5.6	163	2
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛け (日) [分解+組立]	運搬費率 (%)	諸費率 (%)
	—	4.9	11.9 (h)	558	4
	本体工事でクローラークレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕70t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	本体工事でクローラークレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕100t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	370	3
	本体工事でクローラークレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(2011年規制)〕100t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	265
		120t以下	41.2	6.3	211
	サンドバイル打機 粉体噴射搅拌機 深層混合処理機 ブリカブルケイテイドバーチカルドレン機	60t以下	16.0	2.4	213
		120t以下	41.2	6.3	211
	180t以下	64.6	9.9	210	3
トシネル用機械			5.4	2.0	582
(注) 1. 分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。 2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。 3. 運搬費等には下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。 ① トラック及びトレーラによる運搬費〔往復〕 (誘導車、誘導員含む) ② 自走による本体賃料・損料 ③ 運搬中の本体賃料・損料 ④ 分解・組立時の本体賃料 ⑤ ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用 4. 諸雑費は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 ① 分解・組立時の本体賃料 ② ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用					

3) その他

- (1) 深層混合処理機（二軸式90kW×2）は、地盤改良機械（機械質量180t以下）を適用する。
- (2) 粉体噴射攪拌機（単軸式19.6kN・m×1）は、地盤改良機械（機械質量60t以下）を適用する。
- (3) 粉体噴射攪拌機（二軸式55kW×2）は、地盤改良機械（機械質量120t以下）を適用する。
- (4) 粉体噴射攪拌機（二軸式90kW×2）は、地盤改良機械（機械質量120t以下）を適用する。

4) 単価表

(1) 重建設機械分解組立輸送1回当たり単価表

施工歩掛コード	WB010350
---------	----------

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表5.3
分 解 組 立 用 ク レ ーン		日 (h)		表5.2, 5.3
運 搬 費 等		式	1	表5.3
諸 雜 費		〃	1	
計				

(2) 重建設機械分解組立1回当たり単価表

施工歩掛コード	WB010360
---------	----------

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表5.3
分 解 組 立 用 ク レ ーン		日 (h)		表5.2, 5.3
諸 雜 費		式	1	表5.3
計				

5) 施工単価入力基準表

(イ) 重建設機械分解組立輸送

施工歩掛コード		WB010350	施工単位	回
施工区分	入 力 条 件			
	J 1	J 2	J 3	
各 種	作 業 区 分 ①分解組立+輸送（往復） ②(分解又は組立)+輸送(片道)	機械質量区分 (表5.4)	分解組立用クレーン 賃料補正係数 ①標準（1.0） ②標準以外 (実数入力)	

- (注) 1. 本コードは、分解組立される建設機械が賃料適用及び損料適用にかかわらず適用出来る。
 2. 本コードは、運搬割増（特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等）及び他諸料金（有料道路利用料等）の有無にかかわらず適用出来る。ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。
 3. 本コードは、分解組立用クレーンの賃料補正（夜間補正）を行った場合は、労務費調整係数も入力すること。
 4. J 2 条件で⑤～⑧を選択した場合、中間ブームの有無にかかわらず適用出来る。
 5. J 2 条件で⑩を選択し、オールケーシング掘削機（スキッド式）の分解組立用クレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型70t吊）と本体工事で使用するクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型70 t 吊）を兼用する場合、クローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型70 t 吊）の分解組立輸送費の計上は1回とすること。
 6. J 2 条件で⑪, ⑫を選択した場合、オールケーシング掘削機（スキッド式）の分解組立用クレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型100t吊）と本体工事で使用するクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型100 t 吊）は兼用するものとし、クローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型100 t 吊）の分解組立輸送費の計上は1回とすること。ただし、排出ガス対策型区分は本体工事で使用するクローラクレーンに合わせて選択すること。
 7. J 2 条件で⑯～⑰を選択した場合、J 3 条件は入力する必要はない。
 8. 輸送を伴わないものについては、WB010360にて積算すること。

(ロ) 重建設機械分解組立

施工歩掛コード		WB010360	施工単位	回
施工区分	入 力 条 件			
	J 1	J 2	J 3	
各 種	作 業 区 分 ①分解組立 ②(分解又は組立)	機械質量区分 (表5.4)	分解組立用クレーン 賃料補正係数 ①標準（1.0） ②標準以外 (実数入力)	

- (注) 1. 本コードは、分解組立される建設機械が賃料適用及び損料適用にかかわらず適用出来る。
 2. 本コードは、分解組立用クレーンの賃料補正（夜間補正）を行った場合は、労務費調整係数も入力すること。
 3. J 2 条件で⑤～⑧を選択した場合、中間ブームの有無にかかわらず適用出来る。
 4. J 2 条件で⑩を選択し、オールケーシング掘削機（スキッド式）の分解組立用クレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型70t吊）と本体工事で使用するクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型70 t 吊）を兼用する場合、クローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型70 t 吊）の分解組立費の計上は1回とすること。
 5. J 2 条件で⑪, ⑫を選択した場合、オールケーシング掘削機（スキッド式）の分解組立用クレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型100t吊）と本体工事で使用するクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型100 t 吊）は兼用するものとし、クローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型100 t 吊）の分解組立費の計上は1回とすること。ただし、排出ガス対策型区分は本体工事で使用するクローラクレーンに合わせて選択すること。
 6. J 2 条件で⑯～⑰を選択した場合、J 3 条件は入力する必要はない。

表5.4 機械質量区分

機械質量区分		入力番号
ブルドーザ	20t級以上 21t級以下	①
	21t級を超える44t級以下	②
バックホウ系	山積1.0m ³ 以上山積1.4m ³ 以下 (油圧クラムシェル・テレスコピック0.4m ³ 以上0.6m ³ 以下)	③
	山積1.4m ³ を超える山積2.1m ³ 以下	④
クローラクレーン系	16t吊以上35t吊以下 (クラムシェル平積0.6m ³ 含む)	⑤
	35t吊を超える80t吊以下 (クラムシェル平積0.6m ³ を超える平積2.0m ³ 以下)	⑥
	80t吊を超える150t吊以下 (クラムシェル平積2.0m ³ を超える平積3.0m ³ 以下)	⑦
	150t吊を超える300t吊以下	⑧
トラッククレーン系	100t吊以上 120t吊以下	⑨
	120t吊を超える160t吊以下	⑩
	160t吊を超える360t吊以下	⑪
	360t吊を超える550t吊以下	⑫
	200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使用する場合)	⑬
クローラ式杭打機	550t吊以下 (リフターを使用する場合)	⑭
	機械質量20t以上 60t以下	⑮
	機械質量60tを超える100t以下	⑯
オールケーシング掘削機	機械質量100tを超える150t以下	⑰
	クローラ式	⑱
	スキッド式 (クローラクレーン〔油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第1次基準値)〕60~65t吊)	⑲
	スキッド式 (クローラクレーン〔油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕70t吊)	⑳
	スキッド式 (クローラクレーン〔油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕100t吊)	㉑
	スキッド式 (クローラクレーン〔油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)〕100t吊)	㉒

表5.4 機械質量区分

機 械 質 量 区 分		入 力 番 号
地盤改良機械	中層混合処理機	機械質量 20t以上 60t以下
		機械質量 60tを超える120t以下
	サンドパイプ打機	機械質量 20t以上 60t以下
		機械質量 60tを超える120t以下
		機械質量 120tを超える180t以下
	粉体噴射搅拌機	機械質量 20t以上 60t以下
		機械質量 60tを超える120t以下
		機械質量 120tを超える180t以下
	深層混合処理機	機械質量 20t以上 60t以下
		機械質量 60tを超える120t以下
		機械質量 120tを超える180t以下
トシネル用機械	プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機	機械質量 20t以上 60t以下
		機械質量 60tを超える120t以下
		機械質量 120tを超える180t以下

2-3 準備費

(1) 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 準備及び後片付けに要する費用

イ 着手時の準備費用

ロ 施工期間中における準備、後片付け費用

ハ 完成時の後片付け費用

2) 調査・測量、丁張等に要する費用

イ 工事着手前の基準測量等の費用

ロ 縦、横断面図の照査等の費用

ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用

ニ 丁張の設置等の費用

3) 準備として行う以下に要する費用

イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用
(樹木をチェーンソー等により切り倒す伐操作業は含まない。)

ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。(伐操作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。)

4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。

5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

(2) 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

(3) 施工単価入力基準表

① 準備費（運搬費用積上げ分）

施工歩掛コード	WB010160	施工単位	式
施工区分	入 力 条 件		
区 分	J 1		
準備 費	運搬費用（千円）		

(注) 運搬費用は、工事現場から処分場までの往復の費用を計上する。

② 準備費（処分費用積上げ分）

施工歩掛コード	WB010170	施工単位	式
施工区分	入 力 条 件		
区 分	J 1		
準備 費	処分費用（千円）		

(注) 1. 処分費用は、管理費区分「T」を設定している。

2. 処分費用は、処分場での費用を計上する。

2-4 事業損失防止施設費

(1) 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用

2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

(2) 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

(3) 施工単価入力基準表

① 事業損失防止施設費

施工歩掛コード	WB010180	施工単位	式
施工区分	入力条件		
区分	J 1		
事業損失防止施設費	調査費用（千円）		

② 家屋調査費

施工歩掛コード	WB010190	施工単位	式
施工区分	入力条件		
区分	J 1		
家屋調査費	調査費用（千円）		

③ 地下水観測

施工歩掛コード	WB010200	施工単位	式
施工区分	入力条件		
区分	J 1		
地下水観測	調査費用（千円）		

2-5 安全費

(1) 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 安全施設等に要する費用
- 2) 安全管理等に要する費用
- 3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(2) 積算方法

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

- ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- ② 不稼働日の保安要員等の費用
- ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く）
- ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む）
- ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用
- ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）
- ⑨ 安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）
- ⑩ 安全委員会等に要する費用
- ⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用

上記以外で積み上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

- ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用
- ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による）
- ③ 高圧作業の予防に要する費用
- ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
- ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
- ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- ⑦ 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- ⑧ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く）
- ⑨ その他、現場条件等により積み上げを要する費用

1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算

トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当たり次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。

$$\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$$

なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級（半面形面体）の場合に適用する。

上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。

なお、総労務費とは、1工事当たりのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。

（注）B級とは濡れ率の性能等級を示す。

(3) 施工単価入力基準表

トンネル呼吸用保護具等費用

施工歩掛コード	WB010310	施工単価	式
---------	----------	------	---

2-6 役務費

(1) 役務費の積算

役務費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 土地の借上げ等に要する費用
- 2) 電力、用水等の基本料
- 3) 電力設備用工事負担金

(2) 役務費の積算

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

1) 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

$$(イ) \text{ 宅地・宅地見込地及び農地 } A = B \times 0.06 \div 12$$

$$(ロ) \text{ 林地及びその他の土地 } A = B \times 0.05 \div 12$$

A : 借地単価（円／m²／月） B : 土地価格（円／m²）

※上記算定式は、名古屋市の公共用地の取得等に伴う損失補償基準第24条、同運用に係わる場合に適用する。

2) 踏荒し料

(イ) 踏荒し料が必要と判断される工事にあたっては、必要区間延長に対し、積算基準により平地部 0.5m (片側) 及び山地部 1.0m (片側) を原則として、面積を算出するものとする。

(ロ) 踏荒し料単価は、1) の「借地料」に準じて決定するものとする。

(ハ) 期間は「借地料の期間」と同様とする。

3) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。

4) 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

(3) 施工単価入力基準表

① 借地料（一式入力）

施工歩掛コード	WB010220	施工単位	式
施工区分	入力条件		
工種区分	J 1		
借地料	借地料（千円単位）		

② 借地料（m²入力）

施工歩掛コード	WB010230	施工単位	m ²
施工区分	入力条件		
工種区分	J 1		
借地料	借地料単価（円／m ² ）		

③ 電力基本料金

施工歩掛コード	WB010240	施工単位	式
施工区分	入力条件		
工種区分	J 1		
電力基本料金	電力基本料金（千円単位）		

④ 用水基本料金

施工歩掛コード	WB010250	施工単位	式
施工区分	入力条件		
工種区分	J 1		
用水基本料金	用水基本料金（千円単位）		

⑤ 電力設備用工事負担金

施工歩掛コード	WB010260	施工単位	式
施工区分	入力条件		
工種区分	J 1		
電力設備用工事負担金	電力設備用工事負担金（千円単位）		

2-7 技術管理費

(1) 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 品質管理のための試験等に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量等に要する費用。
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(2) 積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。

- ① 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用
- ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用
- ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用
- ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- ⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
- ⑧ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用
- ⑨ 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用
- ⑩ P C 上部工、アンカーワーク等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
- ⑪ トンネル工（N A T M）の計測Aに要する費用
- ⑫ 塗装膜厚施工管理に要する費用
- ⑬ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）
- ⑭ 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）
- ⑮ 品質証明に係る費用（品質証明費）
- ⑯ 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

(イ) 特殊な品質管理に要する費用

- ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
- ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験

(ロ) 現場条件等により積上げを要する費用

- ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用
- ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（N A T M）の計測Bに要する費用
- ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用
- ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用
- ・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用

(ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用

- ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。

(ニ) I C T 建設機械に要する以下の費用

・保守点検

（施工箇所が点在する工事においては、施工箇所毎の施工数量によるものとするため、箇所毎に必要額を計上するものとする。）

・システム初期費

（1工事当り使用機種毎に一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。）

・3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

(ホ) その他、前記イ、ロ、ハ、ニに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

(3) 施工単価入力基準表
 ① 土質等試験費 (一式入力)

施工歩掛コード	WB010370	施工単位	式
施工区分	入 力 条 件		
工種区分	J 1		
土質等試験費	土質等試験費 (千円単位)		

(注) 本コードは、管理費区分「9」を設定しているため、間接費を含む金額を計上すること。

② 地質調査費 (一式入力)

施工歩掛コード	WB010380	施工単位	式
施工区分	入 力 条 件		
工種区分	J 1		
地質調査費	地質調査費 (千円単位)		

(注) 本コードは、管理費区分「9」を設定しているため、間接費を含む金額を計上すること。

③ 保守点検

1) 挖削 (I C T) 保守点検

施工歩掛コード	WB010400	施工単位	式	入 力 条 件	
施工区分	入 力 条 件				
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5
各 種	土質 ①土砂 ②岩塊・玉石	施工方法 ①オープンカット ②片切掘削	障害の有無 ①無し ②有り	工事全体 施工数量 ①5,000m ³ 未満 ②5,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満 ③10,000m ³ 以上 50,000m ³ 未満 ④50,000m ³ 以上	条件別 I C T建機 施工数量 (実数入力) (m ³)

- (注) 1. 土量は、地山土量とする。
 2. J 1 条件で②を選択した場合は、J 2 条件の②は選択出来ない。
 3. J 2 条件で②を選択した場合は、J 3, J 4 条件は入力する必要はない。
 4. 工事全体施工数量は、1 工事当りの全体掘削土量とする。なお、数量の判定は、「第II編第1章土工
 ②-1 3-1 挖削 (注) 6. 施工数量、破碎片除去数量」による。
 5. 条件別 I C T建機施工数量は、J 1 ~ J 4 で入力した条件に対する掘削土量とする。

2) 路体(築堤)盛土(ICT)保守点検

施工歩掛コード	WB010420	施工単位	式
施工区分	入力条件件		
	J 1	J 2	J 3
各種	工事全体 施工数量 ①10,000m ³ 未満 ②10,000m ³ 以上	障害の有無 ①無し ②有り	条件別 施工数量 (実数入力) (m ³)

- (注) 1. 土量は締固め後の土量とする。
 2. 工事全体施工数量は、ICT施工による1工事当たりの全体盛土量とする。
 3. 条件別施工数量は、J 1, J 2で入力した条件に対する盛土量とする。

3) 路床盛土(ICT)保守点検

施工歩掛コード	WB010430	施工単位	式
施工区分	入力条件件		
	J 1	J 2	J 3
各種	工事全体 施工数量 ①10,000m ³ 未満 ②10,000m ³ 以上	障害の有無 ①無し ②有り	条件別 施工数量 (実数入力) (m ³)

- (注) 1. 土量は締固め後の土量とする。
 2. 工事全体施工数量は、ICT施工による1工事当たりの全体盛土量とする。
 3. 条件別施工数量は、J 1～J 2で入力した条件に対する盛土量とする。

4) 床掘り(ICT)保守点検

施工歩掛コード	WB010490	施工単位	式
施工区分	入力条件件		
	J 1	J 2	J 3
各種	土留方式の種類 ①無し ②自立式 ③グランドアンカー式 ④切梁腹起式	障害の有無 ①無し ②有り	条件別 施工数量 (実数入力) (m ³)

- (注) 1. 土量は、地山土量とする。
 2. 条件別施工数量は、J 1, J 2で入力した条件に対する数量とする。

5) 法面整形 (I C T) 保守点検

施工歩掛コード	WB010440	施工単位	式
施工区分	入力条件件		
	J 1	J 2	J 3
各種	整形箇所 ①盛土部 ②切土部	法面締固めの有無 ①有り ②無し	土質 ①レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土 ②軟岩 I
			条件別施工数量 (実数入力) (m2)

- (注) 1. J 1 条件で①を選択した場合は、J 3 条件は①で固定する。
 2. J 1 条件で②を選択した場合は、J 2 条件は選択する必要はない。
 3. 条件別施工数量は、J 1 ~ J 3 で入力した条件に対する数量とする。

6) 不陸整正 (I C T) 保守点検

施工歩掛コード	WB010450	施工単位	式
施工区分	入力条件件		
	J 1	J 2	
各種	施工数量 (実数入力) (m2)	層数 (実数入力) (層)	

7) 下層路盤（車道・路肩部）(I C T) 保守点検

施工歩掛コード	WB010460	施工単位	式
施工区分	入力条件件		
	J 1	J 2	
各種	施工数量 (実数入力) (m2)	層数 (実数入力) (層)	

(注) 一層当たりの仕上り厚さは 20cm までとする。

8) 上層路盤（車道・路肩部）(I C T) 保守点検

施工歩掛コード	WB010470	施工単位	式
施工区分	入力条件件		
	J 1	J 2	
各種	施工数量 (実数入力) (m2)	層数 (実数入力) (層)	

(注) 一層当たりの仕上り厚さは 15cm までとする。

9) 河床等掘削（I C T）保守点検

施工歩掛コード	WB010500	施工単位	式
施工区分	入 力 条 件		
	J 1		
各 種	施工数量 (実数入力) (m ³)		

(注) 上表の土量は、地山土量とする。

10) 掘削（砂防）（I C T）保守点検

施工歩掛コード	WB010480	施工単位	式	
施工区分	入 力 条 件			
	J 1	J 2	J 3	J 4
各 種	土質 ①土砂 ②岩塊・玉石	工事全体 施工数量 ①3,000m ³ 未満 ②3,000m ³ 以上	障害の有無 ①無し ②有り	条件別 I C T建機 施工数量 (実数入力) (m ³)

(注) 1. 土量は、地山土量とする。

2. 工事全体施工数量は、1工事当たりの全体掘削土量により判定する。

3. 条件別 I C T建機施工数量は、J 1～J 3で入力した条件に対する掘削土量とする。

④ システム初期費（I C T）

施工歩掛コード	WB010510	施工単位	式
施工区分	入 力 条 件		
	J 1		
各 種	対象機械 ①バックホウ ②ブルドーザ ③モータグレーダ		

⑤ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（I C T）

施工歩掛コード	WB010610	施工単位	式
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J 1 作成費用（千円）		

(注) 本コードは、管理費区分「9」を設定しているため、間接費を含む金額を計上すること。

2-8 営繕費

(1) 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 2) 労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 4) 労働者の輸送に要する費用
- 5) 上記 1), 2), 3) に係る土地・建物の借上げに要する費用
- 6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- 7) 1)～6) に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

(2) 積算方法

営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1), 2), 3), 4), 5) 及び 6) の内以下の項目とする。

- ・コンクリートダム、フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

1) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用

監督員詰所及び火薬庫等の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。

イ. 監督員詰所

- ・設置撤去する場合 $E_k = A \cdot (500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
- ・設置のみの場合 $E_k = A \cdot (500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
- ・撤去のみの場合 $E_k = A \cdot (500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
- ・損料のみの場合 $E_k = A \cdot (500 \cdot M) + t \cdot M$

ただし、 E_k : 監督員詰所に係る営繕費

(E_k には、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記 t の費用が含まれる。)

A : 建物面積 (m²)

(建物面積は人員 2 名までは 25 m²を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することが出来る。)

M : 月数 (必要日数を 30 日で除し、小数第 2 位を四捨五入し、第 1 位とする。)

t : 次の項目に要する費用

- a. 備品（机、いす、黒板、温度計、書箱、時計、エアコン、消火器、湯沸器、ロッカー、応接セット）に要する費用

備品は損料として 13,800 円／月を計上する。

- b. その他、現場条件等により積上げを要する費用。

(注) 1. 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。

2. 上記の E_k については、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。

3. 電気、水道、ガスに係る既設の供給管（線）と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することが出来る。

4. 監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することが出来る。

(ロ) 火薬庫類

(イ) 火薬庫類の計上区分

(a) 大規模工事 (1工事の火薬使用量が、20t以上の場合)

表2.1 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格
火 薬 庫	2級火薬庫 鋼製移動式 2t 庫 5.0 m ²
火 工 品 庫	鋼製移動式 1t 3.2 m ²
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m ²
火 工 所	組立テント式 1.9 m ²

(注) 各都道府県等の条例、現場条件等により現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は小規模工事に準ずる。

(b) 小規模工事 (大規模以外の工事)

表2.2 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m ²	1日の使用量が 25kg 以下の場合は計上しない。
火 工 所	組立テント式 1.9 m ²	

(注) 交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合、又は各都道府県等で条例、その他別途定められている場合においては必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

(ロ) 火薬庫類の営繕損料

表2.3 1現場当たり火薬庫類損料

火薬庫類等	規 格	損料 (2年以下一律) (円)
火 薬 庫	2級火薬庫 鋼製移動式 2t 庫 5.0 m ²	620,000
火 工 品 庫	鋼製移動式 1t 3.2 m ²	523,000
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m ²	459,000
火 工 所	組立テント式 1.9 m ²	54,000

(注) 1. 1現場当たりの使用期間が2年を超える場合は下記のとおりとする。

a. 2年を超える場合は、上表損料の40%増とする。

b. 4年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮して別途積算する。

2. 火薬庫類損料には、火薬庫類の設置・撤去、立入防止柵、警報装置等の費用を含む。

(ハ) 保安管理費

火薬庫、火工品庫を設置する工事にあたっては、火薬類盗難防止の万全を期するため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。

保安管理費=火薬庫類設置期間(月)×30日／月×普通作業員単価(昼間単価)

(注) 火薬庫類設置期間は火薬を使用する工種の設計工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位(2捨3入)とする。

(二) 火薬庫類の設置にあたり土地の借上げが必要な場合は別途計上することが出来る。

2) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用とし、積算方法は第9章〔土木請負工事における現場環境改善費の積算〕による。

3) その他、現場条件等により積上げを要する費用。

(3) 除雪工事で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正

1) 除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設率の補正について

積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、「2-8 営繕費(2)積算方法」のとおりであるが、除雪工事においては、現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合がある。そのため、共通仮設費率に対して現場事務所、労働者宿舎、倉庫の設置・撤去・維持・補修の割引補正を行う必要がある。

2) 除雪工事において現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の算定方法

イ) 施工地域を考慮した補正係数を適用する場合

共通仮設費（率分）

$$= \text{対象額 (P)} \times (\text{除雪工事補正共通仮設費率} + \text{施工地域補正後の共通仮設費率} - \text{共通仮設費率})$$

・対象額 (P) : 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費

・除雪工事補正共通仮設費率 (%) : 共通仮設費率 (K_r) × 除雪工事補正係数 (S_r)

・除雪工事補正係数 (S_r) : 現場事務所等を貸与する場合の割引補正係数

・施工地域補正後の共通仮設費率 (%) : 共通仮設費率 (K_r) × 施工地域補正係数

・施工地域補正係数 : (2-1 共通仮設費の率分(2)共通仮設費の補正) の施工地域を考慮した補正係数による

市街地補正係数の適用については、「2-1 共通仮設費の率分(2)共通仮設費率の補正 1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」を参照のこと。

なお、除雪工事補正共通仮設費率及び施工地域補正後の共通仮設費率の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

表3.1 除雪工事補正係数(Sr)

区分	補正係数
宿舎のみ 使用の場合	0.95
事務所のみ	〃
倉庫のみ	〃
宿舎と事務所を	〃
宿舎と倉庫を	0.90
事務所と倉庫を	〃
宿舎、事務所、倉庫を	0.85

(4) 施工単価入力基準表

① 監督員詰所

施工歩掛コード	WB010270	施工単位	式
施工区分	人 力 条 件		
各 種	J 1	J 2	J 3
	設置形態 ①設置・撤去する場合 ②設置のみの場合 ③撤去のみの場合 ④損料のみの場合	詰所設置月数 (月) (実数入力)	建 物 面 積 (m ²) (実数入力)

(注) 設置月数は、小数第2位を四捨五入し、第1位とする。

② 火薬庫類損料

施工歩掛コード	WB010280	施 工 单 位	式
施工区分	入力条件		
各 種	J 1		
	施工区分 ①大規模 2年まで ②大規模 2年を超え4年以下 ③小規模 2年まで 1日当たり火薬使用量 25kg/日を超える ④小規模 2年を超え4年以下 1日当たり火薬使用量 25kg/日を超える ⑤小規模 2年まで 1日当たり火薬使用量 25kg/日以下 ⑥小規模 2年を超え4年以下 1日当たり火薬使用量 25kg/日以下		

(注) 各都道府県等の条例、現場条件等により現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は小規模工事に準ずる。

③ 保安管理費

施工歩掛コード	WB010290	施 工 单 位	式
施工区分	入力条件		
各 種	J 1		
	火薬庫類設置 期 間 (月) (実数入力)		

(注) 設置期間(月)は0.5ヶ月単位(2捨3入)とする

3. 現場管理費

(1) 現場管理費の項目及び内容

1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）

ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用

ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

5) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与

ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

8) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

9) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

10) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

11) 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

12) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費

ただし、臨時にして巨額なものは除く。

13) 外注経費

工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費

14) 工事登録等に要する費用

工事実績等の登録に要する費用

15) 動力・用水光熱費

現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）

16) 公共事業労務費調査に要する費用

17) 雜費

1)から16)までに属さない諸費用

(2) 現場管理費の算定

- 1) 現場管理費は別表第2（第1表～第5表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。
なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分 の（二）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。
- 2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
- 3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

- 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、別表第2の工種別現場管理費率を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高2%とする。

イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

- a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。
ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。

b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。

施工時期	適用地域	備考
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。
12月1日～3月31日	上記以外の地域	

c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。

補正值(%) = 冬期率 × 補正係数

冬期率 = 12月1日～3月31日 (11月1日～3月31日)までの工事期間／工期

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1級地	1.80
2〃	1.60
3〃	1.40
4〃	1.20

(注) 1. 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 補正值は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

ロ) 緊急工事の場合

緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)、(4)を対象とする。	1.2	2
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	下水道工事 (1), (2), (4)			
市街地(DID補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	3
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	5

一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	6
市街地（DID 補正） (1) - 3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	7
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区的場合。	1.0	8

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D 地区）をいう。

なお、D I D 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人／km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

3) その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記 1) 及び 2) のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

- 1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。

- 1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。
- 2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、起案時における市場価格又は類似品価格とする。
- 3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含めない。

(6) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。

なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

2. 処分費を計上する場合は、「第I編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第I

編第14章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。

3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。

(7) 現場管理費の計算

- 1) 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

現場管理費=対象純工事費×{(現場管理費率×補正係数)+補正值}

対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率は、別表第2（第1表～第5表）による。

補正係数は、(3)2)施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(3)1)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率J₀の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第2

現場管理費率

第1表

工種区分 対象額 適用区分	700万円 以 下	700万円を超える10億円 以 下		10億円を超えるもの
	下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
		A	b	
河 川 工 事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
海 岸 工 事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
道 路 改 良 工 事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼 橋 架 設 工 事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C 橋 工 事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗 装 工 事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂 防 ・ 地 す べ り 等 工 事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
公 園 工 事	42.63	387.3	-0.1400	21.28
電 線 共 同 溝 工 事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91
情 報 ボ ッ ク ス 工 事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28
下 水 道 (4) 工 事	35.05	204.8	-0.1120	20.11

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分 対象額 適用区分	700万円 以 下	700万円を超える3億円 以 下		3億円を超えるもの
	下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
		A	b	
橋 梁 保 全 工 事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分 対象額 適用区分	200万円 以 下	200万円を超える1億円 以 下		1億円を超えるもの
	下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
		A	b	
道 路 維 持 工 事	60.00	631.2	-0.1622	31.81
河 川 維 持 工 事	42.12	172.3	-0.0971	28.81

第4表

工種区分	適用区分	対象額 1,000万円 以 下	1,000万円を超える20億円 以 下	20億円を 超えるもの	
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。	下記の 率 とする	
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

工種区分	適用区分	対象額 3億円 以 下	3億円を超える50億円 以 下	50億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。	下記の 率 とする
			A	
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし, } J_o : \text{現場管理費率 (\%)} \\ N_p : \text{純工事費 (円)}$$

A, b : 変数値

- (注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分 の (二)」
 及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

③ 現場発生品及び支給品運搬

1. 適用範囲

本資料は、現場発生品・支給品運搬に適用する。

1-1 適用出来る範囲

(1) 防護柵、コンクリート二次製品等の現場発生品又は支給品の積込み、荷卸し及び指定箇所までの運搬

1-2 適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

(1) 4t 積車を超える車種を使用する場合

(2) 現場発生品又は支給品以外の積込み、運搬

(3) 自動車専用道路を利用する場合

(4) 「第II編第2章共通工⑯旧橋撤去工」により発生した高欄の運搬の場合

2. 施工パッケージ

2-1 現場発生品・支給品運搬

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表2.1 現場発生品・支給品運搬 積算条件区分一覧

(積算単位：回)

トラック機種	片道運搬距離	1回当たり平均積載質量
クレーン装置付 ベーストラック 2t 積、吊能力 2t (参考) 荷台長 L=3.0m 荷台幅 W=1.6m	(表 2.2)	0.1t 以下
		0.1t 超 0.2t 以下
		0.2t 超 0.3t 以下
		0.3t 超 0.5t 以下
		0.5t 超 0.8t 以下
		0.8t 超 1.1t 以下
		1.1t 超 1.5t 以下
		1.5t 超 2.0t 以下
クレーン装置付 ベーストラック 4~4.5t 積、吊能力 2.9t (参考) 荷台長 L=3.4m 荷台幅 W=2.0m	(表 2.2)	0.1t 以下
		0.1t 超 0.2t 以下
		0.2t 超 0.3t 以下
		0.3t 超 0.5t 以下
		0.5t 超 0.8t 以下
		0.8t 超 1.1t 以下
		1.1t 超 1.5t 以下
		1.5t 超 2.0t 以下
		2.0t 超 2.6t 以下
		2.6t 超 2.95t 以下

(注) 1. 上表は、構造物等撤去に伴う現場発生材や防護柵、コンクリート二次製品等の現場発生品又は支給品の積込み、指定箇所までの運搬、取卸し等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 運搬費は発生（又は支給）する工種毎に直接工事費として計上する。

表2. 2 片道運搬距離

積算条件	区分
片道運搬距離	2.0km 以下
	5.0km 以下
	9.0km 以下
	14.0km 以下
	20.0km 以下
	27.0km 以下
	35.0km 以下
	46.0km 以下
	60.0km 以下

(注) 運搬距離が 60km を超える場合は別途考慮する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表2. 3 現場発生品・支給品運搬 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t 積 吊能力 2.0t	
		トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t 積 吊能力 2.9t	
	K 2	-	
	K 3	-	
労務	R 1	運転手 (特殊)	
	R 2	普通作業員	
	R 3	-	
	R 4	-	
材料	Z 1	軽油 1.2 号 パトロール給油	
	Z 2	-	
	Z 3	-	
	Z 4	-	
市場単価	S	-	

3. 施工単価入力基準表

(1) 現場発生品・支給品運搬

パッケージコード	CB010410	施工単位	回
施工区分	人 力 条 件		
	J 1	J 2	J 3
各 種	① トラック機種 ② クレーン装置付ベーストラック 2t 積、 吊能力 2t (参考)荷台長 L=3.0m 荷台幅 W=1.6m ③ クレーン装置付ベーストラック 4~ 4.5t 積、吊能力 2.9t (参考)荷台長 L=3.4m 荷台幅 W=2.0m	片道運搬距離 (km) (表3. 1)	1回当たり平均積載質量 (t) (表3. 2)

(注) J 1 条件で①を選択した場合は、J 3 条件で⑨~⑩を選択することが出来ない。

表3. 1 片道運搬距離

片道運搬距離	入力番号
2.0km 以下	①
5.0km 以下	②
9.0km 以下	③
14.0km 以下	④
20.0km 以下	⑤
27.0km 以下	⑥
35.0km 以下	⑦
46.0km 以下	⑧
60.0km 以下	⑨

表3. 2 1回当たり平均積載質量

1回当たり平均積載質量	入力番号
0.1t 以下	①
0.1t 超 0.2t 以下	②
0.2t 超 0.3t 以下	③
0.3t 超 0.5t 以下	④
0.5t 超 0.8t 以下	⑤
0.8t 超 1.1t 以下	⑥
1.1t 超 1.5t 以下	⑦
1.5t 超 2.0t 以下	⑧
2.0t 超 2.6t 以下	⑨
2.6t 超 2.95t 以下	⑩

第3章 一般管理費等及び 消費税等相当額

① 一般管理費等	I -3-①- 1	② 消費税等相当額	I -3-②- 1
1 一般管理費の項目及び内容	I -3-①- 1		
2 付加利益	I -3-①- 2		
3 一般管理費等の算定	I -3-①- 2		
4 一般管理費等率の補正	I -3-①- 2		

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

① 一般管理費等

1 一般管理費の項目及び内容

- (1) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）
- (2) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- (3) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娛樂、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- (9) 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス等の費用
- (10) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- (11) 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用
- (12) 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (18) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- (19) 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- (20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (21) 雜費
電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

2 付 加 利 益

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与（損金算入分を除く）
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3 一般管理費等の算定

一般管理費等は、1 及び 2 の額の合計額とし、別表第 1 の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第 2 章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1) 率計算による部分 の (二)」及び「第 2 章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の対象外である。
 - 1) 前払金支出割合の相違による取扱い
前払金支出割合が 35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第 2 の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を 3 で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。
 - 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い
前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第 3 の補正值を加算したものを一般管理費等とする。
- (2) 支給品等の取扱い
資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。
- (3) 自社製品の取扱い（プレテン桟、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について
自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第 1

一 般 管 理 費 等 率

- (1) 前払金支出割合が 35%を超え 40%以下の場合

工 事 原 価	500 万円以下	500 万円を超える 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

- (2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -4.97802 \times \log(C_p) + 56.92101 \quad (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率 (%)

C_p ：工事原価（単位円）

(注) 1. G_p の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

2. 対象とする工事原価については、「第 2 章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1) 率計算による部分 の (二)」及び「第 2 章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第 2

一 般 管 理 費 等 率 の 補 正

前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超える 15%以下	15%を超える 25%以下	25%を超える 35%以下
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第 1 で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

別表第 3

契約保証に係る一般管理費等率の補正

保 証 の 方 法	補正值(%)
ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（名古屋市工事請負契約約款第 4 条を採用する場合）。	0.04
ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース 3：ケース 1 及び 2 以外の場合。	補正しない

(注) 1. ケースー 3 の具体例は以下のとおり。

工事請負契約における契約の保証に関する取扱い第 5 項 契約の保証の例外に該当する場合

2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

② 消費税等相当額

消費税等相当額の積算は次のとおりとする。

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について

① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について.....	I-4-①- 1
1 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整について.....	I-4-①- 1
2 共通仮設費の調整計算の方法.....	I-4-①- 2
3 現場管理費の調整計算の方法.....	I-4-①- 4
4 一般管理費等の調整計算の方法.....	I-4-①- 5
② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について.....	I-4-②- 1
1 現場管理費の調整計算の一般式.....	I-4-②- 1
2 一般管理費等の調整計算の一般式.....	I-4-②- 1
3 設計変更について.....	I-4-②- 1
4 共通仮設費.....	I-4-②- 1
③ 名古屋市工事請負契約書第24条(スライド条項)の減額となる場合の運用について.....	I-4-③- 1
1 適用対象工事.....	I-4-③- 1
2 スライド額の算定.....	I-4-③- 1
3 スライド基準日.....	I-4-③- 1
4 全体スライド条項の適用に関する特例.....	I-4-③- 1
5 その他.....	I-4-③- 1
④ 名古屋市工事請負契約約款第24条第5項(单品スライド条項)の減額となる場合の取扱いについて.....	I-4-④-1
1 適用対象工事等.....	I-4-④-1
2 対象材料.....	I-4-④-1
3 スライド額の算定.....	I-4-④-1
4 スライド単価.....	I-4-④-2
5 対象数量の算出方法.....	I-4-④-2
6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する協議.....	I-4-④-2
7 部分払時の取扱い.....	I-4-④-3
8 部分引渡し.....	I-4-④-3
9 契約変更.....	I-4-④-3
10 单品スライド条項の適用に関する特例.....	I-4-④-3
11 その他.....	I-4-④-3
⑤ 名古屋市工事請負契約約款第24条(スライド条項)の増額となる場合の取扱いについて.....	I-4-⑤-1
1 適用対象工事.....	I-4-⑤-1
2 残工事量の算定.....	I-4-⑤-1
3 対象費目.....	I-4-⑤-1
4 スライド額の算定.....	I-4-⑤-1
5 スライド単価.....	I-4-⑤-2
6 契約変更.....	I-4-⑤-2
7 その他.....	I-4-⑤-2

⑥ 名古屋市工事請負契約約款第24条	
第5項（スライド条項）の増額となる場合の取扱いについて	I-4-⑥-1
1 適用対象工事等	I-4-⑥-1
2 対象材料	I-4-⑥-1
3 スライド額の算定	I-4-⑥-1
4 スライド単価	I-4-⑥-2
5 対象数量の算出方法	I-4-⑥-2
6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認	I-4-⑥-3
7 部分払時の取扱い	I-4-⑥-3
8 部分引渡し	I-4-⑥-3
9 契約変更	I-4-⑥-3
10 単品スライド条項の適用に関する特例	I-4-⑥-3
11 その他	I-4-⑥-4

第4章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について

① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整について

随意契約方式により工事を発注する場合の調整については次のとおりとする。

(1) 調整対象となる工事

- 1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。
- 2) 繰越、債務負担工事の取扱い

現工事が繰越又は債務負担で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

(2) 調整の対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。

(3) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。

1) 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しうんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	暖冷房衛生設備工事

2) 積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。

(イ) 現場管理費については調整しない。

(ロ) 一般管理費等については調整する。

3) 積算体系が異なる異種の工事は調整しない。

2 共通仮設費の調整計算の方法

(1) 積上げ計算部分

- 1) 運搬費
実態に合わせ調整する。
- 2) 事業損失防止施設費
実態に合わせ調整する。
- 3) 安全費
実態に合わせ調整する。
- 4) 技術管理費
実態に合わせ調整する。
- 5) 営繕費
実態に合わせ調整する。
- 6) その他の共通仮設費
実態に合わせ調整する。

(2) 率計算部分

- 1) 工種の適用
現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

(3) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

- 1) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A : 当該追加工事の共通仮設費

B : 現工事の共通仮設費対象額

D : 合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$: Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$: Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

- 2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の共通仮設費

B : 現工事の対象額

C : 当該追加工事の対象額

D : 合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S_r ①$: Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$: Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S_r ① = \frac{B \times S_r ② + C \times S_r ③}{B + C}$$

$S_r ①$: (B + C)に相当する主たる工種の補正係数

$S_r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S_r ③$: Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \cdot S_r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%)

なお、補正後の共通仮設费率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

β②：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設费率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(4) 現場環境改善費（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）

1) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

2) 調整計算の方法（率計算部分）

(イ) 現工事及び追加工事とも現場環境改善費の場合

$$A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A : 当該追加工事の現場環境改善費

B : 現工事の現場環境改善費対象額

D : 合算工事の現場環境改善費対象額

$\gamma 1$: Dに相当する現場環境改善费率

$\gamma 2$: Bに相当する現工事の現場環境改善费率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(ロ) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合

追加工事の単独計算

3 現場管理費の調整計算の方法

(1) 工種の適用

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

(2) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

1) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

D : 合算工事の対象額

$\beta 1$: Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率

$\beta 2$: Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

2) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

(イ) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合

$$A \leq (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$: 現工事の現場管理費補正率

(ロ) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合

$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C : 当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$: 当該追加工事の現場管理費補正率

(ハ) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合

$$A \leq \{D \times (\beta 1 + \gamma 3)\} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 3$: Dに相当する現場管理費補正率

B, Cに対する $\gamma 1$, $\gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を $\gamma 3$ とする。

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

3) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

C : 当該追加工事の調整後の純工事費

D : 合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$: Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率 (%)

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$: Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

S r ① : (B + C)に相当する主たる工種の補正係数

S r ② : Bに相当する現工事の工種の補正係数

S r ③ : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ② : B に相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率 (%)$$

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ② : B に相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率$

$\delta 1 : \text{当該追加工事の現場管理費補正率 (補正率が無い場合は } 0\% \text{ とする。)}$

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

4 一般管理費等の調整計算の方法

(1) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等

B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C : 当該追加工事の調整後の工事原価

D : 合算工事の工事原価

$\alpha 1 : D$ に相当する一般管理費等率

$\alpha 2 : B$ に相当する現工事の一般管理費等率

$\beta : \text{当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值}$

$\delta 1 : \text{前払金支出割合による補正係数}$

現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta 2 : \text{現工事の前払金支出割合による補正係数}$

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 現場管理費の調整計算の一般式

$$A \leq (D \times \beta_1) - B \times \beta_2$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

D : 合算工事の純工事費

β_1 : Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

β_2 : Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 現場管理費の調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

2 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A \leq (D \times \alpha_1 \times \delta_1) - B \times \alpha_2 \times \delta_2 + C \times \beta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等

B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C : 当該追加工事の調整後の工事原価

D : 合算工事の工事原価

α_1 : Dに相当する改正基準による一般管理費等率

α_2 : Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

δ_1 : 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

δ_2 : 現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

3 設計変更について

旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。

4 共通仮設費

共通仮設費の積算にあたっても上記現場管理費の取扱いと同様とする。

③ 名古屋市工事請負契約約款第 24 条（スライド条項）の減額となる場合の取扱いについて

1 適用対象工事

適用対象工事は、同条項に基づく発注者からの請負代金額の変更の請求の際に次のいずれにも該当する工事とする。なお、ウ及びエについては、約款第 24 条第 1 項に規定する「請負代金額が不適当となったと認めるとき」に該当するものである。

- ア 契約締結日（注 1）から 12 カ月を経過した工事であること。
- イ 残工事の工期がスライド条項に基づく請負代金額変更の基準日（スライド基準日）から 2 カ月以上あること。
- ウ 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、30 / 1000 以上変化していると予想されること。
- エ 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。

（注 1）既に全体スライド条項により請負代金額の変更を行っている場合は、当該全体スライド条項を適用した基準日（直前のもの）とする。

2 スライド額の算定

全体スライド額は、次により算定する。[約款第 24 条第 2 項]

$$S = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1000)] \quad (\text{ただし、} P_1 > P_2)$$

S ; スライド額(減額)

P₁ ; 変動前の残工事代金額（請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額）

P₂ ; 変動後の残工事代金額（スライド基準日の賃金・物価を基礎として算出した P₁ に相応する額）

(P = α × Z, α ; 変動前の請負代金額／変動前の総設計金額(落札率)、Z ; 積算額)

3 スライド基準日

原則として、契約締結日から 12 カ月を経過する日の属する月の末の平日とする。ただし、月末の平日では残工期が 2 カ月に満たなくなる場合は、月末の平日よりも前に設定するものとする。

また、残工期が 2 カ月を超える場合は、翌月に設定することができる。

4 全体スライド条項の適用に関する特則

スライド条項適用の取扱いにあたっては、上記によるものを除き、平成 11 年 8 月 5 日付けで自治大臣官房企画室から送付された建設省の運用等（「工事請負契約書第 25 条（スライド条項）の減額となる場合の運用について（平成 11 年 7 月 9 日付、各地方建設局総務部長・企画部長あて建設大臣官房地方厚生課長・技術調査室長名事務連絡）」及びこれに関連する運用をいう。）に準じて取り扱うものとする。

5 その他

スライド条項適用の取扱いに関し疑義等が生じ、全庁的調整が必要となる場合は、その都度、関係局による調整のための会議を設けて検討することとする。

④ 名古屋市工事請負契約約款第24条第5項（単品スライド条項）の減額となる場合の取扱いについて

1 適用対象工事等

- (1) 適用対象工事は、同条項に基づく発注者からの請負代金額の変更の請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上あるもののうち、工事材料に2に規定する対象材料を含むものとする。
- (2) (1)に規定する請求を行ったときは、約款第24条第8項の規定に基づき、請負人の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から30日前の日」と定め、これを(1)の請求を行った日から7日以内に請負人に通知するものとする。

2 対象材料

- (1) 約款第24条第5項に規定する「主要な工事材料」（以下「対象材料」という。）は、鋼材類、燃料油等であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。なお、適用対象とする工事材料の決定等については、その都度関係局で調整して行うものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times \text{消費税率}$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times \text{消費税率}$$

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

p ：設計時点における各材料の単価

p' ：4の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D ：5の規定に基づき各材料について算定した対象数量

k ：落札率

消費税率： $1 + \text{消費税率} (\%) / 100$

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の約款第36条第3項に規定する通知の書面において、7の規定により、発注者又は請負人は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができます旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

3 スライド額の算定

- (1) 単品スライド額は、次により算定する。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

S ：単品スライド額（減額）

P ：2に規定する請負代金額

- (2) 請負人が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して6(1)により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{変更}}$ を上回り、かつ証明書類

によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、（1）の規定にかかわらず、（1）のM_{変更}に代えて請負人の実際の購入金額を用いて、（1）の算式により単品スライド額を算定する。

（3）（2）の「請負人が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 6の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を請負人が実際に購入した際の代金額。
- ② 6の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに請負人が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、6（3）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4（1）②の平均価格を乗じて得た金額。

（4）単品スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

4 スライド単価

単品スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（p'）は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類及びその他対象材料（燃料油を除く。）

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

② 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

5 対象数量の算出方法

（1）単品スライド額の算定の対象とする数量（D）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

① 設計図書等に記載された数量があるときは、当該数量

② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者の設計数量

③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。

（2）請負代金の部分払をした工事にあっては、7に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、（1）に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する請負人との協議

（1）発注者が算定したスライド額に対し、請負人が異議を申し立てたときは、請負人に対し、請負人が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

（2）請負人が（1）の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について（1）に規定する事項を

確認できない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

(3) (2) の規定にかかわらず、燃料油等に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を請負人が提出し難い事情があると認める場合においては、請負人が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、請負人が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、請負人が証明した数量以外の数量についても5の対象数量とすることができる。

7 部分払時の取扱い

約款第36条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は請負人の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は請負人は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

8 部分引渡し

約款第37条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

9 契約変更

単品スライド条項に基づく契約変更是、工期の末に行うものとする。

10 単品スライド条項の適用に関する特則

(1) 単品スライド条項は、平成21年6月15日（以下「適用日」という。）から適用する。
(2) 全体スライド条項を適用して請負代金額を変更した契約については、2(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各材料の単価」とあるのは「設計時点における各材料の単価（約款第24条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、3(1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から約款第24条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

11 その他

スライド条項適用の取扱いに関し疑義等が生じ、全般的調整が必要となる場合は、その都度、関係局による調整のための会議を設けて検討することとする。

⑤ 名古屋市工事請負契約約款第24条第1項（スライド条項）の増額となる場合の取扱いについて

1 適用対象工事

適用対象工事は、同条項に基づく請負人からの請負代金額の変更の請求（注1）のあった工事のうち、次のいずれにも該当するものとする。

ア 契約締結日（注2）から12か月を経過した工事であること。

イ 残工事の工期が全体スライド条項に基づく請負代金額変更の基準日（スライド基準日）（注3）から2月以上あること。

ウ 請負人からの請求を基に発注者が積算した残工事の請負代金の変動額が15/1000を超えていること。

（注1） 請負人は、自ら把握している残工事について変動後の単価で見積りを行い、変動額が15/1000を超えている場合に請求できるものとする。

（注2） 既に全体スライド条項により請負代金額の変更を行っている場合は、当該全体スライド条項を適用した基準日（直前のもの）とする。

（注3） 原則として、請負人からの請求があった日とする。

2 残工事量の算定

残工事量の算定は次のとおり行うものとする。

（1）出来形数量の確認は、数量総括表に対応して行う。

（2）先行指示されている設計量については、変更契約を行っていないものについても算定の対象とする。

（3）材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。

（4）請負人の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含める。

3 対象費目

全体スライド額の算定は、労務単価、材料単価、機械器具損料単価並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行い、歩掛の変更については考慮しないものとする。

4 スライド額の算定

全体スライド額は、次により算定する。[約款第24条第2項]

$$S = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)] \quad (\text{ただし, } P_1 < P_2)$$

S; 全体スライド額（増額）

P1; 変動前の残工事代金額（請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額）

P2; 変動後の残工事代金額（スライド基準日の賃金・物価を基礎として算出したP1に相応する額）

(P = $\alpha \times Z$ 、 α ; 変動前の請負代金額／変動前の総設計金額、Z: 積算額)

5 スライド単価

全体スライド額の算定には、スライド基準日直近において発注者が定める単価又はスライド算定用の単価（工事科目ごとに設定した物価変動率を含む。）を用いるものとする。ただし、特別調査及び見積価格による単価等、再調査、再見積に多大な労力、日数が必要となるときは、当該単価による工事費が工事費全体に占める割合が大きい場合を除き、当初採用単価によるものとする。

6 契約変更

全体スライド条項に基づく契約変更は、工期末又は年度末までに、他の設計変更（精算変更を含む）と合わせて行うことができるものとする。

7 その他

スライド条項適用の取扱いに関し疑義等が生じ、全庁的調整が必要となる場合は、その都度、関係局による調整のための会議を設けて検討することとする。

⑥ 名古屋市工事請負契約約款第24条第5項（スライド条項）の増額となる場合の取扱いについて

1 適用対象工事等

- (1) 適用対象工事は、同条項に基づく請負人からの請負代金額の変更の請求の際に、残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある工事のうち、工事材料に2に規定する対象材料を含むものとする。
- (2) (1)に規定する請求があったときは、約款第24条第8項の規定に基づき、請負人の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に請負人に通知するものとする。

2 対象材料

- (1) 約款第24条第5項に規定する「主要な工事材料」（以下「対象材料」という。）は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times \text{消費税率}$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times \text{消費税率}$$

$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}$ ：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}$ ：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p ：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' ：4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D ：5の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k ：落札率

消費税率： $1 + \text{消費税率} (\%) / 100$

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の約款第36条第3項に規定する通知の書面において、7の規定により、発注者又は請負人は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができます旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

3 スライド額の算定

- (1) 単品スライド額は、次により算定する。

$$S = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) - P \times 1/100$$

S ：単品スライド額（増額）

P ：2に規定する請負代金額

(2) 請負人が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が（1）のM_{変更鋼}又はM_{変更油}を下回る場合にあっては、（1）の規定にかかわらず、（1）のM_{変更鋼}に代えて請負人の鋼材類の実際の購入金額を、（1）のM_{変更油}に代えて請負人の燃料油の実際の購入金額を用いて、（1）の算式により単品スライド額を算定する。

(3) (2)の「請負人が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 6の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を請負人が実際に購入した際の代金額。
- ② 6の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに請負人が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、6(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4(1)②イの平均価格を乗じて得た金額。

(4) 単品スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

4 スライド単価

(1) 単品スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

② 燃料油

ア 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

イ 各対象材料のうち、6(3)の規定により、請負人が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても5の対象数量とすることとしたものにあっては、アの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)①及び②アに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、約款第12条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

5 対象数量の算出方法

(1) 単品スライド額の算定の対象とする数量(D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書等に記載された数量があるときは、当該数量
- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者の設計数量
- ③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集

計された数量とする。

- ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあっては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの
- (2) 請負代金の部分払をした工事にあっては、7に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する請負人への確認

- (1) 請負人が単品スライド条項の適用を請求したときは、請負人に対し、請負人が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 請負人が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を請負人が提出し難い事情があると認める場合においては、請負人が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、請負人が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、請負人が証明した数量以外の数量についても5の対象数量とすることができる。

7 部分払時の取扱い

約款第36条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は請負人の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は請負人は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

8 部分引渡し

約款第37条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

9 契約変更

単品スライド条項に基づく契約変更は、工期の末に行うものとする。

10 単品スライド条項の適用に関する特則

- (1) 単品スライド条項は、平成20年6月27日（以下「適用日」という。）から適用する。なお、工期の末日が適用日以降で平成20年9月30日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負人からの請負代金額の変更の請求は、平成20年7月30日（ただし、工期満了前に限る。）までとする。
- (2) 全体スライド条項を適用して請負代金額を変更した契約については、2(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（約款第24条第3項の基準の日以後については、当該基準の日における単価）」と、3(1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から約款第24条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以後については、0とする。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

11 その他

スライド条項適用の取扱いに関し疑義等が生じ、全庁的調整が必要となる場合は、その都度、関係局による調整のための会議を設けて検討することとする。

第5章 数値基準等

① 数値基準 I-5-①- 1

第5章 数値基準等

① 数 値 基 準

設計書の表示単位及び数位は原則として次のとおりとする。

- (1) 設計表示単位及び数位は、別表に示すとおりとする。
- (2) 設計数量が設計表示数位に満たない場合及び、工事規模、工事内容等により、設計表示数位が不適当と判断される場合は（小規模工事等）有効数位第1位の数量を設計表示数位とする。
- (3) 数値基準以外の項目について、設計表示単位及び数位を定める必要が生じたときは工事規模、工事内容及び数値基準等を勘案して適正に定めるものとする。
- (4) 設計計上数量は、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省）により算出された数量を、設計表示数位に四捨五入して求めるものとする。
- (5) 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
- (6) 契約数量は設計計上数量とする。ただし工事目的物以外で、指定仮設等数量明示が必要な種目以外は1式計上する。
- (7) 設計表示単位及び数位は設計図書に添付するものとする。（土質調査、測量業務関係等は除く）
- (8) 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。
- (9) 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
土工	掘削工	掘削	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満及び岩の場合は10m ³
土工		掘削（砂防）	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満及び岩の場合は10m ³
土工		河床等掘削	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		掘削（光ケーブル配管）	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		整地	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		押土（ルーズ）	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		積込（ルーズ）	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		積込（ルーズ）砂防	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		土砂等運搬	m ³	10	
土工		土砂等運搬（砂防）	m ³	10	
土工	掘削工（I C T）	掘削（I C T）	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満及び岩の場合は10m ³
土工		掘削（砂防）（I C T）	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
		河床等掘削（I C T）	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工	(路体・路床)盛土工	路体(築堤)盛土	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		路床盛土	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		整地	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		押土（ルーズ）	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		積込（ルーズ）	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		積込（ルーズ）砂防	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		土砂等運搬	m ³	10	
土工		土砂等運搬（砂防）	m ³	10	
土工	(路体・路床)盛土工(I C T)	路体(築堤)盛土(I C T)	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		路床盛土(I C T)	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工		土材料	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
土工	法面整形工	法面整形	m ²	10	
土工	法面整形工(I C T)	法面整形(I C T)	m ²	10	
土工	盛土補強工	安定シート・ネット	m ²	1	
土工		ジオテキスタイル補強土壁	m ²	1	
土工	残土処理工	整地	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
土工		土砂等運搬	m ³	10	
土工		残土等処分	m ³	10	
土工	作業土工	床掘り	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満及び岩の場合は10m ³
土工		埋戻し	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³ , 岩類は10m ³
土工	作業土工 (I C T)	床掘り (I C T)	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³ , 岩類は10m ³
土工	堤防天端工	天端敷砂利	m ²	10	
共通の工種	矢板工	鋼矢板	枚	1	
共通の工種		可とう鋼矢板	枚	1	
共通の工種		軽量鋼矢板	枚	1	
共通の工種		広幅鋼矢板	枚	1	
共通の工種		タイロッド	組	1	
共通の工種		腹起し	t	0.1	
共通の工種		控え版	m	1	
共通の工種		中詰砂	m ³	10	ただし100m ³ 未満の場合は1m ³
共通の工種	法枠工	法枠(現場打, プレキヤスト, 吹付)	m ²	1	
共通の工種	吹付工	吹付(モルタル, コンクリート)	m ²	1	
共通の工種	法面施肥工	法面施肥	m ²	1	
共通の工種	植生工	種子散布	m ²	10	
共通の工種		芝(各種)	m ²	10	
共通の工種		客土吹付	m ²	10	
共通の工種		植生基材吹付	m ²	10	
共通の工種		植生マット	m ²	10	
共通の工種		植生シート	m ²	10	
共通の工種		植生筋	m ²	10	
共通の工種		植生穴	m ²	10	
共通の工種		養生(散水養生)	m ²	10	
共通の工種	かご工	じやかご・ふとんかご・かご枠	m	1	
共通の工種		止杭	本	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
共通の工種		かごマット(スロープ型)	m ²	1	
共通の工種		かごマット(多段積型)	m ²	1	
共通の工種	補強土壁工	補強土壁基礎	m	1	
共通の工種		帶鋼補強土壁・アンカー 補強土壁・ジオテキス タイル補強土壁	m ²	1	
共通の工種		補強盛土	m ²	1	
共通の工種	軽量盛土工	軽量盛土	m ³	1	
共通の工種		コンクリート床版	m ²	1	
共通の工種		基礎コンクリート	m	1	
共通の工種		壁体工	m ²	1	
共通の工種		裏込碎石	m ³	1	
共通の工種	吸出し防止工	吸出し防止材	m ²	10	ただし100m ² 未満の場 合は1m ²
共通の工種	泥水処理工	泥水処理	m ³	10	
共通の工種	仮水路工	フィルター材敷設	m ³	1	
共通の工種	場所打擁壁工	処分費	m ³	1	
共通の工種	仮橋・仮桟橋工	積込(コンクリート殻)	m ³	1	
共通の工種	骨材再生工	骨材再生	m ³	1	
共通の工種	土留・仮締切工	ボーリングマシン移設 (アンカー)	回	1	
共通の工種	土留・仮締切工	アンカーア工材料費	式	1	
共通の工種	土留・仮締切工	削孔(アンカー)	m	1	
共通の工種	土留・仮締切工	グラウト注入(アンカー)	m ³	1	
共通の工種	アンカーア(アレキヤストコンクリー ト板)	P Cコンクリート板据付	枚	1	
共通の工種	アンカーア(アレキヤストコンクリー ト板)	ジョイント処理	箇所	1	
基礎工	既製杭工	既製コンクリート杭	本	1	ただし1本当りの場合 は1m
基礎工		鋼管杭	本	1	ただし1本当りの場合 は0.5m
基礎工		H鋼杭	本	1	ただし1本当りの場合 は0.5m
基礎工		掘削土処理	m ³	10	
基礎工	場所打杭工	場所打杭	本	1	ただし1本当りの場合 は0.1m
基礎工		掘削土処理	m ³	10	
基礎工	合成杭工	合成杭	本	1	ただし1本当りの場合 は0.1m
基礎工		掘削土処理	m ³	10	
基礎工	ニューマチックケー ソン基礎工	ニューマチックケーソン 設備	式	1	
基礎工		刃口金物据付	基	1	
基礎工		沈下掘削	m ³	10	
基礎工		沈下促進	t	0.1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
基礎工		ケーソン本体コンクリート	m ³	1	
基礎工		底スラブコンクリート	m ³	1	
基礎工		中埋コンクリート	m ³	1	
基礎工		プローパイプバルブ調整	基	1	
基礎工		中詰充填	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
基礎工		砂セントル	m ³	10	ただし100m ³ 未満の場合は1m ³
基礎工		天端コンクリート用型枠・支保	m ²	10	
基礎工		足場材設置・撤去	式	1	
基礎工		止水壁取壊し	m ³	1	
基礎工	深礎工・シャフト工	巻立コンクリート	m ³	1	
基礎工		掘削土留	本	1	
基礎工		グラウト注入	m ³	1	
基礎工	鋼管井筒基礎工	鋼管矢板	本	1	
基礎工		井筒内掘削	m ³	10	
基礎工		継手処理	本	1	
基礎工		鋼管内掘削	m ³	10	
基礎工		中詰コンクリート	m ³	1	
基礎工		敷砂	m ³	10	ただし100m ³ 未満の場合は1m ³
基礎工		底版コンクリート	m ³	1	
基礎工		杭切断	本	1	
基礎工		鋼管矢板支保	t	0.1	
基礎工		間詰コンクリート	m ³	1	
基礎工		間詰コンクリート撤去	m ³	1	
基礎工		頂版結合(プレートプラケット)	t	0.1	
基礎工		頂版結合(鉄筋スタッド)	段	1	
基礎工		詰杭	m	1	
石・ブロック積(張)	石・ブロック積(張)工	石積(張)・コンクリートブロック基礎	m	1	
石・ブロック積(張)		各種石・ブロック積(張)	m ²	1	
石・ブロック積(張)		間知ブロック張	m ²	1	
石・ブロック積(張)		目地板 目地板厚さ	m ²	1	
石・ブロック積(張)		ブロック植栽	本	1	
石・ブロック積(張)		天端コンクリート	m ³	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
石・ブロック積 (張)		基礎碎石（基礎材）	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
石・ブロック積 (張)		小口止コンクリート	m ³	1	
石・ブロック積 (張)		養生費	m ³	1	
舗装工	舗装準備工	不陸整正	m ²	1	
舗装工		調整コンクリート	m ²	1	
舗装工	舗装準備工（I C T）	不陸整正（I C T）	m ²	1	
舗装工	橋面防水工	橋面防水	m ²	1	
舗装工	舗装工	下層路盤（車道・路肩部）	m ²	1	
舗装工		下層路盤（歩道部）	m ²	1	
舗装工		上層路盤（車道・路肩部）	m ²	1	
舗装工		上層路盤（歩道部）	m ²	1	
舗装工		路盤	m ²	1	
舗装工		フィルター層	m ²	1	
舗装工		基層（車道・路肩部）	m ²	1	
舗装工		基層（歩道部）	m ²	1	
舗装工		中間層（車道・路肩部）	m ²	1	
舗装工		中間層（歩道部）	m ²	1	
舗装工		表層（車道・路肩部）	m ²	1	
舗装工		表層（歩道部）	m ²	1	
舗装工		排水性舗装・表層（車道・路肩部）	m ²	1	
舗装工		セメントミルク浸透	m ²	1	
舗装工		アスファルト中間層	m ²	1	
舗装工		コンクリート舗装	m ²	1	
舗装工		連続鉄筋コンクリート舗装	m ²	1	
舗装工		縦目地	m	1	
舗装工		横目地	m	1	
舗装工		目地切り・清掃	m	1	
舗装工		薄層カラー舗装	m ²	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
舗装工		インターロッキングブロック舗装	m ²	1	
舗装工		特殊ブロック舗装	m ²	1	
舗装工	舗装工（I C T）	下層路盤（車道・路肩部）（I C T）	m ²	1	
舗装工		上層路盤（車道・路肩部）（I C T）	m ²	1	
舗装工	踏掛版工	踏掛版	m ³	1	
舗装工	区画線工	区画線	m	10	ただし100m未満の場合は1m
舗装工		区画線消去	m	1	
地盤改良工	路床安定処理工	安定処理	m ²	1	
地盤改良工	自走式土質改良工	土質改良	m ³	100	ただし1000m ³ 未満の場合は10m ³
地盤改良工	表層安定処理	サンドマット	m ³	10	
地盤改良工		安定シート・ネット	m ²	10	
地盤改良工		表層混合処理	m ²	10	
地盤改良工		置換	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
地盤改良工	置換工	置換	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
地盤改良工	サンドマット工	サンドマット	m ³	10	
地盤改良工	パイルネット工	既製コンクリート杭	本	1	
地盤改良工		木杭	本	1	
地盤改良工		連結鉄筋	t	0.1	ただし1t未満の場合は0.01t
地盤改良工		安定シート	m ²	10	
地盤改良工	バーチカルドレーン工	サンドドレーン	本	1	
地盤改良工		PVD(プレファブリケイティッドバーチカルドレン)	本	1	
地盤改良工	締固め改良工	サンドコンパクションバイル	本	1	
地盤改良工	固結工	粉体噴射攪拌	本	1	
地盤改良工		粉体噴射攪拌（先掘・移設・軸間変更）	式	1	
地盤改良工		高压噴射攪拌	本	1	
地盤改良工		スラリー攪拌	本	1	
地盤改良工		中層混合処理	m ³	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
地盤改良工		薬液注入	本	1	
地盤改良工（I C T）	表層安定処理工	安定処理（I C T）	m ²	1	
地盤改良工（I C T）	固結工	スラリー攪拌（I C T）	本	1	
地盤改良工（I C T）		中層混合処理（I C T）	m ³	1	
構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート構造物取壊し	m ³	1	
構造物撤去工		舗装版切断	m	10	ただし100m未満の場合1m
構造物撤去工		舗装版破碎	m ²	1	
構造物撤去工		コンクリートはつり	m ³	1	ただし10m ² 未満の場合0.1m ³
構造物撤去工		吹付法面取壊し	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合1m ²
構造物撤去工		鋼材切断	箇所	1	
構造物撤去工		鋼材切断	m	1	
構造物撤去工		鋼矢板引抜	枚	1	
構造物撤去工		H鋼杭引抜	本	1	
構造物撤去工		広幅鋼矢板引抜き	枚	1	
構造物撤去工		コンクリートブロック撤去	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合1m ²
構造物撤去工		覆工板設置・撤去	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合1m ²
構造物撤去工		根固めブロック撤去	個	1	
構造物撤去工		殻運搬	m ³	1	
構造物撤去工		殻処分	m ³	1	
構造物撤去工		現場発生品運搬	回	1	
構造物撤去工	道路施設撤去工	側溝・街渠撤去	m	1	
構造物撤去工		集水樹・マンホール撤去	基	1	
構造物撤去工		蓋版撤去	枚	1	
構造物撤去工		防護・防止柵撤去	m	1	
構造物撤去工		視線誘導標撤去	本	1	
構造物撤去工		境界杭撤去	本	1	
構造物撤去工		道路錆撤去	個	1	
構造物撤去工		車線分離標撤去	本	1	
構造物撤去工		境界錆撤去	枚	1	
構造物撤去工		距離標撤去	本	1	
構造物撤去工		横断歩道橋側板(裾隠・目隠)撤去	m ²	1	
構造物撤去工		遮光フェンス撤去	m	1	
構造物撤去工		標識撤去	基	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
構造物撤去工		境界ブロック撤去	m	1	
構造物撤去工		ケーブル配管撤去	m	1	
構造物撤去工		照明柱撤去	基	1	
構造物撤去工	かご撤去工	じやかご撤去	m	1	
構造物撤去工		ふとんかご撤去	m	1	
構造物撤去工	落石雪害防止撤去工	落石防護柵撤去	m	1	
構造物撤去工		落石防止網(繊維網)撤 去	m ²	1	
構造物撤去工		コンクリート平板ブロック 撤去	m ²	1	
構造物撤去工		ノンスリップ撤去	m	1	
構造物撤去工	冬季安全施設撤去工	吹溜式防雪柵撤去	m	1	
構造物撤去工		吹払式防雪柵撤去	m	1	
構造物撤去工		スノーポール撤去	本	1	
構造物撤去工	旧橋撤去工	鋼製高欄撤去	m	1	
構造物撤去工		舗装版・床版破碎及び撤 去	m ³	1	
構造物撤去工		桁材撤去	t	1	
構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート表面処理	m ²	1	
仮設工	仮設工	覆工板・敷鉄板	m ²	1	
仮設工	仮設工	覆工板受桁	t	1	
仮設工		鋼矢板	枚	1	
仮設工		H鋼杭	本	1	
仮設工		アンカー	本	1	
仮設工		タイロッド・腹起し	t	0.1	数量契約の場合は0.1 t
仮設工		切梁・腹起し	t	0.1	数量契約の場合は0.1 t
仮設工		横矢板	m ²	1	
仮設工	水替工	ポンプ排水	日	1	
仮設工	水替工	水替とい	m	1	
仮設工	地下水低下工	ウエルポイント	日	1	
仮設工		ディープウェル	日	1	
仮設工	汚濁防止工	汚濁防止フェンス	m	1	
仮設工	汚濁防止工	濁水処理設備	箇所	1	
仮設工	防護施設工	発破防護柵	m ²	10	
仮設工		基礎ブロック(立入防止 柵)	個	1	
仮設工		金網(フェンス)・支柱 (立入防止柵)	m	1	
仮設工	防護施設工	仮囲い	m	1	
仮設工	土のう工	大型土のう	袋	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
仮設工	足場工	手摺先行型枠組足場	掛m ²	10	
仮設工	土留・仮締切工	盛替梁	箇所	1	
仮設工	土留・仮締切工	アンカーワーク材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理	本	1	
仮設工	土留・仮締切工	軽量鋼矢板(電線共同溝)	式	1	
仮設工	土留・仮締切工	溝掘り	m ³	1	
仮設工	土留・仮締切工	泥土処理	m ³	1	
仮設工	砂防仮締切工	土砂締切	m ³	1	
仮設工	砂防仮締切工	土砂土のう締切	m ³	1	
仮設工	砂防仮締切工	コンクリート締切	m ³	1	
仮設工	仮橋・仮桟橋工	橋脚	t	1	
仮設工	仮橋・仮桟橋工	仮設高欄	m	1	
仮設工	仮橋・仮桟橋工	仮橋上部	t	0.1	数量契約の場合は0.1t
仮設工	仮橋・仮桟橋工	仮橋コンクリート基礎	箇所	1	
仮設工	仮橋・仮桟橋工	高力ボルト	kg	1	
仮設工	仮橋・仮桟橋工	防舷材	基	1	
仮設工	掘削工	転石破碎	m ³	1	
仮設工	作業土工	掘削補助機械搬入搬出	回	1	
仮設工	作業土工	人力運搬	m ³	1	
仮設工	作業ヤード整備工	ヤード造成	m ³	1	
仮設工	工事用道路工	工事用道路補修	式	1	
仮設工	工事用道路工	仮設舗装	m ²	1	
仮設工	工事用道路工	仮設アスカーブ	m	1	
仮設工	工事用道路工	土のう積	m ³	1	
仮設工	法面吹付工	仮設用モルタル吹付	m ²	1	
仮設工	仮水路工	暗渠排水管	m	1	
仮設工	防塵対策工	散水	式	1	
仮設工	防塵対策工	タイヤ洗浄装置	式	1	
仮設工	防塵対策工	路面清掃	式	1	
仮設工	電力設備工	配電設備	m	1	
仮設工	電力設備工	受電設備	箇所	1	
仮設工	トンネル仮設備工	トンネル用水設備	箇所	1	
仮設工	トンネル仮設備工	トンネル仮設備保守	箇月	0.1	
仮設工	トンネル仮設備工	トンネル充電設備	日	1	
仮設工	トンネル仮設備工	吹付プラント組立解体	基	1	
仮設工	トンネル仮設備工	スライドセントル組立解体	基	1	
仮設工	トンネル仮設備工	防水作業台車組立解体	基	1	
仮設工	コンクリート製造設備工	コンクリートプラント設備	基	1	
仮設工	コンクリート製造設備工	ケーブルクレーン設備	対	1	
仮設工	除雪工	現場内除雪(機械)	時間	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
仮設工	除雪工	現場内除雪（人力）	人日	1	
仮設工	除雪工	仮囲い屋根部	m ³	1	
仮設工	雪寒施設工	雪寒仮囲い	m ²	1	
仮設工	雪寒施設工	ウェザーシェルター	基	1	
構造物補修工		充てん工法	構造物	1	
構造物補修工		低圧注入工法	構造物	1	
構造物補修工		左官工法	構造物	1	
コンクリート構造物		基礎材	m ³	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ³
コンクリート構造物		均しコンクリート	m ³	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ³
コンクリート構造物		コンクリート	m ³	1	
コンクリート構造物		二次コンクリート	m ³	1	
コンクリート構造物		鉄筋	t	0.01	
コンクリート構造物		目地材	m ³	1	
コンクリート構造物		止水板	m	1	
コンクリート構造物		型枠	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
コンクリート構造物		足場	掛m ²	10	
コンクリート構造物		支保	空m ³	10	
コンクリート構造物		植石張り	m ²	1	
コンクリート構造物		水抜パイプ	m	1	
コンクリート構造物		スリップバー	箇所	1	
コンクリート構造物		スリップバー	組	1	
コンクリート構造物		防水モルタル	m ³	1	
コンクリート構造物		アンカーボルト	本	1	
コンクリート構造物		有孔管	m	1	
コンクリート構造物		可撓継手	箇所	1	
コンクリート構造物	橋台軸体工(構造物単位)	逆T式橋台	m ³	1	
コンクリート構造物	橋脚軸体工(構造物単位)	T型橋脚	m ³	1	
コンクリート構造物	橋脚軸体工(構造物単位)	壁式橋脚	m ³	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
コンクリート構造物	場所打擁壁工(構造物単位)	逆T型擁壁	m ³	1	
コンクリート構造物	場所打擁壁工(構造物単位)	L型擁壁	m ³	1	
コンクリート構造物	場所打擁壁工(構造物単位)	重力式擁壁	m ³	1	
コンクリート構造物	場所打擁壁工(構造物単位)	小型擁壁	m ³	1	
コンクリート構造物	羽口工	連筋プロック張(コンクリート)	m ³	1	
コンクリート構造物	暗渠工	プレキャストボックス	m	1	
構造物	帯状構造物(小規模)工		m	1	各種ブロック(既製品共)H=2.0m未満の擁壁類
構造物	帯状構造物(大規模)工		m	0.1	H=2.0m以上の擁壁類
構造物	排水構造物工		m	1	ただし径1m以上の管渠類の場合は0.1m
構造物	排水構造物工	現場打水路	m	1	
構造物	排水構造物工	縦排水・小段排水	m	1	
構造物	場所打函渠工(構造物単位)	函渠	m ³	1	
構造物	函渠工(大型ボックスカルバート工)	プレキャストボックス	m	0.1	
構造物	函渠工(大型ボックスカルバート工)	止水シート	m	1	
構造物	排水性舗装用路肩排水工	透水性樹脂コンクリート	m ³	1	
構造物	橋脚架設工	橋脚架設	t	0.1	
工場製作工	製作工	製作加工	t	0.1	ただし1t未満の場合は0.01t
工場製作工		ボルト・ナット	組	1	
工場製作工		スタッズジベル	本	1	
工場製作工		バックアップ	m ³	0.1	
工場製作工		充填シール	m ³	0.1	
工場製作工		アンカーボルト	組	1	
工場製作工	鋳造費	金属支承	個	1	
工場製作工		大型ゴム支承	個	1	
工場製作工		排水栓	個	1	
工場製作工		橋名板	枚	1	
工場製作工		橋歴板	枚	1	
工場製作工	工場塗装工	前処理	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
工場製作工		塗装(下・中・上塗)	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
工場製作工		メッキ	t	0.1	
工場製品輸送工	輸送工	輸送	t	0.1	ただし1t未満の場合は0.01t

	種 別	細 别	設計表示 単位	数位	備 考
工場製品輸送工	輸送工	現場取卸 (P C 枠)	本	1	
工場製品輸送工		工場取卸 (鋼枠・钢管杭)	t	0.1	
工場製品輸送工		小運搬	t	0.1	ただし1t未満の場合は0.01t
付属施設	縁石工	歩車道境界ブロック	m	1	
付属施設		地先境界ブロック	m	1	
付属施設		植樹ブロック	m	1	
付属施設	緑化プロック工	養生費	m ²	1	
付属施設		アスカーブ	m	10	
付属施設	集水樹・街渠樹・マンホール工	集水樹	箇所	1	(プレキャスト含む)
付属施設		街渠枠	箇所	1	(プレキャスト含む)
付属施設		マンホール	箇所	1	
付属施設		蓋	枚	1	
付属施設	路側防護柵工	ガードレール	m	1	
付属施設		ガードパイプ	m	1	
付属施設		ガードケーブル	m	1	
付属施設		ボックスビーム	m	1	
付属施設		基礎ブロック (立入防止柵)	個	1	
付属施設		金網 (フェンス) ・支柱 (立入防止柵)	m	1	
付属施設		転落(横断)防止柵	m	1	
付属施設		車止めポスト	本	1	
付属施設	ワイヤロープ防護柵工	端末基礎・端末金具	箇所	1	
付属施設		支柱	本	1	
付属施設		ワイヤロープ	m	1	
付属施設		ターンバックル	箇所	1	
付属施設		橋梁部基礎・支柱	箇所	1	
付属施設	階段工	現場打階段	m ²	1	
付属施設		プレキャスト階段	m ²	1	
付属施設	境界工	境界杭	本	1	
付属施設		境界鉢	枚	1	
付属施設		境界(法留)壁	m	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
付属施設	落石防護柵工	ロープ・金網	m	1	
付属施設		支柱	本	1	
付属施設		ステーロープ	本	1	
付属施設	防雪柵工	防雪柵	m	1	
付属施設	雪崩予防柵工	雪崩予防柵基礎	基	1	
付属施設		雪崩予防柵	基	1	
付属施設		雪崩予防柵アンカー	本	1	
付属施設	落石防止網工	ロックネット	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
付属施設		繊維網	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
付属施設	遮音壁基礎工	支柱アンカーボルト	本	1	
付属施設	遮音壁本体工	遮音壁	m	1	
付属施設		外装板	m ²	1	
付属施設	ケーブル配管工	ケーブル配管	m	1	
付属施設		ハンドホール	箇所	1	
付属施設	道路付属物工	視線誘導標	本	1	
付属施設		車線分離標	本	1	
付属施設		距離標	本	1	
付属施設		道路鉢	個	1	
付属施設		アンカーボルト	本	1	
付属施設	照明工	照明柱基礎	基	1	
付属施設		照明柱	基	1	
付属施設	銘板工	銘板	枚	1	
付属施設		表示板	枚	1	
付属施設	小型標識工	標識柱	基	1	
付属施設		標識板	枚	1	
付属施設	大型標識工	標識基礎	基	1	
付属施設		片持標識柱	基	1	
付属施設		門型標識柱	基	1	
付属施設		標識板	枚	1	
付属施設		着雪防止板	枚	1	
付属施設	道路植栽工	植樹帶盛土	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
付属施設		植樹	本	1	
付属施設		地被類植付	m ²	1	
付属施設		樹名板	枚	1	
付属施設	アンカー工	アンカー	本	1	
付属施設		アンカー(プレキヤスト コンクリート板)	本	1	
付属施設		アンカー足場	空m ³	10	
付属施設		鉄筋挿入	m	1	
付属施設	点検施設工	梯子	本	1	
付属施設		ステップ	本	1	
付属施設		蓋	枚	1	
付属施設	グラウトホール工	グラウトホール	組	1	
付属施設	観測施設工	量水標	箇所	1	
付属施設		水位計	箇所	1	
付属施設		流量計	箇所	1	
付属施設	燃料貯油槽工	充填砂	m ³	10	
付属施設	情報案内施設工	スクリーン	個	1	
付属施設	情報案内施設工	案内板	箇所	1	
河川構造物	土台基礎工	土台	m	1	
河川構造物	笠コンクリート工	笠コンクリート	m	1	
河川構造物		笠コンクリートブロック	m	1	
河川構造物	護岸付属物工	横帶コンクリート	m	0.1	
河川構造物		小口止	m	0.1	
河川構造物		小口止矢板	枚	1	
河川構造物		縦帶コンクリート	m	1	
河川構造物		巻止コンクリート	m	1	
河川構造物		平張コンクリート	m ²	1	
河川構造物	多自然護岸工	木杭	本	1	
河川構造物		巨石張(積)	m ³	1	
河川構造物		巨石据付	m ²	1	
河川構造物		巨石採取	個	1	
河川構造物	多自然護岸工	巨石運搬	式	1	
河川構造物		雑割石張	m ²	1	
河川構造物		かごマット	m ²	1	
河川構造物		ブロックマット	m ²	1	
河川構造物		杭柵	m	1	

	種 別	細 别	設計表示 単位	数位	備 考
河川構造物		連柴柵	m	1	
河川構造物		粗朶法覆	m ²	1	
河川構造物		玉石柳枝	m ²	1	
河川構造物		栗石粗朶	m ²	1	
河川構造物	覆土工	覆土	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
河川構造物	間詰工	間詰コンクリート	m ³	1	
		間詰石	m ³	1	
河川構造物	沈床工	沈床	m ²	1	
河川構造物		粗朶单床	m ²	1	
河川構造物		粗朶柵	m	1	
河川構造物	捨石工	捨石	m ³	1	
河川構造物		表面均し	m ²	10	
河川構造物	元付工	元付	箇所	1	
河川構造物	牛・桿工	牛	組	1	
河川構造物		桿	組	1	
河川構造物	杭出し水制工	杭出し水制	基	1	
河川構造物	基礎工	現場打基礎	m	1	
河川構造物		プレキャスト基礎	m	1	
河川構造物	基礎工	コンクリート生産・運搬・クレーン打設	m ³	1	
河川構造物	根固めブロック工	根固めブロック製作	個	1	
河川構造物		根固めブロック据付	個	1	
河川構造物		消波根固めブロック仮置	個	1	
河川構造物		消波根固めブロック運搬	個	1	
河川構造物		袋詰め玉石	袋	1	
河川構造物	ブロック床版工	場所打ブロック	m ²	1	
河川構造物	函渠工	P C函渠	m	0.1	
河川構造物		可撓継手	箇所	1	
河川構造物		取替式止水板	箇所	1	
河川構造物		函渠接続	箇所	1	
河川構造物	側壁工	裏込石	m ³	1	
河川構造物	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)	遮水シート	m ²	1	
河川構造物	羽口工	連節ブロック水中吊落し	m ²	1	
河川構造物	植生工	被覆シート張	m ²	1	
砂防	コンクリート・鋼製堰 堤本体・副堤工	堤冠コンクリート	m ³	1	
砂防		水抜暗渠	m	0.1	
砂防		鋼製桿	t	0.1	

	種 別	細 别	設計表示 単位	数位	備 考
砂防		枠内中詰	m ³	1	
砂防		足場	m	1	
砂防		チッピング(岩盤面・打継面)	m ³	1	
砂防		チッピング(既設堰堤腹付け面)	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
砂防		岩盤清掃	m ³	1	
砂防		隔壁コンクリート基礎	m ³	1	
砂防		均しコンクリート	m ³	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
砂防		残存型枠	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
砂防	鋼製砂防工	組立・据付け工	t	0.1	
		本締め工	本	1	
砂防		アンカーワーク	本	1	
砂防		現場塗装工(はけ塗り)	m ²	1	
砂防	コンクリート側壁工	均しコンクリート	m ³	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
砂防		水抜暗渠	m	0.1	
砂防	集排水ボーリング工	ボーリング	m	0.1	
砂防		ボーリング洗浄	m	0.1	
砂防		保孔管	m	1	
砂防		ボーリング仮設機材	回	1	
砂防	集水井工	集水井掘削	m	1	
砂防		井戸中詰	m ³	1	
砂防		プレキャスト井筒	m	1	
砂防		固定基礎コンクリート	m	1	
砂防		底張コンクリート	m ³	1	
砂防		井戸蓋	枚	1	
砂防	山腹水路工	山腹暗渠	m	1	
砂防		現場打水路	m	1	
砂防	仮締切工	中詰・締切盛土撤去	m ³	10	
砂防	砂防ソイルセメント工	砂防ソイルセメント	m ³	1	
海岸	海岸コンクリート(根固・消波)ブロック工	海岸コンクリート(根固・消波)ブロック製作	個	1	
海岸		海岸コンクリート(根固・消波)ブロック据付	個	1	
海岸	護岸工	裏込(砕)石	m ³	1	
海岸		石材	m ³	1	
海岸	コンクリート被覆工	コンクリート	m ²	10	ただし1,000m ² 未満の場合は1m ²

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
海岸	捨石工	中詰石	m ³	1	
海岸		捨石	m ³	1	
海岸		捨石均し	m ²	10	
海岸		表面均し	m ²	10	
海岸	被覆石工	被覆石据付	m ³	1	
海岸		被覆石均し	m ²	10	
海岸	被覆ブロック工	被覆ブロック据付	個	1	
海岸	矢板工	鋼矢板防食	m ²	1	
海岸	詰杭工	既製コンクリート杭	本	1	
海岸		コンクリートパネル	枚	1	
海岸		中詰石	m ³	1	
海岸		表面均し	m ²	10	
海岸	石杵工	コンクリート杵製作	個	1	
海岸		コンクリート杵据付	個	1	
海岸		中詰石	m ³	1	
海岸		捨石均し	m ²	10	
海岸	ケーソン・セルラー工	ケーソン等運搬・据付	個	1	
海岸		中詰砂・石	m ³	1	
海岸		表面均し	m ²	10	
浚渫工	浚渫船運転工(ポンプ 浚渫船)	浚渫船運転	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の 場合は10m ³
浚渫工		排砂管(設備)	本	1	
浚渫工		浚渫船機械管理費(官 船)	日	1	
浚渫工		排砂管保守	日	1	
浚渫工	作業船及び機械運転 工(ポンプ浚渫船)	中継ポンプ運転	台	1	
浚渫工		揚錨船運転	日	1	
浚渫工		交通船運転	日	1	
浚渫工		警戒船運転	日	1	
浚渫工	浚渫船運転工(グラブ 浚渫船)	浚渫船運転	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の 場合は10m ³
浚渫工		浚渫船等機械管理費	日	1	
浚渫工	作業船及び機械運転 工(グラブ浚渫船)	揚錨船運転	日	1	
浚渫工		交通船運転	日	1	
浚渫工		土運搬船運転	日	1	
浚渫工		曳船運転	日	1	
浚渫工		警戒船運転	日	1	
浚渫工	バックホウ浚渫船	バックホウ浚渫船運転	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の 場合は10m ³
浚渫工		繫船運転	日	1	
浚渫工		土運船運転	日	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
浚渫工		浚渫土揚土	日	1	
浚渫工	配土工	配土	日	1	
浚渫工	浚渫土処理工	浚渫土処理	m ³	10	
浚渫工	バックホウ浚渫船(I C T)	バックホウ浚渫船運転	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
鋼橋上部工	地組工	地組	t	0.1	ただし1t未満の場合は0.01t
鋼橋上部工	床版工	床版架設	m ²	1	
鋼橋上部工	架設工	各種設備	式	1	
鋼橋上部工		桁架設	t	0.1	ただし1t未満の場合は0.01t
鋼橋上部工	現場継手工	本締めボルト	本	1	
鋼橋上部工		鋼床板現場溶接	m	1	
鋼橋上部工	支承工	金属支承設置	個	1	
鋼橋上部工		大型ゴム支承設置	個	1	
鋼橋上部工	伸縮装置工	鋼・ゴム製伸縮装置	m	0.1	
鋼橋上部工		鋼製伸縮装置	t	0.1	
鋼橋上部工		埋設ジョイント	m	1	
鋼橋上部工	落橋防止装置工	落橋防止装置	箇所	1	
鋼橋上部工	排水装置工	排水栓	箇所	1	
鋼橋上部工		排水管	m	1	
鋼橋上部工	地覆工	場所打地覆	m	1	
鋼橋上部工		プレキャスト地覆	m	1	
鋼橋上部工	橋梁用防護柵工	橋梁用防護柵	m	1	
鋼橋上部工	橋梁用高欄工	橋梁用高欄	m	1	
鋼橋上部工	検査路工	検査路	t	0.1	
鋼橋上部工	銘板工	橋名板	枚	1	
鋼橋上部工		橋歴板	枚	1	
鋼橋上部工	架設工	シェッド架設	t	0.1	
鋼橋上部工	屋根コンクリート工	溶接金網	m ²	1	
歩道橋本体工	橋脚フーチング工	アンカーフレーム架設	基	1	
歩道橋本体工		アンカーフレーム注入モルタル	基	1	
歩道橋本体工	歩道橋架設工	歩道橋架設	t	0.1	
歩道橋本体工	歩道橋架設工	側道橋架設	t	0.1	
歩道橋本体工		橋面舗装	m ²	10	ただし1,000m ² 未満の場合は1m ²
歩道橋本体工		手摺	m	1	
歩道橋本体工		高欄	m	1	
歩道橋本体工		足場	箇所	1	
歩道橋本体工		防護	m ²	10	
鋼橋足場等設置工	橋梁足場工	架設足場	m ²	10	
鋼橋足場等設置工		床版足場	m ²	10	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
鋼橋足場等設置工		塗装足場	m ²	10	
鋼橋足場等設置工		側面塗装足場	m ²	10	
鋼橋足場等設置工		支承設置用足場	m	1	
鋼橋足場等設置工	橋梁防護工	板張防護	m ²	10	
鋼橋足場等設置工		シート張防護	m ²	10	
鋼橋足場等設置工		ワイヤーブリッジ防護	m ²	10	
鋼橋足場等設置工	昇降用設備工	登り桟橋	箇所	1	
鋼橋足場等設置工		工事用エレベーター	基	1	
コンクリート橋上部工	桁製作工・床版・横組工	プレテンション桁製作	本	1	
コンクリート橋上部工		ポストテンション桁製作	本	1	
コンクリート橋上部工		プレキャストセグメント製作	本	1	
コンクリート橋上部工		プレキャストセグメント主桁組立	本	1	
コンクリート橋上部工		プレビーム桁製作	本	1	
コンクリート橋上部工		機械器具損料	式	1	
コンクリート橋上部工		P C ケーブル	m	1	
コンクリート橋上部工		P C ケーブル	t	0.1	ただし1t未満の場合 は0.01t
コンクリート橋上部工		P C ケーブル・緊張	ケーブル	1	
コンクリート橋上部工		緊張	ケーブル	1	
コンクリート橋上部工		P C 鋼棒	m	1	
コンクリート橋上部工		P C 緊張	箇所	1	
コンクリート橋上部工		P C 固定	箇所	1	
コンクリート橋上部工		P C 繼手	箇所	1	
コンクリート橋上部工		横締めケーブル	m	1	
コンクリート橋上部工		鉛直締めケーブル	m	1	
コンクリート橋上部工		横締め緊張	箇所	1	
コンクリート橋上部工		鉛直締め緊張	箇所	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
コンクリート橋 上部工		取付桁結合解放	回	1	
コンクリート橋 上部工	架設工(押出し架設)	仮支柱	基	1	
コンクリート橋 上部工		プレフレクション	回	1	
コンクリート橋 上部工		リリース	回	1	
コンクリート橋 上部工		主桁解体	主桁本	1	
コンクリート橋 上部工		桁組立	主桁本	1	
コンクリート橋 上部工		横桁取付	箇所	1	
コンクリート橋 上部工		部分プレストレス	径間	1	
コンクリート橋 上部工		移動型枠	m ³	1	
コンクリート橋 上部工		円筒型枠	m	1	
コンクリート橋 上部工		主桁製作設備	式	1	
コンクリート橋 上部工	架設工	桁小運搬	本	1	
コンクリート橋 上部工		桁架設	本	1	
コンクリート橋 上部工		柱頭部仮支承	m ³	1	
コンクリート橋 上部工		桁架設(片持架設)	基	1	
コンクリート橋 上部工		ベント・鉄塔基礎	式	1	
コンクリート橋 上部工		押出装置	基	1	
コンクリート橋 上部工		滑り装置	基	1	
コンクリート橋 上部工		手延べ桁	基	1	
コンクリート橋 上部工		桁架設(押出架設)	回	1	
コンクリート橋 上部工	落橋防止装置工	落橋防止装置	組	1	
コンクリート橋 上部工	架設支保工	支保工基礎	m ³	1	
コンクリート橋 上部工		支保	空m ³	10	
コンクリート橋 上部工	支承工	ゴム支承	個	1	
コンクリート橋 上部工		金属支承設置	個	1	
コンクリート橋 上部工		変位制限装置	組	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
コンクリート橋 上部工		ジョイントプロテクター	組	1	
コンクリート橋 上部工	橋梁付属物工	鋼・ゴム製伸縮装置	m	0.1	
コンクリート橋 上部工		鋼製伸縮装置	t	0.1	
コンクリート橋 上部工		埋設ジョイント	m	1	
コンクリート橋 上部工		排水樹	箇所	1	
コンクリート橋 上部工		排水管	m	1	
コンクリート橋 上部工		場所打地覆	m	1	
コンクリート橋 上部工		プレキャスト地覆	m	1	
コンクリート橋 上部工		橋梁用防護柵	m	1	
コンクリート橋 上部工		橋梁用高欄	m	1	
コンクリート橋 上部工		検査路	t	0.1	
コンクリート橋 上部工		銘板	枚	1	
コンクリート橋 上部工	橋梁防護工	P C 防護	m ²	1	
コンクリート橋 上部工	輸送工	現場取卸(鋼桁)	t	0.1	
コンクリート橋 上部工	ショット購入工	シェッド部材材料費	本	1	
コンクリート橋 上部工	転体工	排水マット	m	1	
トンネル(N A T M)	トンネル掘削工・支保 工	掘削・支保	m	0.1	
トンネル(N A T M)	支保工	吹付	m	0.1	
トンネル(N A T M)		鋼製支保	m	0.1	
トンネル(N A T M)		金網	m	0.1	
トンネル(N A T M)	覆工・防水工	覆工コンクリート・防水	m	0.1	
トンネル(N A T M)		覆工コンクリート(妻部)	箇所	1	
トンネル(N A T M)		側壁コンクリート	m	0.1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
トンネル(N A T M)		床版コンクリート	m	0.1	
トンネル(N A T M)	インパート工	インパート掘削	m	0.1	
トンネル(N A T M)		インパート	m	0.1	
トンネル(N A T M)	坑内付帯工	箱抜	箇所	1	
トンネル(N A T M)		裏面排水	m	1	
トンネル(N A T M)		湧水処理	箇所	1	
トンネル(N A T M)		中央排水	m	1	
トンネル(N A T M)		横断排水	箇所	1	
トンネル(N A T M)		集水樹	箇所	1	
トンネル(N A T M)	坑門工	斜面ボルト	本	1	
トンネル(N A T M)		坑口処理	箇所	1	
トンネル(N A T M)		型枠(セントル)	m ³	10	
トンネル(N A T M)	掘削補助工A	フォアパイリング	本	1	
トンネル(N A T M)		先受け矢板	枚	1	
トンネル(N A T M)		岩盤固結	m ³	10	ただし100m ³ 未満の場合は1m ³
トンネル(N A T M)		増し吹付	m ³	1	
トンネル(N A T M)		増しロックボルト	本	1	
トンネル(N A T M)		鏡吹付	m ³	1	
トンネル(N A T M)		鏡ロックボルト	本	1	
トンネル(N A T M)		仮インパート	m ³	1	
トンネル(N A T M)		ミニパイプルーフ	本	1	
トンネル(N A T M)	掘削補助工B	水抜きボーリング	本	1	
トンネル(N A T M)		垂直縫地	本	1	
トンネル(N A T M)		パイプルーフ	本	1	
トンネル(N A T M)		押え盛土	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
トンネル(N A T M)		薬液注入	m ³	10	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
トンネル(N A T M)		ディープウェル	日	1	
トンネル(N A T M)		ウェルポイント	日	1	
トンネル(N A T M)		トンネル仮巻きコンクリート	m	1	
トンネル(N A T M)		各種設備	式	1	
共同溝	掘削工	掘削	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
共同溝	埋戻し工	埋戻し	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
共同溝	現場打構築工	防水	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
共同溝		防水保護	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
共同溝		防水壁	箇所	1	
共同溝		目地材	m ²	1	
共同溝		止水板	m	1	
共同溝	プレキャスト構築工	プレキャスト躯体	個	1	
共同溝		P C 鋼材	m	1	
共同溝		縦・横締め緊張	箇所	1	
共同溝		可とう継手	箇所	1	
共同溝		コーリング	m	1	
共同溝		シール	m	1	
共同溝	付帯設備工	グレーチング	組	1	
共同溝		蓋	組	1	
共同溝		排水管	m	1	
共同溝		ルーフドレーン	個	1	
共同溝		換気防護柵	箇所	1	
共同溝		梯子	本	1	
共同溝		ステップ	本	1	
共同溝		タラップ	本	1	
共同溝		手摺	m	1	
共同溝		銘板	枚	1	
共同溝	現場打躯体工(構造物 単位)	共同溝	m ³	1	
共同溝	管路工(管路部)	埋設表示シート	m	1	
電線共同溝	掘削工	開削掘削	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
電線共同溝	埋戻し工	埋戻し	m ³	100	ただし1,000m ³ 未満の場合は10m ³
電線共同溝	電線共同溝工	管路	m	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
電線共同溝		プレキャストボックス	個	1	
電線共同溝		蓋	組	1	
電線共同溝	付帯設備工	ハンドホール	箇所	1	
電線共同溝	管路工(管路部)	埋設表示シート	m	1	
電線共同溝	管路工(管路部)	スリーブ	個	1	
電線共同溝	管路工(管路部)	伸縮継手	個	1	
植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木せん定	本	1	
植栽維持工		寄植せん定	m ²	10	
植栽維持工		補植	本	1	
植栽維持工		移植	本	1	
植栽維持工		支柱	本	1	
植栽維持工		拔根除草	m ²	10	
植栽維持工		樹木施肥	本	1	
植栽維持工		寄植・芝施肥	m ²	10	
植栽維持工		灌水	m ²	10	
植栽維持工		防除	本	1	
植栽維持工		寄植・芝葉剤散布	m ²	10	
植栽維持工		芝刈	m ²	1,00 0	ただし100,000m ² 未満 の場合は100m ²
河川維持	河川巡視工	緊急巡視	回	1	
河川維持	堤防除草工	除草	m ²	1,00 0	ただし100,000m ² 未満 の場合は100m ²
河川維持	芝養生工	施肥	m ²	1,00 0	ただし100,000m ² 未満 の場合は100m ²
河川維持		拔根	m ²	1,00 0	ただし100,000m ² 未満 の場合は100m ²
河川維持	伐木除根工	伐木除根	m ²	1,00 0	ただし100,000m ² 未満 の場合は100m ²
河川維持	塵芥処理工	散在塵芥収集	m ²	1,00 0	ただし100,000m ² 未満 の場合は100m ²
河川維持		堆積塵芥収集	m ³	10	ただし100m ³ 未満の場 合は1m ³
河川維持	水面清掃工	水面清掃	日	1	
河川維持	応急処理作業	応急作業	日	1	
河川維持	ボーリンググラウト工	注入	m ³	1	
河川維持	ボーリンググラウト工	注入設備据付解体	回	1	
河川維持	欠損部補修工	欠損部取壊し	m ³	1	
河川維持	欠損部補修工	欠損部補修	m ³	1	
河川維持	不陸整正工	不陸整正・締固め	m ²	1	
河川維持	付属物復旧工	調整ポスト	個	1	
河川維持	付属物設置工	標識	基	1	
河川維持	塵芥処理工	処分費	t	1	

	種 別	細 别	設計表示 単位	数 位	備 考
河川維持	樹木・芝生管理工	捕植	本	1	
道路修繕	路面切削工	路面切削	m ²	1	
道路修繕	舗装打換え工	舗装版切断	m	10	ただし100m未満の場合1m
道路修繕		舗装版破碎	m ²	1	
道路修繕	切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ	m ²	1	
道路修繕	舗装打換え工・オーバーレイ工	中間層	m ²	1	
道路修繕	路上路盤再生工	路上路盤再生	m ²	1	
道路修繕	床版補強工(鋼板接着・増桁架設工法)	鋼板接着	m ²	1	
道路修繕		クラック処理	m	1	
道路修繕		足場	m ²	10	
道路修繕		防護	m ²	10	
道路修繕		増桁架設	t	0.1	ただし1t未満の場合は0.01t
道路修繕	床版増厚補強工	表面荒らし	m ²	1	
道路修繕	床版取替工	鋼製高欄取替	m	1	
道路修繕		床版運搬処理	m ³	1	
道路修繕	鋼柵補強工	現場溶接鋼柵補強	m	1	
道路修繕	伸縮継手工	鋼製伸縮継手補修	m	0.1	
道路修繕		埋設ジョイント補修	m	0.1	
道路修繕	鋼橋・P C 支承工	支承取替	基	1	
道路修繕	トンネル補修工	低圧注入工法	トンネル	1	
道路修繕	検査路工	検査路	t	0.1	
道路修繕	沓座拡幅工	チッピング	m ²	1	ただし10m ² 未満の場合は0.1m ²
道路修繕		削孔	孔	1	
道路修繕		アンカーボルト挿入	本	1	
道路修繕		鋼製沓座設置	箇所	1	
道路修繕	排水施設工	排水柵	箇所	1	
道路修繕		排水管	m	1	
道路修繕	横断歩道橋工	高欄・手摺	t	0.1	
道路修繕		側板	t	0.1	
道路修繕		ノンスリップ	m	1	
道路修繕	R C 橋脚鋼板巻立て工	鋼板取付	m ²	1	
道路修繕		現場溶接	m	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
道路修繕		定着用アンカー	箇所	1	
道路修繕		円形基部補強版	段	1	
道路修繕		根巻きコンクリート	m ³	1	
道路修繕	橋脚コンクリート巻立	コンクリート削孔	箇所	1	
道路修繕		コンクリート巻立て	m ³	1	
道路修繕		下地処理	m ²	1	
道路修繕	現場塗装工	素地調整	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
道路修繕		塗装(下・中・上塗)	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
道路修繕		張紙防止塗装	m ²	10	ただし100m ² 未満の場合は1m ²
道路修繕		コンクリート面・岩盤清掃	m ²	1	
道路修繕	トンネル工	内装板	m ²	1	
道路修繕		裏込注入	m ³	1	
道路修繕		面導水	m ²	1	
道路修繕		線導水	m	1	
道路修繕		鋼板巻立て	m ²	1	
道路修繕		グレーピング	m ²	1	
道路修繕		グレーピング(路面排水用)	m	1	
道路修繕		鋼・ゴム製伸縮装置補修	m	1	
道路修繕	橋梁補修工	橋梁地覆補修	m	1	
道路修繕		下地処理	橋	1	
道路修繕		プライマー塗布	橋	1	
道路修繕		下塗り(バテ塗布)	橋	1	
道路修繕		中塗り材塗布	橋	1	
道路修繕		上塗り材塗布	橋	1	
道路維持	巡回・巡回工	通常巡回	回	1	
道路維持		緊急巡回	回	1	
道路維持	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入	t	0.1	ただし1t未満の場合は0.01t
道路維持		舗装版目地補修	m	1	
道路維持		クラック処理	m	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
道路維持	アスファルト舗装維持工	わだち掘れ補修	m ²	1	
道路維持		パッキング	t	0.1	
道路維持	付属物復旧工	ガードケーブル復旧	m	1	
道路維持		転落(横断)防止柵復旧	m	1	
道路維持		路側標識復旧	基	1	
道路維持		標識板復旧	枚	1	
道路維持		視線誘導標復旧	本	1	
道路維持		距離標復旧	本	1	
道路維持		張紙防止シート復旧	m ²	1	
道路維持	路面清掃工	路面清掃(機械)	km	0.1	
道路維持		路面清掃(路肩部・人力)	km	0.1	
道路維持		路面清掃(歩道・人力)	m ²	1	
道路維持		路面清掃(歩道橋・地下道・人力)	m ²	1	
道路維持		路面清掃(中央分離帯・人力)	m ²	1	
道路維持	路肩整正	路肩整正(機械)	km	0.1	
道路維持		路肩整正(人力)	m ²	100	
道路維持	排水施設清掃工	側溝清掃(人力)	m	10	
道路維持		側溝清掃(機械)	km	0.01	
道路維持		管渠清掃	m	10	
道路維持		柵清掃	箇所	1	
道路維持	橋梁清掃工	伸縮継手清掃	m	1	
道路維持		排水管清掃	m	10	
道路維持	道路付属物清掃工	ガードパイプ清掃	m	1	
道路維持		トンネル照明器具清掃(機械)	km	0.1	
道路維持		トンネル照明器具清掃(人力)	灯	1	
道路維持		視線誘導標清掃	本	1	
道路維持		トンネル壁面清掃	m ²	1	
道路維持	道路除草工	除草	m ²	1,000	ただし100,000m ² 未満の場合は100m ²
道路維持	応急処理工	応急作業	日	1	
道路維持	冬季安全施設工	スノーポール設置・撤去	本	1	

	種 別	細 別	設計表示 単位	数位	備 考
道路維持		防雪柵	m	1	
道路維持		落雪(せり出し)防護柵	m	1	
道路維持		防雪柵現地張出・収納	m	1	
雪寒	一般・運搬・歩道除雪	各種.	時間	1	
雪寒	凍結防止工	各種	時間	1	
雪寒		凍結防止剤	t	1	
雪寒		凍結防止剤	ℓ	1	
雪寒		除雪補助	時間	1	
雪寒		積雪投棄	時間	1	
雪寒		ハンドガイド式除雪機	時間	1	
雪寒		小型除雪車	時間	1	
雪寒	安全処理工	雪瑕庇処理	時間	1	
雪寒		つらら処理	時間	1	
雪寒		人工雪崩	式	1	
雪寒	雪道巡回工	巡回	回	1	
雪寒	待機補償費	要員・連絡員	時間	1	
雪寒		待機補償費	式	1	
雪寒	保険費	除雪保険	式	1	
雪寒	除雪機械修理工	除雪機械修理	式	1	
電気通信		ケーブル	m	10	ただし1,000m未満の場合は1m
電気通信		電線	m	10	ただし1,000m未満の場合は1m
電気通信		電線管	m	10	ただし1,000m未満の場合は1m
機械		鋼材類	t	0.01	ただし1t未満の場合は0.001t

第6章 建設機械運転労務等

① 建設機械運転労務	I-6-①- 1
1 適用職種	I-6-①- 1
2 労務歩掛	I-6-①- 1
② 原動機燃料消費量	I-6-②- 1
1 適用範囲	I-6-②- 1
2 燃料消費量	I-6-②- 1
③ 機械運転単価表	I-6-③- 1
④ 一般事項	I-6-④- 1
1 建設機械運転労務	I-6-④- 1
2 指定事項における運転労務数量について	I-6-④- 1
3 運転日当り運転時間(T)	I-6-④- 1
4 運転手を計上する機械	I-6-④- 1
5 ダム工事及び大型造成工事について	I-6-④- 2
6 労務単価について	I-6-④- 2
7 歩掛について	I-6-④- 2
8 運転手職種別の対象機械	I-6-④- 2

第6章 建設機械運転労務等

① 建設機械運転労務

1. 適用職種

建設機械の運転・操作にかかる職種区分は、次表を標準とする。

表1.1 適用職種

職種	適用建設機械
運転手（特殊）	特殊免許、資格等を必要とする建設機械
運転手（一般）	上記以外で、公道を走行する建設機械
特殊作業員	上記以外で、公道を走行できない建設機械

2. 労務歩掛

2-1 運転手の労務歩掛

機械運転1時間当たり労務歩掛は、次式による。

$$\text{歩掛} = \frac{1}{T} (\text{人}/\text{h}) \cdots \cdots \text{式2. 1}$$

(注) 1. Tは運転日当たり運転時間で請負工事機械経費積算要領第4第4項及び同第6の定めによる。

なお、Tは4~7時間について適用するものとし、Tが4時間未満の場合は4を、7時間を超える場合は7を使用する。

2. 運転日当たり運転時間(T)は、小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとし、機械運転1時間当たり労務歩掛は、小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

② 原動機燃料消費量

1. 適用範囲

本資料は、建設工事に使用する建設機械等の燃料消費量の算出に適用する。

2. 燃料消費量

2-1 燃料消費量の算定

燃料消費量の算定は、請負工事機械経費積算要領による建設機械等損料算定表の種類、規格の機関出力と次に示す時間当たり燃料消費率を乗じて求める。

時間当たり燃料消費量=機関出力×時間当たり燃料消費率

(注) 1. 時間当たり燃料消費量の数値は、有効数字の第3位を四捨五入し、有効数字2桁とする。

2. 走行用エンジン及び作業用エンジンの双方を有する機械は、双方のエンジン出力を合計した機関出力とする。

3. ディーゼルパイルハンマの燃料消費率は、単位が $(\ell / h - t)$ (t :ラム質量) なので、機関出力に替えてラム質量を乗ずる。

2-2 時間当たり燃料消費率

時間当たり燃料消費率（日常保守点検等に必要な油脂類及び消耗品等を含む）は、次表を標準とする。

表2.1 運転1時間当たり燃料消費率

No.	機械名	規格	燃料消費率 ($\ell / \text{kW}\cdot\text{h}$)	摘要
1	ブルドーザ	0.153		
2	リッパ装置付ブルドー			
3	小型バックホウ			
4	バッカホウ			
5	クランシェル			
6	クローラロードダ (トラクタショベル)			
7	ハイタルロードダ (トラクタショベル)			
8	バッカロク一ホウ (型)	ディーゼル／電気 ハイブリット型	0.128	
9	ダンプトラック	オフロード・ (建設専用)	0.085	15t以上
10		オンロード	0.043	
11	トラック			クレーン装置付を含む
12	トレーラ		0.075	
13	不整地運搬車	クローラ型	0.134	
14	クローラクレーン		0.076	
15	トラッククレーン	ラチスジブ型・ 油圧伸縮ジブ型	0.044	オールテレンクレーンを含む
16	ラフテレンクレーン		0.088	

(つづく)

(つづき)

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
17	ディーゼルパイルハンマ		7.648 ℓ/h-t	tはラム質量
18	バイブロハンマ	電動式	E 0.305 kWh/kW	
		油圧式・可変式	0.308	
19	杭打機(ベースマシン)		0.085	
20	杭打機(ウォータージェット) ^ち 用		0.192 E 0.533 kWh/kW	
21	油圧ハンマ		0.181	
22	油圧式鋼管圧入引抜機 (ジャッキ)		E 0.305 kWh/kW	
23	油圧式杭圧入引抜機			0.145
24	アースオーガ		E 0.436 kWh/kW	
25	アースオーガ中掘式		0.085	ベースマシン
26	クローラ式アースオーガ		E 0.436 kWh/kW	装置
27	粉体噴射攪拌機	二軸式		
		単軸式	E 0.305 kWh/kW	
		改良材供給機	E 0.533 kWh/kW	
28	オールケーシング掘削機	1エンジン (クローラ式)	0.181	
		2エンジン (クローラ式)	0.093	
		スキッド式	0.104	
29	マッドスクリーン		E 0.305 kWh/kW	
30	泥排水処理装置	フィルタ プレス式	E 0.560 kWh/kW	
31	グラウトポンプ		0.207 E 0.613 kWh/kW	
32	グラウトミキサ			
33	ボーリングマシン		0.151 E 0.429 kWh/kW	
34	ドリルジャッボ	レール式	0.171 E 0.415 kWh/kW	
		クローラ式		
		ホイール式		
35	自由断面トンネル掘削機		E 0.429 kWh/kW	

(つづく)

(つづき)

No.	機械名	規格	燃 料 消 費 率 (ℓ /kW·h)	摘要
36	N A T M 機器集じん器		E 0.700 kWh/kW	
37	コンクリート吹付機	トンネル 工事用		
38	急結剤供給装置		E 0.466 kWh/kW	
39	吹付ロボット			
40	モータグレーダ		0.108	ヒータプレーナ装着型を含む
41	スタビライザ		E 0.331 kWh/kW 0.111	
42	ロードローラ		0.118	
43	タイヤローラ		0.085	
44	振動舗装用ラ	ハンドガイド	0.231	
		搭乗式	0.160	
45	タンパ及びランマ		G 0.346	
46	振動コンパクタ			
47	コンクリートプラント		E 0.495 kWh/kW	
48	モルタルプラント			
49	ベントナイトミキサ			
50	トラックミキサ		0.059	
51	コンクリートポンプ車		0.078	
52	アスファルトトライニッシャ		0.147	加熱用燃料は含まない
53	ディストリビュータ		0.090	
54	コンクリートスプレッダ		0.122	
55	アグリゲートスプレッダ			
56	コンクリートトレベラ			
57	コンクリートカッタ			
58	コンクリートカッタ		G 0.227	
59	アスファルトプレーヤ			
60	アスファルトカーバ			
61	路面切削機		0.144	

(つづく)

(つづき)

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
63	廃材積込機		0.218	
64	路上表層再生機		0.142	
65	路面安全溝切削機 (グルービング機械)			
66	路面ヒータ(路上表層再生用)		0.160	
67	路面清掃車		0.063	
68	ガードレール清掃車			
69	トンネル清掃車			
70	側溝清掃車		0.052	
71	排水管清掃車		0.044	
72	散水車			
73	高所作業車			
74	ガードレール支柱打込機		0.051	
75	草刈車	路肩カッタ付	0.071	
76	空気圧縮機	定置式 可搬式	0.187	トンネル工事は別途
			E 0.595 kWh/kW	
77	ブロア送風機 (フアーン)		0.156 E 0.681 kWh/kW	軸流ファン〔反転軸流式・可変風量型〕は除く
78	軸流ファン	反転軸流式・ 可変風量型	E 0.571 kWh/kW	
79	ポンプ		0.323	
80	小型渦巻ポンプ		G 0.495 E 0.900 kWh/kW	
81	工事用水中モータポンプ (潜水ポンプ)		E 0.584 kWh/kW	
82	サンドポンプ			
83	発動発電機		0.145 G 0.436	
84	ウインチ		0.108 E 0.305 kWh/kW	
85	電気溶接機		0.261 G 0.403	電気使用量はそれぞれの資料による
86	ベルトコンベヤ		0.293 G 0.512 E 0.560 kWh/kW	
87	モルタル吹付機		0.191	
88	作業車		0.038	

(つづく)

(つづき)

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
89	ライトバン	二輪駆動	0.047 G 0.047	
		四輪駆動		
90	中小型トラック			
91	マイクロバス		0.064 G 0.071	
92	草刈機	肩掛式	G 0.588	
		遠隔操縦式	0.209	
		ハンドガイド 式	0.178 G 0.354	
93	集草機			
94	動力噴霧機		0.261 G 0.266	
95	コングリートタ		G 0.347 E 0.540 kWh/kW	
96	照明機	可搬式	0.638	
97	トラクタ	ホイール式	0.120	
98	ポンプ式浚渫船		重油 0.381	
99	引船		重油 0.252	
100	除雪ドーザ	ホイール	0.153	
101	除雪グレーダ			
102	除雪トラック		0.078	
103	小型除雪機	ハンドガイド	0.193 G 0.356	
104	ロータリ除雪車	30~180 kW級	0.137	
		220~440 kW級	0.114	
105	一車線積込除雪車	ロータリ式	0.089	
106	凍結防止剤散布装置		0.090	
107	凍結防止剤散布車		0.058	
108	レーキドーザ		0.175	
109	トラクタ	クローラ式		
110	スクレーパードーザ			
111	タイヤドーザ			

(つづく)

(つづき)

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW·h)	摘要
112	モータスクレーパ		0.163	
113	泥上掘削機		0.175	
114	トレントチヤ		0.152	
115	ダンプトラック	ガソリン	G 0.071	
116	不整地運搬車	ホイール型	0.160	
117	シャトルカー		E 0.560 kWh/kW	
118	タワークレーン		E 0.101 E 0.305 kWh/kW	
119	ジブクレーン			
120	二本構リフト	モータウインチ		
121	一本構リフト	モータウインチ		
122	工事用エレベータ			
123	門型クレーン			
124	簡易ケーブルクレーン		0.108	
125	フォークリフト		0.037	
126	クサンドバイラ打機		0.085 E 0.305 kWh/kW	ベースマシン 装置
127	トラスツオク一式		0.053	
128	ラフテレーンクレーン 装着式アースオーナー		0.103	
129	アースドリル掘削機		0.093	
130	リバースサーチューリール ションドリル		E 0.426 kWh/kW	フロント装置吊上げクレーンは杭打機(ベースマシン)を適用
131	杭打やぐら		E 0.305 kWh/kW	
132	サイクロン			
133	サクションポンプ			
134	圧送ポンプ			
135	安定液ミキサ		E 0.533 kWh/kW	
136	泥排水処理装置	ベルトプレス式	E 0.871 kWh/kW	
137	汚泥吸排車		0.053	
138	ニューマチックケーソン 施工機器 (潜函用ショベル)		E 0.600 kWh/kW	

(つづく)

(つづき)

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
139	クリーニングタワー		E 0.700 kWh/kW	
140	シールド工事用機器	パワーユニット	E 0.533 kWh/kW	
141	一次分離機			
142	汚水槽			
143	粘土溶解槽		E 0.900 kWh/kW	
144	高分子凝集剤溶解槽			
145	スラリーポンプ			
146	インナバイブレータ	自走式	0.122	
147	コンクリートミキサ		E 0.495 kWh/kW	
148	コンクリートポンプ		E 0.410 kWh/kW	
149	法面締固め機		0.167	
150	チップスプレッダ		0.127	
151	アスファルトクッカ		0.164	
152	コンクリート横取機		0.293	
153	振動目地切機			
154	区画線消去機	ハンドガイド式	G 0.233	
155	ラインマーク	ペイント・ハンドガイド式 溶融・自走式 ペイント・車載式	0.068	
156	溶解槽			
157	排水性舗装機能回復車		0.063	
158	透光性しゃ音壁清掃車			
159	歩道清掃車		0.040	
160	排水管清掃車	CNG	C 0.043 m³/kW-h	
161	小型多段遠心ポンプ			
162	真空ポンプ		E 0.900 kWh/kW	

(つづく)

(つづき)

No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要
163	電動ホイスト		E 0.305 kWh/kW	
164	チエーンブロッカ (電動式)			
165	土砂排出機			
166	簡易やぐら			
167	両端固定式ケーブルクレーン		E 0.305 kWh/kW 0.108	
168	ムカデコンベヤ		E 0.560 kWh/kW	
169	油圧ジャッキ		E 0.533 kWh/kW	
170	コンクリート吹付機		E 0.410 kWh/kW	
171	急結剤供給装置 (吹付機用)			
172	種子吹付機		0.191	
173	エンジン付ミキサ		G 0.162	
174	工事用高圧洗浄機		E 0.900 kWh/kW G 0.255	
175	薬剤散布機		G 0.103	
176	エレクタ		E 0.255 kWh/kW	
177	切断機		E 0.305 kWh/kW	
178	草結束機		G 0.515	
179	木材破碎機		0.185	
180	自走式破碎機			
181	チエンソー		G 0.450 ℓ/h	左記は時間当たり燃料消費量である
182	ポンプ浚渫船		E 1.217 kWh/kW	
183	除雪ドーザ	クローラ	0.166	
184	ロータリ除雪装置		0.141	ロータリ式88kW型 ベースマシン(除雪ドーザ)

(注) G : ガソリン E : 電力 C : 圧縮天然ガス 印のないものは軽油である。

運転日当り電力消費量

表2.2 運転日当り電力消費量

工種名	機械名	電力消費量
トンネル工(NATM) 及び 小断面トンネル工(NATM)	セメントサイロ 30t	E 8.0 kWh

③ 機械運転単価表

本資料は、各工種に使用する機械のうち、標準的な機種について単価表を示したものであり、各工種の単価表欄の指定に基づき作成する。

1. 各工種の中で特に指定しない場合は、次による。

- (1) 労務歩掛は「第 I 編第 6 章①建設機械運転労務」による。
- (2) 主燃料の種類及び数量、油脂類は「第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量」による。

2. 各機種、規格ごとに次の事項を記入する。

- (1) 表題には、機械名を記入する。
- (2) 燃料費の規格欄には、燃料の種類を記入する。
- (3) 機械損料の規格欄には、機械の規格を記入する。

機-1

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運転手（特殊）		人		第 I 編第 6 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-2

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運転手（特殊）		人		第 I 編第 6 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
損 耗 費		〃	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-3

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運転手（特殊）		人		第 I 編第 6 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料 1 ()		h	1	
機 械 損 料 2 ()		〃	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 機械損料の()内には、機械名を記入する。

機-4

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊)		人		第 I 編第 6 章①建設機械運転労務による
(電 力)		kWh		
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機-5

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊)		人		第 I 編第 6 章①建設機械運転労務による
(電 力)		kWh		
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料 1 ()		h	1	
機 械 損 料 2 ()		〃	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 1. 機械損料の()内には、機械名を記入する。

2. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機-6

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (一般)		人		第 I 編第 6 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-7

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (一般)		人		第 I 編第 6 章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
損 耗 費		〃	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-8

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-9

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1 / T	
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) T : 運転日当たり運転時間

機-10

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
高 級 船 員		人		
普 通 船 員		〃		
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

機-11

運転1時間又は1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
() 船 員		人		
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料				
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) () 内は、船員の種別を記入する。

機-12

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-13

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 6 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-14

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
機 械 損 料		日	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-15

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-16

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-17

運転1時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		施工歩掛による
機 械 損 料		h	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機-18

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運転手(特殊)		人		
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
諸雜費		式	1	
計				

機-19

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運転手(一般)		人		
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
諸雜費		式	1	
計				

機-20

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運転手(特殊)		人		
(電力)		kWh		
燃料費		ℓ		
機械損料1()		供用日		
機械損料2()		〃		
諸雜費		式	1	
計				

(注) 1. 機械損料の()内には、機械名を記入する。

2. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機-21

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運転手(特殊)		人		
(電力)		kWh		
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
諸雜費		式	1	
計				

(注) 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機-22

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運転手(一般)		人		
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
損耗費		〃		
諸雜費		式	1	
計				

機-23

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-24

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機-25

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
機 械 損 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

2. 運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機-26

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
高 級 船 員		人		
普 通 船 員		〃		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-27

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
賃 料		日	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、賃料に含まれている。

機-28

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特殊)		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-29

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (一般)		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-30

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
賃 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

2. 運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機-31

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雜 費		式	1	
計				

機-32

運転1日当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日	1.4	
損 耗 費		〃	1.4	
諸 雜 費		式	1	
計				

④ 一般事項

1. 建設機械運転労務

運転手の労務歩掛の考え方

- (1) 運転手は通年雇用的な常用とみなす。
- (2) 1人工は実働8時間とする。

2. 指定事項における運転労務数量について

各工種における当該機械毎の機械運転単価表において、指定事項に運転労務数量が指定されている場合は、これによるものとする。

指定事項において運転労務数量が指定されていない場合は、第I編第6章①建設機械運転労務によるものとする。

3. 運転日当たり運転時間(T)

- (1) 作業が標準状態である場合、運転日当たり運転時間(T)は建設機械等損料算定表に示す年間標準運転時間、年間標準運転日数等より算出した値を使用する。
ただし、各工種における当該機械毎に運転労務数量が指定されている場合は、これによる。
- (2) 工事の施工に特別な条件がない場合、作業は標準状態とみなす。
- (3) 積上げで求めた運転日当たり運転時間(T)と標準時間(T_0)の差が T_0 に対し±20%未満の場合には、標準状態とみなし、標準時間 T_0 を使用することができる。
- (4) 設計変更その他不可抗力等により、当初の契約条件を変更するため運転日当たり運転時間(T)が著しく変更する場合(±20%以上の場合)は、運転日当たり運転時間(T)を変更する。
- (5) 運転日当たり運転時間(T)が4時間未満の場合、歩掛は全てT=4時間で積算し同一運転手による他の機械の運転等を考慮する。又運転日当たり運転時間(T)が7時間を超える場合も歩掛はすべてT=7時間で積算し、場合によっては2シフト制を考慮する。
- (6) 運転日当たり運転時間(T)は、小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとし、機械運転1時間当たり労務歩掛は、小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

4. 運転手を計上する機械

道路交通法に定める運転免許が必要な建設機械並びにこれと同等の機械(フィニッシャ、アスファルトプラント等)とする。

運転手を計上する条件を運転手(特殊)及び運転手(一般)と分類してその各自の内容を次のとおりとする。

(1) 運転手(特殊)

重機械(道路交通法第84条に規程する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規程する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの。)の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。

(2) 運転手(一般)

道路交通法第84条に規程する運転免許(大型免許、中型免許、普通免許等)を有し、主として機械を運転または操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。

(3) 特殊作業員としての取扱い

軽機械(道路交通法第84条に規程する運転免許または労働安全衛生法第61条第1項に規程する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの。)を運転または操作して行う作業。

5. ダム工事及び大型造成工事について

ダム工事及び大型造成工事については、機械付世話役及び助手を別途考慮する。

6. 労務単価について

単価は、公共工事設計労務単価による。

- ・世話役の単価について (6. 1)

機械付世話役単価は、土木一般世話役の労務単価とする。

- ・助手の単価 (58. 2)

助手の単価は、普通作業員の単価とする。

- ・機械工の単価 (58. 2)

機械工の単価は溶接工の単価とする。

7. 歩掛について

(1) 損料との関係

- 1) 機械の供用日数、運転時間の定義等についてはすべて「請負工事機械経費積算要領」によるものとする。
- 2) 時間当たり損料 労務歩掛積算要領表（表－1）

8. 運転手職種別の対象機械

運転手職種別の対象機械は、表－2のとおりとする。

表－1 時間当たり損料 労務歩掛積算要領表

施工条件	時間当たり損料(円／h)	労務歩掛(人／h)	摘要
(1) 稼働状態が標準の場合	損料＝損料表(13)欄	$4 \leq T \leq 7$ では T $T < 4$ の場合は $T = 4$ $7 < T$ の場合は $T = 7$ として、標準歩掛の式 2.1 による。	T は機種により一定 $T = \frac{\text{損料表}(3) \text{欄}}{\text{損料表}(4) \text{欄}}$
(2) 稼働状態が標準と異なる場合	損料＝損料表(9)欄 + 損料表(11)欄／t t : 供用日当たり運転時間 (積上げにて積算) 小数第2位を四捨五入して小数第1位止め	(1)に同じ	$4 \leq T \leq 7$ では損料 T と歩掛 T は一致する。 $T < 4, 7 < T$ では損料 T と歩掛は一致しない。
(3) 特に作業条件が標準と異なる場合 (ハードワーク等)	損料＝損料表(9)欄 × (1±α) 損料表 +(11)欄／t	(1)に同じ	算定表の割増率を使用
(4) 積雪寒冷地で使用する場合	損料＝損料表(9)欄 + 損料表(11)欄 × β／t	(1)に同じ	算定表の割増率を使用

表-2 運転労務適用職種一覧

機械名	規格		機械質量	運転手(特殊)	運転手(一般)	特殊作業員	摘要
ブルドーザ	1t		-			○	
	3t以上		-	○			
	リッパ装置付		-	○			
レーキドーザ タイヤドーザ	3t級未満		-			○	
	3t級以上		-	○			
トラクタ	クローラ	3t級未満		-			○
		3t級以上		-	○		
	ホイール	—		3t未満		○	
		—		3t以上	○		
スクレーブドーザ スクレーパ モータスクレーパ	各種		-	○			
バックホウ、クラムシェル ドラグライン	機械式		3t以上	○			
	クローラ	山積0.08m ³ 級以下 (平積0.06m ³)		-			○
		山積0.11m ³ 級以上 (平積0.08m ³)		-	○		
	ホイール	山積0.28m ³ 級以上 (平積0.2m ³)		-	○		
クローラローダ (トラクタショベル)	山積0.25m ³ 級以下		-			○	
	山積0.4m ³ 級以上		-	○			
ホイールローダ (トラクタショベル)	山積0.4m ³ 級以下		-		○		
	山積0.5m ³ 級以上		-	○			
クローラクレーン	1t吊未満		-			○	
	1t吊以上		-	○			
トラッククレーン ラフテレーンクレーン	1t吊未満		-		○		
	1t吊以上		-	○			
モータグレーダ	各種		-	○			
サンドバイル打機	バイプロ式		-	○			
クローラ杭打機	ブーム式		-	○			
	直結式		-	○			
路面清掃車	ブラシ式 フロントリフトダンプ		-	○			
	上記以外		-		○		
トラック式アースオーガ	各種		-	○			
大型ブレーカ	〃		-	○			バックホウ架装
散水車	〃		-		○		
側溝清掃車	〃		-		○		

(つづく)

(つづき)

機械名	規格	機械質量	運転手(特殊)	運転手(一般)	特殊作業員	摘要
排水管清掃車	各種	—		○		
ガードレール清掃車	プラス式	—		○		
トンネル清掃車	〃	—		○		
トラック	普通 クレーン装置付1t吊未満	—		○		
	クレーン装置付1t吊以上	—	○			
ダンプトラック	オンロード	—		○		
	オフロード(建設専用)	—		○		
不整地運搬車	積載質量1t未満	—			○	
	積載質量1t以上	—	○			
水陸両用運搬車(泥上車)	各種	—	○			
作業車	各種 (クレーン装置付1t吊以上を除く)	—		○		クレーン装置付1t吊以上の機種であって、クレーンを使用しない場合は運転手(一般)のみ計上
	〃 (クレーン装置付1t吊以上)	—	○			
高所作業車	作業床高10m未満	—		○		
	作業床高10m以上	—	○			
コンクリートポンプ車	配管式	—	○			
	ブーム式	—	○			
ライシマーカ	自走式	—		○		
	車載式	—		○		
ロードローラ	マカダム	—	○			
	タンデム	—	○			
タイヤローラ	各種	—	○			
振動ローラ	自走式2.5~2.8t以下	—			○	
	〃3.0~5.0t以上	—	○			
コンクリートフィニッシャ	3.0~4.5m以上	—	○			
コンクリートスプレッダ	ブレード式・ボックス式	—	○			
コンクリートレベラー	3.0~7.5m	—	○			
アスファルトフィニッシャ	各種	—	○			
アスファルトプラント	〃	—	○			
アスファルトディストリビュータ	〃	—		○		
アスファルトスプレッダ	自走式・各種	—		○		
スタビライザ	路上混合自走式各種	—	○			
トレーナチャ	自走式	3t未満			○	
	〃	3t以上	○			

(つづく)

(つづき)

機械名	規格	機械質量	運転手(特殊)	運転手(一般)	特殊作業員	摘要
アジテータトラック (トラックミキサ)	各種	—		○		
ヒータープレーナ		—	○			
路面切削機	クローラ式・ホイール式	—	○			
マイクロバス		—		○		
ライトバン		—		○		
ウインチ	5t吊未満	—			○	
	5t吊以上	—	○			
草刈車	大型自走式(履帶式)	—			○	
草刈機	肩掛け式・ハンドガイド式	—			○	

第7章 土木請負工事の 特許使用料の積算

① 土木請負工事の特許使用料の積算について..... I -7-①- 1

第7章 土木請負工事の特許使用料の積算

① 土木請負工事の特許使用料の積算について

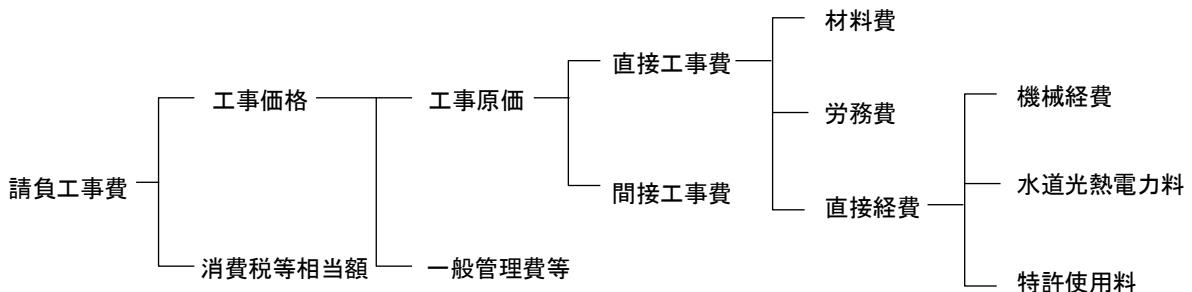
1. 土木 請負工事費の積算において必要な特許使用料の算定については次のとおりとする。ただし、これにより難い場合は別途考慮するものとする。

(1) 特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続のうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、且つ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

(2) 特許使用料の積算

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。



1) 特許使用料の算出

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく、民間企業等が有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。

なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

第8章 時間的制約を受ける 公共土木工事の積算

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について..... I -8-①- 1

第8章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

1. 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

(1) 時間的制約条件

- 1) 現道の交通量の多い時間帯
 - 2) 通勤・通学の時間帯
 - 3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
 - 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
 - 5) 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等
- 1)～4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は5)の制約を受ける場合とする。
ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

(3) 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

1) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

注）「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超える7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。

3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

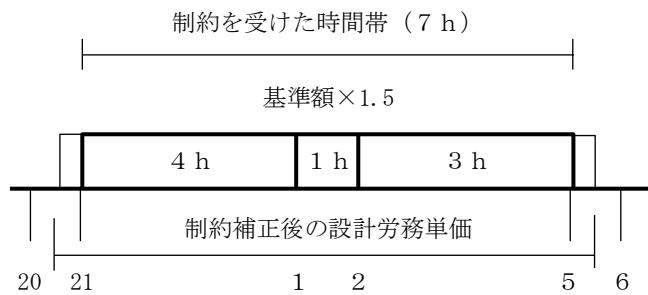
イ) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

設計労務単価＝公共工事設計労務単価×補正割増し係数

ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価（例-1, 例-2）

設計労務単価＝〔公共工事設計労務単価+割増し賃金〕×補正割増し係数

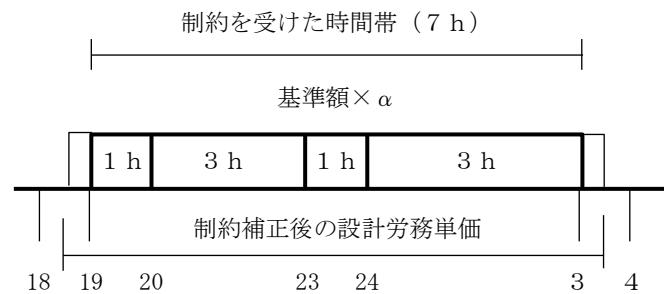
(例-1) 20時～6時の時間帯の中で21時～5時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned}\text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.5 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.71\end{aligned}$$

ただし、割増し賃金 = 基準額 × 0.5

(例-2) 18時～4時の時間帯の中で19時～3時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned}\text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.428 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.628\end{aligned}$$

ただし、 α = 割増し率
 $= (1h \times 1.0 + 6h \times 1.5) / 7h$
 $= 1.428$

割増し賃金 = 基準額 × 0.428

ハ) 設計労務単価に他の特殊割増し（積雪寒冷地域での冬期割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

二) 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

(4) 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には「建設機械損料の算定について」（建設省機発第65号）〔昭和55年2月22日付〕により、行うものとする。

(5) 工期の設定

時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

第9章 土木請負工事における 現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 I -9-①- 1

第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

3. 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K : 現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て）

i : 現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

P_i : 対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）+支給品費（共通仮設費対象分）+無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α : 積上げ計上分（単位 円、1000円未満切り捨て）

対象額 : P _i	現場環境改善費率 : i (%)	
	大都市(1), (2) 市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合 $i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$
	5億円を超える場合 1.73	0.71

ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ. 積上げ計上分（ α ）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

(2) 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (P_i) の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

[別表-1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

(3) 現場環境改善費入力基準表

施工歩掛コード		施工単位	式
J 1 条件	大都市（1）、（2）又は市街地の場合は〔1〕を入力し、それ以外の場合は〔0〕を入力する。		
数　量	1		

第 10 章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

① 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算..... I -10-①- 1

第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

① 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。

1. 増加費用等の考え方

1-1 増加費用の適用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

1-2 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

(1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

(2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

(3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

(4) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

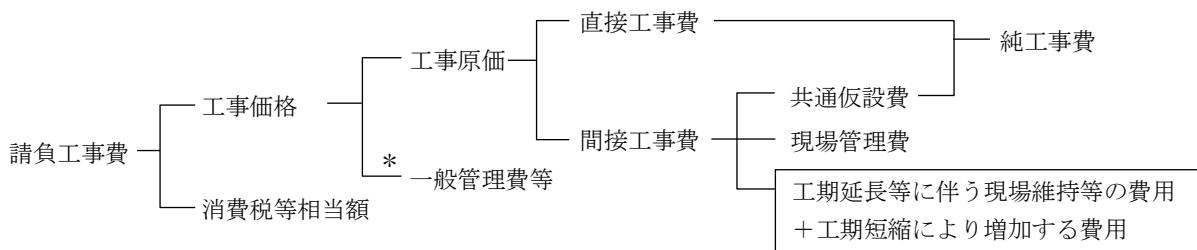
(5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

2. 増加費用等の算定

2-1 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



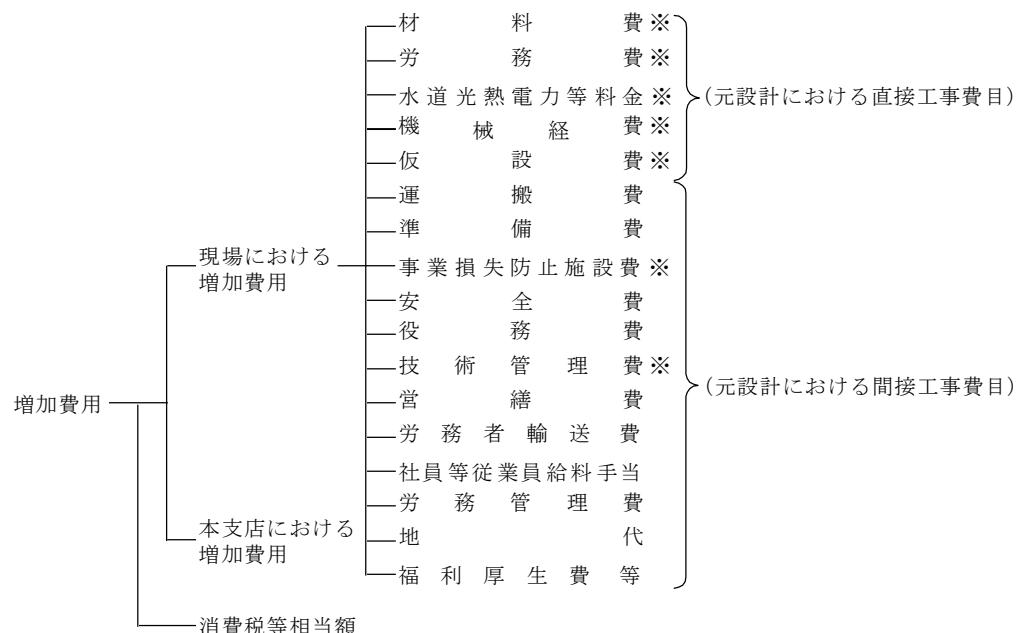
* 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。

2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用

- (1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。
- 1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※積上げ項目

- 2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

i) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものと除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮した形状されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- ② 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）
が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

- ③ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運搬費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しある
いは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたもの
と同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを
発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かた
づけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた
ものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を
考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示
しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の
敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延
長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているも

のと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地 代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(2) 算定方法

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G : 工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

dg : 工期延長等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2(1)2）に示す率項目）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

（前記2-2(1)1）に示す積上げ項目）

1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = [A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\}] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg : 工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2(1)2）に示す率項目）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

N : 工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A, B, a, b : 各工種毎に決まる係数（別表-1）

別表-1

工種区分	係数A						係数B						係数a	係数b		
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	—	-0.2255	-0.228	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・堆土べり等工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	—	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	—	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	—	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	—	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419	—	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	115.6	—	—	—	—	—	—	-0.0824	—	—	—	—	—	—	0.3392	0.3621
フィルダム工事	91.3	—	—	—	—	—	—	-0.0673	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

(注) 係数A・Bの区分の施工地域区分は、「第I編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。

第 12 章 1 日未満で完了する 作業の積算

① 1 日未満で完了する作業の積算…… I -12-①- 1

第12章 1日未満で完了する作業の積算

① 1日未満で完了する作業の積算

1. 適用条件

本基準は、変更積算にのみ適用する。

施工実施にあたり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合に本基準を用いて積算するものとする。

本基準の採用にあたっては、契約期間内に受注者から当該積算の適用についての請求があった場合に、受発注者間の協議において、作業内容が当該積算基準に該当すると認められる場合に適用する。

同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、当該積算は適用しない。

2. 適用範囲

1日未満で完了する作業の積算は、表に記載の施工パッケージを使用して積算する工事に限って適用するものとする。

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第II編 共通工 第1章 土工	床掘工	床掘り	m ³	32	・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。
		舗装版破碎積込 (小規模土工)	m ²	23	
	埋戻工	埋戻し	m ³	40	・埋戻しは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。
		タンパ締固め	m ³	36	・埋戻し、タンパ締固めに係る作業を一連の作業として判定する。
第2章 共通工	法面整形工	法面整形	m ²	I-14-④による	
	基礎・裏込 碎石工	基礎碎石	m ²	155	・基礎碎石、裏込碎石に係る作業を一連の作業として判定する。
		裏込碎石	m ³	38	
	排水構造物 工	ヒューム管（B形管）	m	I-14-④による	・ヒューム管（B型管）、ボックスカルバート、暗渠排水管、フィルター材、管（函）渠型側溝、プレキャスト集水枠、鉄筋コンクリート台付管、プレキャストL型側溝（製品長0.6m/個）、プレキャストマンホール、P C管、コルゲートパイプ、コルゲートフリュームに係る作業を一連の作業として判定する。
		ボックスカルバート	m	I-14-④による	
		暗渠排水管	m	I-14-④による	
		フィルター材	m ³	36	
		管（函）渠型側溝	m	I-14-④による	
		プレキャスト集水枠	基	I-14-④による	
		プレキャスト集水枠 (材料費)	基	-	
	鉄筋コンクリート台 付管	m	I-14-④による		

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第2章 共通工	排水構造物工	プレキャストL型側溝 (製品長0.6m/個)	m	L型側溝単体:33 L型側溝+基礎碎石:29	
		プレキャストマンホール	基	2,000kg/基以下:4 2,000kg/基を超え 4,000kg/基以下:3	
		PC管	m	I-14-④による	
		PC管(材料費)	m	-	
		コルゲートパイプ	m	I-14-④による	
	構造物とりこわし工	コルゲートフリューム	m	I-14-④による	・コンクリートはつり、積込(コンクリート殻)に係る作業を一連の作業として判定する。
		コンクリートはつり	m2	3cm以下:21 3cmを超え 6cm以下:13	
		積込(コンクリート殻)	m3	260	
	殻運搬	殻運搬	m3	I-14-④による	
第3章 基礎工	コンクリート工(深礎工)	コンクリート打設(深礎工)	m3	I-14-④による	
第4章 コンクリート工	コンクリート工	コンクリート	m3	I-14-④による	・コンクリート、モルタル練に係る作業を一連の作業として判定する。
		モルタル練	m3	I-14-④による	
	型枠工	型枠	m2	I-14-④による	・型枠、化粧型枠に係る作業を一連の作業として判定する。
		化粧型枠	m2	-	
		化粧型枠(材料費)	m2	-	
		撤去しない埋設型枠(材料費)	m2	-	
第III編 河川 第2章 河川維持工	堤防除草工	除草	m2	I-14-④による	・除草、集草、梱包、積込・荷卸、運搬(堤防除草)、除草、集草(人力)、梱包、積込・荷卸(総合)、除草、集草(機械)、梱包、積込・荷卸(総合)に係る作業を一連の作業として判定する。
		集草	m2	I-14-④による	
		梱包	m2	12,500	
		積込・荷卸	m2	I-14-④による	
		運搬(堤防除草)	m2	I-14-④による	
		除草、集草(人力)、梱包、積込・荷卸(総合)	m2	I-14-④による	
		除草、集草(機械)、梱包、積込・荷卸(総合)	m2	I-14-④による	
	堤防天端補修工	不陸整正・締固め	m2	不陸整正・補修材 敷均し・締固め:690 不陸整正・締固め :1,340	
	堤防芝養生工	拔根	m2	I-14-④による	・拔根、施肥に係る作業を一連の作業として判定する。
		施肥	m2	13,600	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第2章 河川維持工	伐木除根工	伐木・伐竹（伐木除根）	m2	I-14-④による	・伐木・伐竹（伐木除根）、除根（伐木除根）、整地（伐木除根）、集積（人力施工）（伐木除根）、積込（人力施工）（伐木除根）、運搬（伐木除根）、伐木・伐竹（複合）に係る作業を一連の作業として判定する。
		除根（伐木除根）	m2	1,160	
		整地（伐木除根）	m2	880	
		集積積込み（機械施工）（伐木除根）	m2	除根有：720 除根無：940	
		集積（人力施工）（伐木除根）	m2	1,180	
		積込（人力施工）（伐木除根）	m2	21,300	
		運搬（伐木除根）	m2	I-14-④による	
		伐木・伐竹（複合）	m2	I-14-④による	
塵芥処理工	塵芥処理工	散在塵芥収集	m2	I-14-④による	・散在塵芥収集、堆積塵芥収集（機械処理）、堆積塵芥収集（人力処理）に係る作業を一連の作業として判定する。
		堆積塵芥収集（機械処理）	m3	I-14-④による	
		堆積塵芥収集（人力処理）	m3	I-14-④による	
機械土工 (河床等掘削)	河床等掘削	m3	147		
	軟弱土等運搬	m3	I-14-④による		
巨石積（張）工	巨石張（練）	m2	25	・巨石張（練）、巨石張（空）、巨石積（練）に係る作業を一連の作業として判定する。	
	巨石張（空）	m2	27		
	巨石積（練）	m2	30		
	巨石（材料費）	m2	-		
	巨石採取	個	38		
木杭打工	木杭打	本	58		
護岸基礎 ブロック工	プレキャスト基礎	m	I-14-④による	・プレキャスト基礎、中詰コンクリート打設に係る作業を一連の作業として判定する。	
	プレキャスト基礎（材料費）	m	-		
	中詰コンクリート（材料費）	m	-		
	中詰コンクリート打設	m3	17		
かごマット工 (スロープ型)	かごマット設置（スロープ型）	m2	I-14-④による		
野芝種子 吹付工	野芝種子吹付	m2	1,429	・野芝種子吹付、被覆シート張、養生（散水養生）に係る作業を一連の作業として判定する。	
	被覆シート張	m2	1,429		
	養生（散水養生）	m2	1,667		
袋詰玉石工	袋詰玉石	袋	I-14-④による		
笠コンクリートブロック据付工	笠コンクリートブロック	m	I-14-④による		
	笠コンクリートブロック（材料費）	m	-		
グラウトホール工	グラウトホール	組	5		
	グラウト管（材料費）	組	-		
光ケーブル配管工	掘削（光ケーブル配管）	m3	28	・配管設置（埋設部）、ハンドホールに係る作業を一連の作業として判定する。	
	埋戻し・締固め	m3	13		
	敷砂、保護砂（材料費）	m3	-		
	埋設表示シート（材料費）	m	-		
	配管設置（埋設部）	m	89		
	ハンドホール	個	1.1		

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第IV編 道路 第1章 舗装工	路盤工	不陸整正	m2	1,510	<ul style="list-style-type: none"> ・不陸整正、下層路盤（車道・路肩部）、上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「粒度調整砕石」に限る。）に係る作業を一連の作業として判定する。 ※上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）については、アスファルト舗装工の適用による。
		下層路盤 (車道・路肩部)	m2	940	
		上層路盤 (車道・路肩部)	m2	I-14-④による	
		下層路盤（歩道部）	m2	268	
		上層路盤（歩道部）	m2	268	
	アスファルト 舗装工	基層 (車道・路肩部)	m2	I-14-④による	<ul style="list-style-type: none"> ・上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）、基層（車道・路肩部）、中間層（車道・路肩部）、表層（車道・路肩部）に係る作業を一連の作業として判定する。 ・基層（歩道部）、中間層（歩道部）、表層（歩道部）に係る作業を一連の作業として判定する。
		中間層 (車道・路肩部)	m2	I-14-④による	
		表層 (車道・路肩部)	m2	I-14-④による	
		基層（歩道部）	m2	I-14-④による	
		中間層（歩道部）	m2	I-14-④による	
		表層（歩道部）	m2	I-14-④による	
		アスカーブ	m	260	
第2章 付属 施設	立入り防止柵 工	基礎ブロック、鋼 管基礎	基	I-14-④による	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎ブロック、钢管基礎、金網・支柱（立入防止柵）、支柱（立入防 止柵）、門扉に係る作業を一連の作業として判定する。
		金網・支柱（立入 防止柵）	m	I-14-④による	
		金網・支柱（立入 防止柵）（材料費）	m	-	
		支柱（立入防止柵）	本	I-14-④による	
		支柱（立入防止柵） (材料費)	本	-	
		門扉	基	I-14-④による	
		門扉（材料費）	基	-	
		箱抜き	m	I-14-④による	
	車止めポスト 設置工	車止めポスト	本	5	
	道路付属物 設置工	距離標	枚	I-14-④による	
第3章 道路 維持 修繕工	路面切削工	路面切削	m2	I-14-④による	
		殻運搬（路面切削）	m3	I-14-④による	
	舗装版破碎工	舗装版破碎	m2	I-14-④による	
	舗装版切断工	舗装版切断	m	I-14-④による	
	舗装版クラック 補修工	クラック補修	m	620	<ul style="list-style-type: none"> ・クラック補修、クラック防止シート張に係る作業を一連の作業として判定する。
		注入材（材料費）	m	-	
		クラック防止 シート張	m	930	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第3章 道路 維持 修繕工	舗装版クラック 補修工	クラック防止 シート（材料費）	m	-	
	道路付属 構造物塗替工	素地調整	m2	I-14-④による	・素地調整、付属構造物 塗替に係る作業を一連の 作業として判定する。
		付属構造物塗替	m2	ポール類：89 防護柵類・落石防 止柵類：121	
	張紙防止塗装工	張紙防止塗装	m2	ケレン作業：14 張紙防止塗装 (1層当たり)：32	
		張紙防止塗装（材料費）	m2	-	
	橋梁地覆補修工	とりこわし	m3	1.4	
		鉄筋	t	0.36	
		コンクリート	m3	0.76	
	橋梁補修工 (現場溶接鋼桁補強工)	現場溶接鋼桁補強	m	14	
	落橋防止装置工	コンクリート削孔 (電動式コアボーリング マシン)	孔	I-14-④による	・コンクリート削孔（電 動式コアボーリングマシ ン）又は（電動ハンマド リル）もしくは（さく岩 機〔ハンドドリル空圧 式〕），アンカー，充填補 修に係る作業を一連の作 業として判定する。
		コンクリート削孔 (電動ハンマドリル)	孔	84	
		コンクリート削孔 (さく岩機[ハンドドリル 空圧式])	孔	200超え 500以下：48 500超え 800以下：38	
		アンカー	本	I-14-④による	
		アンカ材（材料費）	本	-	
		注入材（材料費）	本	-	
		充填補修	孔	92	
		補修材（材料費）	孔	-	
		現場孔明（鋼構造物）	本	10本以上 /箇所：80 作業性の悪い 箇所等：40	
		除草	m2	I-14-④による	
道路除草工	集草	m2	2,760		・除草，集草，積込運搬， 機械除草（肩掛式）・集 草・積込運搬，機械除草 (肩掛式)・集草，機械除 草(ハンドガイド式)・集 草・積込運搬，機械除草 (ハンドガイド式)・集草 に係る作業を一連の作業 として判定する。
	積込運搬	m2	I-14-④による		
	機械除草（肩掛式）・ 集草・積込運搬	m2	I-14-④による		
	機械除草（肩掛式）・集草	m2	1,240		
	機械除草（ハンドガイド 式）・集草・積込運搬	m2	I-14-④による		
	機械除草（ハンドガイド 式）・集草	m2	1,902		

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第3章 道路 維持 修繕工	路面清掃工 (人力清掃工)	路面清掃 (路肩部・人 力)	km	I-14-④による	・路面清掃 (路肩部・人力), 路面清掃 (歩道部・人 力)に係る作業を一連の作業と して判定する。
		路面清掃 (歩道部・人 力)	m ²	I-14-④による	
	側溝清掃工 (人力清掃工)	側溝清掃 (人力清掃工)	m	I-14-④による	
	集水枠清掃工 (人力清掃工)	枠清掃 (人力清掃工)	箇所	I-14-④による	
	トンネル 漏水対策工	面導水	m ²	34	・面導水, 線導水に係る作 業を一連の作業として判定 する。
		面導水 (材料費)	m ²	-	
		線導水	m	10	
		線導水 (材料費)	m	-	
	沓座拡幅工	チッピング (厚2cm以下)	m ²	5.3	・チッピング(厚2cm以下), アンカー筋挿入, 及び落橋 防止装置工のうちコンクリ ート削孔 (電動式コアボ ーリングマシン), コンクリー ト削孔 (電動ハンマドリ ル), コンクリート削孔 (さ く岩機 [ハンドドリル空圧 式]), 充填補修, アンカー に係る作業を一連の作業と して判定する。
		アンカー筋挿入	本	97	
		アンカー筋 (材料費)	本	-	
		注入材 (材料費)	本	-	
		鉄筋 (沓座拡幅工)	t	0.73	
		型枠 (沓座拡幅工)	m ²	15	
		コンクリート (沓座拡 幅工)	m ³	7.1	
	路肩整正 (人力 による土はね)	路肩整正 (人力による 土はね)	m ²	37	

3. 判定方法

1日未満で完了する作業の判定は、次の方法によるものとする。

(1) 施工パッケージが1つ、かつ条件区分が1つの場合の判定方法

$x/D < 1$ の場合に1日未満で完了する作業とする。

x : 作業量

D : 作業日当り標準作業量

(2) 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の判定方法

$\sum (x_i/D_i) < 1$ の場合に1日未満で完了する作業とする。

x_i : 各施工パッケージにおける各条件区分の作業量

D_i : 各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当り標準作業量

(3) 判定に使用する作業量の考え方

- ・判定に使用する作業量は、施工パッケージ毎の作業量とする。ただし、表の摘要欄に、関連する施工パッケージを一連の作業として判定する旨の記載があるものについては、摘要欄の記載によるものとする。
- ・一つの施工パッケージで異なる条件区分の作業量がある場合には、一連の作業として判定する。
- ・判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。
- ・施工箇所の点在範囲が1km程度を超えるなど、同一施工箇所として取り扱えないと判断する場合には、別箇所として扱うものとする。
- ・上記以外は、1工事の全作業量を1箇所当りの作業量とする。
- ・日々の作業量が受注者の責によらず制約される場合、その他の現場条件等により、上記により難い場合は、別途考慮出来るものとする。

4. 積算方法

1日未満で完了する作業の積算は、以下の方法によるものとする。

(1) 施工パッケージが1つ、かつ条件区分が1つの場合の積算方法

1) $x/D < 1/2$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量の1/2の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

2) $1/2 \leq x/D < 1$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

(2) 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の積算方法

$\alpha \times \sum (x_i/D_i) = 1$ となる α を計算し、 $\alpha \times x_i$ をそれぞれの施工パッケージや条件区分の修正作業日当り標準作業量 D'_i とする。

1) $\sum (x_i/D_i) < 1/2$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの施工パッケージや条件区分において、修正作業日当り標準作業量 D'_i の1/2の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

2) $1/2 \leq \sum (x_i/D_i) < 1$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの施工パッケージや条件区分において、修正作業日当り標準作業量 D'_i を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

(3) 端数処理

1) 作業日当り標準作業量 D の1/2の量は、整数とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、作業日当り標準作業量 D が小数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようにする。

- 2) α は、小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入する。
- 3) 修正作業日当たり標準作業量 D'_{i} は、整数とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当たり標準作業量 D_i が小数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようとする。
- 4) D'_{i} の $1/2$ の量は、 D'_{i} を計算した上で、1) と同様とする。

5. 施工単価入力基準表

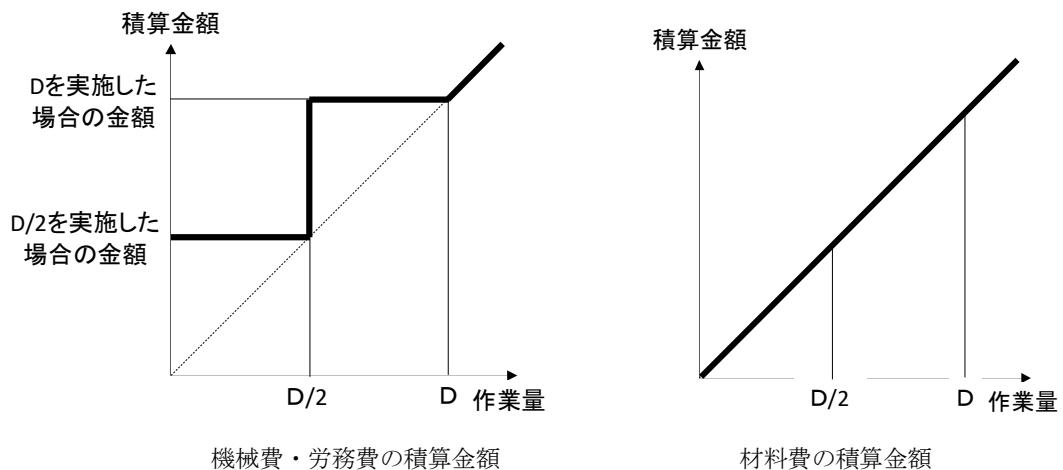
1 日未満で完了する作業の積算が適用される施工パッケージ（代表機労材に材料が無い施工パッケージ及び材料費に限定した施工パッケージを除く。）

パッケージコード	—	施工単位	—
施工区分	入 力 条 件		
各 C B コードの 各 種		J 1 ~ J X J 条件	
		J (X + 1) 費用の内訳	
		①全ての費用 ②機械費、労務費のみ（1日未満用） ③材料費のみ（1日未満用）	

- (注) 1. 1日未満で完了する作業の積算においては、J (X + 1) 条件で②機械費、労務費のみ、及び③材料費のみをそれぞれ計上する。
2. 1日未満で完了する作業の積算を除いては、J (X + 1) 条件で①を選択すること。

6. 参考資料

6-1 機械費・労務費及び材料費の積算金額のイメージ



6-2 計算例

(1) 施工パッケージが1つ、かつ条件区分が1つの場合

	単位	設計数量	作業日当たり標準作業量
施工パッケージ1	m	x1=200	D1=800

1) 判定

$$x1/D1 = 200/800 = 0.25 < 1$$

従って、この場合は、 $x/D < 1$ なので、作業量が1日未満で完了する数量の作業に該当する。

2) 積算

$$x1/D1 < 1/2 \text{ より}$$

施工パッケージ1：機械費及び労務費は、 $D1/2 = 400$ m分の金額を計上する。

材料費は、 $x1 = 200$ m分の金額を計上する。

(2) 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
施工パッケージ 1	m	x1=200	D1=800
施工パッケージ 2	m2	x2=100	D2=300
施工パッケージ 3	m3	x3= 5	D3= 50

1) 判定

$$\Sigma (x_i/D_i) = x_1/D_1 + x_2/D_2 + x_3/D_3 = 200/800 + 100/300 + 5/50 = 0.68 < 1$$

従って、この場合は、 $\Sigma (x_i/D_i) < 1$ なので、作業量が1日未満で完了する数量の作業に該当する。

2) 積算

$$\alpha \times \Sigma (x_i/D_i) = \alpha \times (200/800 + 100/300 + 5/50) = 1 となる \alpha を計算する。$$

$$\alpha = 1.463\cdots = 1.46$$

修正作業日当り標準作業量

$$\text{施工パッケージ 1 } D' 1 = \alpha \times x_1 = 1.46 \times 200 = 292$$

$$\text{施工パッケージ 2 } D' 2 = \alpha \times x_2 = 1.46 \times 100 = 146$$

$$\text{施工パッケージ 3 } D' 3 = \alpha \times x_3 = 1.46 \times 5 = 7.3 = 7$$

$$1/2 \leq \Sigma (x_i/D_i) = 0.68 < 1 \text{ より}$$

施工パッケージ 1 : 機械費及び労務費は、 $D' 1 = 292$ m分の金額を計上する。

材料費は、 $x_1 = 200$ m分の金額を計上する。

施工パッケージ 2 : 機械費及び労務費は、 $D' 2 = 146$ m2分の金額を計上する。

材料費は、 $x_2 = 100$ m2分の金額を計上する。

施工パッケージ 3 : 機械費及び労務費は、 $D' 3 = 7$ m3分の金額を計上する。

材料費は、 $x_3 = 5$ m3分の金額を計上する。

第 13 章 設計変更

- 1 一般事項 I -13-①- 1
- 2 設計変更における材料単価の
取り扱いについて I -13-①- 1
- 3 設計変更の計算例 I -13-①- 1

第13章 設計変更

1 一般事項

- (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

2 設計変更における材料単価の取り扱いについて

- (1) 工事増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。
ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- (2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
- (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
- (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。

3 設計変更の計算例

請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行なうものとする。

・設計額

設計変更の際、元設計及び変更設計の種別、細別等の金額は全て官積算額とする。

・設計変更の要領

設計変更の積算は、次の方法により行なう。

第1回変更設計額

$$\text{工事価格} = \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{第1回変更官積算工事価格}$$

$$\text{第1回変更設計額} = \frac{\text{工事価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税率})$$

第2回変更設計額

$$\text{工事価格} = \frac{\text{第1回変更請負額}}{\text{第1回変更官積算額}} \times \text{第2回変更官積算工事価格}$$

$$\text{第2回変更設計額} = \frac{\text{工事価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税率})$$

第3回変更設計額

$$\text{工事価格} = \frac{\text{第2回変更請負額}}{\text{第2回変更官積算額}} \times \text{第3回変更官積算工事価格}$$

$$\text{第3回変更設計額} = \frac{\text{工事価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税率})$$

第Ⅱ編 共通工

第Ⅱ編 共通工

「国土交通省 土木工事標準積算基準書(令和4年4月版)」(共通編)第Ⅱ編 共通工 による。

第三編 河 川

第III編 河 川

「国土交通省 土木工事標準積算基準書（令和4年度4月版）」（河川編）第III編 河川 による。

第IV編 道路

第IV編 道路

「国土交通省 土木工事標準積算基準書(令和4年4月版)」(道路編) 第IV編 道路 による。

第 V 編 公園綠地

第V編 公園緑地

第1章 基盤整備

① 敷地造成工 (公園土工)	V-1-①-1
①-1 土工の取扱いについて	V-1-①-1
(敷地造成、敷地造成と整正、機械土工の種別と作業内容)	
①-2 敷地造成工	V-1-①-2
(掘削、盛土、整地)	
①-3 作業土工	V-1-①-4
(構造物土工、作業残土処理)	
①-4 敷砂工	V-1-①-5
①-5 小型機械土工	V-1-①-5
(トラクター土工、耕耘機土工)	
② 擁壁工	V-1-②-1
②-1 コンクリートブロック工	V-1-②-1
②-2 石積工	V-1-②-2
(公園石積、割小端積)	

第2章 公園植栽

① 植栽工 (歩掛りによる積算)	V-2-①-1
①-1 高木植栽工	V-2-①-1
(適用範囲、植栽歩掛)	
①-2 地被類植栽工	V-2-①-5
(張芝、公園地被客土)	
② 市場単価方式による積算 (公園植栽工)	V-2-②-1
③ 共通する工種	V-2-③-1
③-1 樹木養生工	V-2-③-1
(マルチング)	
④ 移植工	V-2-④-1
④-1 高木・中低木移植工	V-2-④-1
(堀取、運搬、植栽)	
⑤ 参考資料	V-2-⑤-1
(鉢容量、植穴容量)	

第3章 施設整備

① 細水設備工	V-3-①-1
①-1 水飲場標準配管	V-3-①-1
①-2 水栓類取付工	V-3-①-1
(量水器きょう、量水器、弁類、弁きょう類、水栓類)	
①-3 細水管路工	V-3-①-3
(細水管、埋設標識テープ)	
② 雨水・污水排水設備工	V-3-②-1
②-1 布設歩掛	V-3-②-1
(U型側溝、L型側溝、蓋類、枠類、ヒューム管類、硬質ポリ塩化ビニル管、 波状管及び網状管、フィルター材、目詰防止シート)	
③ 電気設備	V-3-③-1
③-1 照明設備工	V-3-③-1
(ハンドホール、引込柱・中間柱、分電盤、公園灯、 ケーブル入線、電線管、埋設テープ)	
④ 園路広場整備工	V-3-④-1
④-1 アスファルト系園路工	V-3-④-1
(ベンガラアスコン舗装、脱色アスコン舗装)	
④-2 コンクリート系園路工	V-3-④-1
(コンクリート舗装、平板舗装)	
④-3 土系園路工	V-3-④-2
(砂表層、ダスト表層、路床整正、転圧)	
④-4 レンガ・タイル系園路工	V-3-④-4
(レンガ舗装、タイル舗装)	
④-5 石材系園路工	V-3-④-5
(石張舗装、小舗石舗装)	
④-6 目地工	V-3-④-6
④-7 園路縁石	V-3-④-6
(コンクリート縁石、レンガ縁石、玉石縁石、雑割石縁石)	
④-8 階段工	V-3-④-8
(階段、擬木階段)	
⑤ 修景施設整備工	V-3-⑤-1
⑤-1 捨石・石組工	V-3-⑤-1
(捨石、石組)	
⑤-2 レンガ張壁工	V-3-⑤-2
⑥ 遊戯施設整備工	V-3-⑥-1
⑥-1 基礎ブロック据付	V-3-⑥-1
⑥-2 鋼製遊具組立設置工	V-3-⑥-2
⑥-3 コンクリート製遊具工	V-3-⑥-2
(ステップ、砂場)	
⑥-4 木製遊具設置工	V-3-⑥-3

⑦ サービス施設整備工	V-3-⑦-1
⑦-1 時計台	V-3-⑦-1
⑦-2 ベンチ・テーブル工	V-3-⑦-1
(ベンチ・ツール、テーブル、基礎ブロック)		
⑦-3 サイン施設	V-3-⑦-2
⑧ 管理施設整備工	V-3-⑧-1
⑧-1 柵工	V-3-⑧-1
(フェンス、パイプさく、格子さく)		
⑧-2 車止工	V-3-⑧-2
⑧-3 園名板工	V-3-⑧-3
⑨建築施設組立設置工	V-3-⑨-1
⑨-1 パーゴラ工	V-3-⑨-1
⑩ 施設仕上げ工	V-3-⑩-1
⑩-1 塗装仕上げ工	V-3-⑩-1
(素地ごしらえ、ポリウレタン樹脂塗料)		
⑩-2 表面仕上げ工	V-3-⑩-2
(コンクリート加工仕上げ)		
⑩-3 左官仕上げ工	V-3-⑩-2
(モルタル練、化粧目地切、コンクリートハケ引き仕上げ、 モルタル金ゴテ仕上げ、モルタルハケ引き仕上げ、防水モルタル塗、 色モルタル塗、人造石研ぎ出し、人造石洗い出し)		
⑩-4 タイル仕上げ工	V-3-⑩-4
⑩-5 石仕上げ工 (平石張)	V-3-⑩-5
⑪ 仮設工	V-3-⑪-1
⑪-1 足場工	V-3-⑪-1

第4章 グラウンド・コート整備

① グランウド・コート舗装工	V-4-①-1
①-1 グラウンド・コート用舗装工	V-4-①-1

第5章 道路植栽

① 市場単価方式による積算 (道路植栽工)	V-5-①-1
② 積算による歩掛	V-5-②-1
②-1 支柱・結束直し	V-5-②-1
②-2 張芝工	V-5-②-1
②-3 草花植付工	V-5-②-2
(植付け、草花客土)		
②-4 打起し工	V-5-②-2
②-5 名板設置工	V-5-②-2
②-6 客土工	V-5-②-3
②-7 地被客土	V-5-②-4
②-8 マルチング	V-5-②-4
②-9 縁地帯パイプ柵	V-5-②-5

③ 植栽工事の割増積算	V-5-③-1
③-1 対象とする工事	V-5-③-1
③-2 対象としない工事	V-5-③-1
③-3 積算方法	V-5-③-1

第6章 公園縁地等維持管理

① 公園等委託業務	V-6-①-1
①-1 除草	V-6-①-1
	(草刈、抜取除草、薬剤除草、刈草運搬)	
①-2 芝生地管理	V-6-①-5
	(芝刈、芝目土かけ)	
①-3 樹木管理	V-6-①-7
	(剪定、刈込、切枝処理、樹木施肥、防虫害防除)	
①-4 清掃	V-6-①-14
	(園地清掃、ゴミ運搬、小型高圧洗浄機運搬工)	
①-5 街路樹管理	V-6-①-16
	(支障枝剪定等、薬剤除草、清掃)	
② 市場単価方式による積算（街路樹管理）	V-6-②-1

第1章 基盤整備

① 敷地造成工（公園土工）

①-1 土工の取り扱いについて

1 敷地造成

敷地造成は、①大規模な土工事を伴う造成と、②それほど大規模でなく軽易な土工事でも可能な造成に分けることができる。

① 大規模な工事とは、地山土量が 50 m³以上で機械施工が可能な場合をいう。主な工種としては、“バックホウ掘削”、“すきとり”、“敷均し締固め”等があり、単位を土工量「m³」で表す。

② 軽易な土工事とは、面積当たりの土量が少なく面的に造成を行う場合をいう。主な工種としては、“整地工”があり、単位を面積「m²」で表す。

2 敷地造成と整正

敷地造成と整正（不陸整正・路床整正）の関連については、造成を行った後、アスファルト舗装等を行う場合は必要に応じて“不陸整正”を計上し、砂表層等を行う場合は“路床整正”を計上する。

（不陸整正については、第IV編 第1章 ①路盤工による）

3 機械土工の種別と作業内容

バックホウ掘削（積込） : バックホウで地山を掘削する。

もしくは掘削から積込作業まで含む。

すきとり工 : ブルドーザーで地山をすきとる。

敷均し締固め工 : ブルドーザーでルーズな状態の土を敷均し、
振動ローラ、もしくはタイヤローラで締固める。

敷均し工 : ブルドーザーでルーズな状態の土を敷均す。

整地工 : 現地盤（地山）を切りかえし、敷均す。

（注） 1. ブルドーザによる作業は、平均作業距離 60 mまでとする。

なお、機械土工と人力土工との区別は次による。

機械土工 : 広場等、機械施工が可能な箇所

人力土工 : 小面積、狭幅員、端部等機械施工が不可能な箇所

①-2 敷地造成工

1 挖削工

1-1 バックホウ掘削（積込）

「第II編 第1章 ②土工」による

1-2 すきとり

(1 m³当り)

名称	規格	単位	数量
ブルドーザ運転	3 t	日	0.017
ブルドーザ運転	15 t	日	0.0029

2 盛土工

2-1 敷均し・締固め

「第II編 第1章 ②土工 3-4 路体（築堤）盛土」による

敷均し・締固め（ブル3t・振動ローラ4t）歩掛・材料表 (1 m³当り)

工種・材料	機種	規格	単位	数量	備考
敷均し+締固め	ブルドーザ	3 t	m ³ （締固め後）	1.0	
	振動ローラ	搭乗式・コンバイン ド型・3~4 t			
土	—	ルーズ	m ³	1.33	普通土

土の数量は「第II編 第1章 ①土量変化率等」表2.1 の普通土の L/Cより

敷均し・締固め（ブル15t・タイヤローラ8~20t）歩掛・材料表 (1 m³当り)

工種・材料	機種	規格	単位	数量	備考
敷均し+締固め	ブルドーザ	15 t	m ³ （締固め後）	1.0	
	タイヤローラ	8~20 t			
土	—	ルーズ	m ³	1.33	普通土

土の数量は「第II編 第1章 ①土量変化率等」表2.1 の普通土の L/Cより

2-2 敷均し（ルーズ）

「第II編 第1章 ②土工 3-3 整地」による

3 整地

現地盤（地山）を-10～+10 cmの深さで切りかえし、敷均すものとし、 $2.5 \text{ m}^3 / 100 \text{ m}^2$ のすきとりと敷均し（ルーズ）の組合せとする。

3-1 機械

整地（ブル3t）歩掛表 (100m²当り)

工種	機種	規格	単位	数量	備考
すきとり	ブルドーザ	3t	m ³ (地山)	2.5	「1-2 すきとり」 参照
敷均し（ルーズ）	ブルドーザ	3t	m ³	2.5	「2-2 敷均し（ルーズ）」参照

3-2 人力

切崩し+敷均し（埋戻し）作業とする。

整地（人力）歩掛表 (100m²当り)

工種	規格	単位	数量	備考
切崩し		m ³	2.5	「II-1-② 土工」 3-1 掘削[現場制約有]
敷均し（埋戻し）		m ³	2.5	「II-1-③-2 埋戻工」 3-1 埋戻し[現場制約有、土砂、締固めなし]

①-3 作業土工

1. 構造物土工について

構造物の土工は、掘削工+埋戻工+残土処理工+基面整正工の組合せを標準とする。

なお、工種の土工区分は下表のとおりとする。

工種の土工区分	土工別途	土工込み	
		人力土工	機械土工 (バックホウ 0.28 m ³)
床掘工	工種に含まない	工種に含む	工種に含む
埋戻工	工種に含まない	工種に含む	工種に含む
園外残土処理工	別途計上	別途計上	別途計上
公園残土処理	工種に含まない	工種に含む	工種に含む
基面整正工	工種に含まない	工種に含む	工種に含む

(注) 1. 公園内で行う小規模土工について、バックホウ (0.28 m³) を標準とする。

2. 基面整正の適用について

構造物の基礎工の場合は基面整正を計上する。ただし、「第II編 第1章 ③作業土工 ③-1 床掘工」の施工方法[上記以外(小規模)]及び[現場制約あり]には、基面整正が含まれているため、基面整正工として別途計上しない。

2. 作業残土処理

(1) 公園残土処理(付近地処理)

人力による小車運搬+敷均しの組み合わせを標準とする。

公園残土処理(付近地処理)歩掛表 (1 m³当たり)

工種	規格	単位	数量	備考
園内小運搬		m ³	1	II-1-④ 人力運搬工 2-8 小車運搬(運搬～取卸し) [床掘なし、換算距離 20m 以下]
敷均し		m ³	1	II-1-③-2 埋戻工 3-1 埋戻し[現場制約有、土砂、締固めなし]

(注) 園内小運搬の換算距離は 20m 以下を標準とするが、これにより難い場合は現場状況により換算距離を設定すること。

①-4 敷砂工

1 敷 砂

人力砂による小運搬（20m、積卸含、小車）+敷均しの組合せを標準とする。

敷砂歩掛表

(100 m²当り)

工種・材料	規格	単位	数量	参照
小運搬		m ³	t/L	II-1-④ 人力運搬工 2-5 小車運搬(積込～運搬～取卸し) [換算距離 20m以下]
敷均し		m ³	t/L	II-1-③-2 埋戻工 3-1 埋戻し[現場制約有、土砂、締固めなし]
砂		m ³	t	

(注) t : 敷砂の厚さ (cm)

L : 土の変化率 (=1.33)

小運搬の換算距離は 20m 以下を標準とするが、これにより難い場合は現場状況により換算距離を設定すること。

①-5 小型機械土工

1 トラクター土工

本資料は、トラクター1.0t級を用いて行う小規模な耕起、碎土、整地の作業土工に適用する。

(1) 1時間当たり作業量 (Vt) の算定式は次のとおりとする。

$$V_t = \frac{60 \cdot W \cdot V \cdot E}{N} \quad (\text{m}^2/\text{h})$$

W : 平均幅 (m)

V : 作業速度 (m/min)

E : 作業効率

N : 作業回数

(2) 1時間当たりの作業量 (W · V · E · N 標準数値)

作業	W (m)	V (m/min)	E		N	摘要
			砂、砂質土	礫質土、粘性土		
耕 起	1.60	24.3	0.80	0.70	2	
碎土・整地	1.90	28.8			2	オフセットディスクハロー
肥料散布	1.80	41.1	1.00	1.00	1	ブロードキャスター ライムソワー
播 種	1.80	24.3			1	ブロードキャスター
混 合	1.60	24.3	0.80	0.70	2	

(3) トラクター土工歩掛

(100 m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
トラクター運転	1 t 級	h	100/Vt	

(4) トラクター運転歩掛

(1 時間当り)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料	軽油	ℓ	2.6	
特 殊 作 業 員		人	0.2	
機 械 損 料	トラクター	h	1	
計				

2 耕うん機土工

耕うん機 0.4 t 級による作業土工に適用する。

(1) 1 時間当り作業量 (Vt) の算定式は次のとおりとする。

$$A = \frac{W \times V \times E}{P} \quad (\text{m}^2/\text{hr})$$

P

A : 運転 1 時間当りの作業量 (m²/hr)

W : 平均混合幅 (m)

V : 混合速度 (m/hr)

E : 作業効率

P : 混合回数 (3 回を標準とする)

耕うん作業効率 (1)

土 質	E
砂、砂質土	0.8
粘性土・レキまじり土	0.7

平均耕うん深さは 20 cm 程度。

耕うん作業効率 (2)

機 械 名	規 格	数 量		備 考
		W (m)	V (m/hr)	
耕 う ん 機	0.4 t 級	0.75	1,830	

(2) 耕うん作業歩掛は、次表を標準とする。

耕うん作業歩掛

(100 m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量		備 考
			粘性土・れ きまじり土	砂・砂質土	
耕 う ん 機	0.4 t 級	hr	0.31	0.27	

(3) 耕うん機運転歩掛は、次表を標準とする。

耕うん機運転歩掛

(1 時間当り)

名 称	単 位	数 量	摘 要
軽 油	L	1.1	
特 殊 作 業 員	人	0.22	
機 械 損 料	H	1	

② 擁壁工

②-1 コンクリートブロック工

1 公園ブロック積

(1) 間知ブロック積工（勾配1割未満・ブロック 80kg／個以下）

「第II編 第2章 ③-1 コンクリートブロック積（張）工」、

「第VI編 第1章 ⑤コンクリートブロック積工」による。

(2) 裏込材投入

「第II編 第2章 ③-1 コンクリートブロック積（張）工」による。

(3) 脊込コンクリート投入

「第II編 第2章 ③-1 コンクリートブロック積（張）工」、

「第VI編 第1章 ⑤コンクリートブロック積工」による。

(4) 目地

「第II編 第2章 ⑯目地・止水板設置工」による。

②-2 石積工

1 公園石積

(1) 公園石積歩掛は次表を標準とする。

(10 m²当り)

名 称	規 格 ・ 形 状	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人	0.4	
石 工		〃	1.5	
普 通 作 業 員		〃	3.6	
雜 割 石	控え 350 mm	m ²	10	

備考1. 運搬距離 20m 程度の人力による小運搬を含む。

雜割石の使用量は、下表を標準とする。

(10m 当り)

段 数 (段)	1	2	3
面 積 (m ²)	3	6	9
個 数 (個)	33	66	99

注) 石面 300×300 内外を標準とし、これにより難い場合は別途考慮する。

(2) 脊込・裏込コンクリート

「第II編 第2章 ④-1 石積（張）工」による。

(3) 裏込材工

「第II編 第2章 ④-1 石積（張）工」による。

2 割小端積

(1) 歩掛は次表を標準とする。

(10 m²当り)

名 称	規 格 ・ 形 状	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人	0.7	
石 工		人	7.0	
普 通 作 業 員		〃	6.0	
小 端 積 み 石	300×74 mm内外 厚 20~35 mm内外	m ²	10	
諸 雜 費		%	2	

備考1. 仕上り厚 90 mm、目地巾 10 mm程度（深目地 3~5 mm）の場合である。

2. 運搬距離 20m 程度の人力による小運搬を含む。

3. 諸雑費は張付けモルタルの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

第2章 公園植栽

① 植栽工

①-1 高木植栽工

1 適用範囲

1. 本資料は、公園における樹高3m以上の高木の植栽作業に適用する。

2. 設計の標準的な考え方は、以下のとおりである。

樹木 + 高木植栽工 + 公園客土工A + 施肥工A + 支柱工 + マルチング工

または

樹木 + 高木植栽工 + 植樹客土工 + 支柱工 + マルチング工

2 植栽歩掛

(1) 高木植栽

高木植栽は、配植、植穴掘、植付、埋戻し、養生までの作業を行うもので、施工歩掛は次表とする。

高木植栽歩掛

(100本当り)

形状寸法(cm)		名 称(人)			機械運転時間	運 転 日 数		
					(h)	(日)		
高 木	(幹周) 15未満	世話役	造園工	普通作業員	トラック (クレーン装置付) 4t 積 吊能力 2.9t	小型バックホウ (クローラ型) 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.13m ³ (平積0.1m ³)	ラフテレーン クレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値) 4.9t 吊	トラッククレーン 油 壓 式 15t ~16t 吊
					—	—	—	—
15以上 25〃	5.4	27.4	9.7 (16.3)	—	—	1.9 (—)	—	—
25〃 40〃	5.0	23.0	14.0 (55.0)	47.0	—	2.10 (—)	—	—
40〃 60〃	10.0	44.0	26.0 (87.0)	57.0	—	4.80 (—)	—	—
60〃 90〃	16.0	74.0	45.0 (190.0)	—	—	10.50 (—)	9.0	—
90〃 120〃	22.0	104.0	64.0 (293.0)	—	—	16.20 (—)	—	10.5

- (注) 1. 高木の幹周15cm以上は、機械施工を標準とする。ただし、現場の障害物等により、機械施工ができない場合は()の数値を採用する。
2. 幹周は、地際より高さ1.2mの周囲長とする。なお、幹が枝分かれ(株立樹木)している場合の幹周は、各々の総和の70%とする。
3. 残土を植栽付近に敷均しする歩掛、または残土として運搬車へ積込む歩掛は上表に含む。それ以外の残土処分は別途考慮すること。また、運搬歩掛は含まない。
4. 支柱設置歩掛は含まない。
5. 標準的穴掘り以外の施工は別途考慮する。
6. 現場条件等により上表により難い場合は別途考慮する。
7. トラッククレーンは賃料とする。
8. 上表は、根鉢付樹木の標準歩掛であるため、ふるい根の場合は別途計上出来るものとする。
9. 本歩掛の埋戻作業には、肥料・土壤改良剤を混合する場合も含まれる。
10. 上表には100m程度の現場内小運搬を含む。

(2) 幹巻き

幹巻き歩掛

(100 本当り)

形状寸法幹周 (cm)	名 称 (人)			諸雑費率 (%)
	世 話 役	造 園 工	普通作業員	
25 以上 40 未満	1.1	4.9	1.9	15
40 ノ 60 ノ	2.0	8.7	3.4	16
60 ノ 90 ノ	3.2	14.2	5.5	20
90 ノ 120 ノ	5.1	23.2	8.9	20

- (注) 1. 幹周りは、地際より 1.2m の幹の周囲長とする。なお、幹が枝分かれ（株立樹木）している場合の幹周は、各々の総和の 70% とする。
2. 現場条件により、上表により難い場合は、別途考慮する。
3. 諸雑費は、しゅろ繩、緑化テープの費用であり、労務費の合計に諸雑費率を乗じた額を上限として計上する。
4. 上表には、100m程度の現場内小運搬を含む。

(3) 公園客土工

公園客土工（小運搬あり）は、客土材料及び材料小運搬手間を含む。

公園客土工（小運搬なし）は、客土材料のみである。

(注) 公園客土（小運搬あり）は、高木植栽工と組合わせて用いる。公園客土工（小運搬なし）は、中低木植栽工・生垣植栽工（市場単価方式の植栽工）と組合わせて用いる。

客土の構成 堀削土：砂：バーク堆肥=4：5：1

数量及び歩掛表

(10m³ 当り)

名 称	規 格	単位	数量	備 考
堀 削 土		m ³	4.0	
砂	不洗	〃	6.0	5.0×1.2 (注1)
バ ー ク 堆 肥		kg	500	1m ³ =500 kg
醜 酵 ケ イ フ ソ		〃	100	10 kg/m ³
残 土		m ³	6.0	
小 運 搬	砂	〃	(5.0)	(小運搬なしの場合は計上しない)
〃	肥料	t	(0.6)	〃

- (注) 1. 砂の補正係数を 1.2 とする。
2. 砂の小運搬は「第II編 第1章 ④人力運搬工 2-5 小車運搬（積込～運搬～取卸し）土・石」により、
L（換算距離）=20m を標準とする。
3. 肥料の小運搬は「第II編 第1章 ④人力運搬工 2-6 小車運搬（積込～運搬～取卸し）セメント等」により、
L（換算距離）=20m を標準とする。
4. 客土量は 植穴容量-鉢容量 とする。

(4) 植樹客土工

配 合 砂：バーク堆肥=8:2

数量及び歩掛表

(10m³当り)

名 称	規 格	単位	数 量	備 考
砂	不洗	m ³	9.6	8.0×1.2 (注1)
バ ー ク 堆 肥		kg	1,000	(500 kg=1m ³)
緩 効 性 化 成 肥 料	NP23:2	"	7	
発 酵 ケ イ フ ノ		"	50	
小 運 搬	砂	m ³	(8.0)	(小運搬なしの場合は計上しない)
"	肥料	t	(1.06)	"

(注) 1. 砂の補正係数を 1.2 とする。

2. 砂の小運搬は「第II編 第1章 ④人力運搬工 2-5 小車運搬（積込～運搬～取卸し）土・石」により、
L（換算距離）=20m を標準とする。
3. 肥料の小運搬は「第II編 第1章 ④人力運搬工 2-6 小車運搬（積込～運搬～取卸し）セメント等」により、
L（換算距離）=20m を標準とする。
4. 客土量は 植穴容量-鉢容量 とする。

(5) 施肥工

施肥工Aは肥料及び小運搬・投入手間を含む。

施肥工Bは肥料のみである。

肥料小運搬・投入 (100 kg当り)

普 通 作 業 員	0.009 人
-----------	---------

(6) 支柱工

本構造及び歩掛は、公園及びそれに類する場所に高木・つる性木を植樹する場合に適用するものとする。

支柱の立て込み、結束までの施工歩掛は次表を標準とする。

支柱材料及び設置歩掛

名 称	形状寸法	単位	植 樹 100 本 当 り								
			二脚鳥居支柱 (添竹付)	二脚鳥居支柱 (添竹なし)	三 脚 鳥 居 支 柱	十 字 鳥 居 支 柱	二 脚 鳥 居 組合せ	三本陣立 (丸太) L=4m	三本陣立 (丸太) L=6~7m	四本陣立 L=6~7m	フ ジ 支 柱
適用区分	高 木 (幹 周)	cm	30未満	20以上 30未満	30以上 60未満	30以上 60未満	40以上 75未満	20以上 35未満	30以上 75未満		—
世 話 役		人	1.8	1.3	1.8	2.7	3.6	2.0	3.1	4.1	0.7
造 園 工		"	10.2	7.7	10.2	15.3	20.4	11.1	17.6	23.5	3.7
普通作業員		"	5.9	4.4	5.9	8.9	11.8	6.4	10.2	13.6	2.1
杉 丸 太	長 0.6m×末口 6 cm	本	100	100				300	300	400	
"	" 0.6 × " 7.5	"			100						
"	" 0.75×" 7.5	"				200	400				
"	" 1.8 × " 6	"	200	200							
"	" 1.8 × " 7.5	"			300	200					
"	" 2.1 × " 7.5	"				200	400				
"	" 4.0 × " 6	"						300			100
"	" 6.3 × 中径 6								300	400	
ま だ け	周り 12 cm、14本/束	束	7.1								
諸 雜 費		%	4	4	3	3	2	4	3	3	3

(注) 1. 諸雑費は、ハンマ、ベンチ、きり、かけや、緑化テープ、しゅろ繩、洋釘、鉄線等の費用であり、労務費、材料費の合計額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。

2. 適用範囲外の支柱を用いる場合は別途考慮すること。
3. 現場条件等により上表により難い場合は別途考慮すること。
4. 上表には、100m程度の現場内小運搬を含む。

①-2 地被類植栽工

1 張芝工

(1) 張芝

張芝は、地ごしらえ、植付、目土かけからなり、施工歩掛は次表を標準とする。

張芝工歩掛

(100 m²当り)

条件		単位	目串なし しとね土なし	目串なし しとね土あり	目串あり しとね土なし	目串あり しとね土あり
高らい芝	(目地張)	m ²	必要量	必要量	必要量	必要量
	(全張)	m ²	100	100	100	100
目土	砂(不洗)	m ³	2.7	2.7	2.7	2.7
	油粕	kg	10	10	10	10
	芝用化成肥料 (NPK) 6 : 5 : 3	"	10	10	10	10
土木一般世話役		人	0.2	0.2	0.2	0.2
造園工		"	1.1	1.1	1.1	1.1
普通作業員		"	2.3	2.3	2.3	2.3
諸雑費	%	—	—	—	4	4
しとね土(砂(不洗))	m ³	—	—	2.0	—	2.0

しとね土歩掛

(10m³当り)

名称	規格	単位	数量	備考
砂	不洗	m ³	10	
敷均し		"	10	II-1-③-2 埋戻工 3-1 埋戻し[現場制約有、締固めなし]
小運搬		"	10	II-1-④ 人力運搬工 2-5 小車運搬[L=20m以下]

(注) 1. 上表は、目地張、全面張に適用し、市松張、すじ張の場合は、適用外とする。

2. 諸雑費は目串を必要とする場合に計上し、労務費(しとね土に係る労務費を除く)の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
3. 現場条件により上表により難い場合は別途考慮する。
4. 上表には、100m程度の場内小運搬を含む。

2 公園地被客土工

市場単価の地被類植付工と組合わせて施工する公園地被客土に適用し、次表を標準とする。

(100 m²当たり)

名 称	規 格	単位	数 量	備 考
砂	不洗	m ³	14.4	12.0×1.2 (注1)
バ 一 ク 堆 肥		kg	1,500	(1m ³ =500 kg)
芝 用 化 成 肥 料	N:P:K = 6:5:3	〃	10.0	
油 粕		〃	10.0	

(注) 1. 砂の補正係数を 1.2 とする。

2. 市場単価が適用できない地被類の客土は別途考慮する。

② 市場単価方式による積算（公園植栽工）

「第VI編 第2章 ⑭公園植栽工」による。

③ 共通する工種

③-1 樹木養生工

1 マルチング

(1) バークのマルチング (100 m²当たり)

名 称	単位	数量
バ 一 ク	kg	1500
世 話 人	人	0.03
造 園 工	人	0.07
普 通 作 業 員	人	0.14

④ 移 植 工

④-1 高木・中低木移植工

移植工は、掘取・運搬・植栽からなる。

1 掘 取

掘取は、人力又はバックホウによる床掘り、掘下げ、クレーンによる吊上及び養生、根巻、埋戻しであり施工歩掛は次表を標準とする。

掘 取 歩 掛

(100 本当り)

形 状 尺 法 (cm)		名 称 (人)			機械運転時間 (h)	運 転 日 数 (日)			諸雑費率 (%)
		世話役	造園工	普 通 作業員		小型バックホウ (クローラ型) 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積 0.13m ³ (平積 0.1m ³)	ラフテーン クレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値) 4.9 t 吊	トラック クレーン 油圧式 15~16 t 吊	
中 低 木	(樹高) 50 未満	0.3 (0.2)	2.0 (1.6)	1.6 (1.6)	—	—	—	—	4
	50 以上 100 未満	0.4 (0.3)	2.9 (2.4)	2.3 (2.3)					4
	100 " 200 "	0.7 (0.6)	5.4 (4.5)	4.5 (4.5)					5
	200 " 300 "	1.7 (1.4)	13.0 (10.0)	11.4 (11.4)					3
高 木	(幹周) 15 未満	2.0 (1.7)	10.3 (8.5)	6.1 (6.1)	—	—	—	—	5
	15 以上 25 "	4.4 (3.6)	22.1 (18.3)	13.2 (13.2)					5
	25 " 40 "	7.0 (6.0)	36.0 (31.0)	13.0 (13.0)		9.0 (9.0)	6.4 (6.4)	—	7
	40 " 60 "	10.0 (9.0)	55.0 (49.0)	21.0 (21.0)	13.0 (13.0)	9.1 (9.1)	—	—	7
	60 " 90 "	17.0 (14.0)	88.0 (78.0)	34.0 (34.0)	—	14.8 (14.8)	3.0 (3.0)	—	9
	90 " 120 "	28.9 (21.8)	140.8 (124.0)	55.1 (55.1)	—	24.1 (24.1)	—	4.1 (4.1)	9

(注) 1. 上表の () 内の数値は根巻きを行わない場合の歩掛である。

2. 幹巻が必要な場合は、「①-1 高木植栽工 (2) 幹巻き」の歩掛を計上する。
3. あらかじめ根切りを行い、埋戻しておき、後日移植する場合は別途計上する。
4. 幹周は、地際より 1.2m の幹の周囲長とする。なお、幹が枝分かれ（株立樹木）している場合の幹周は、各々の総和の 70%とする。
5. 高木の幹周 25 cm 以上は、機械施工を標準とする。
6. 高木の幹周 25 cm 以上は積込、卸し時間を含む。
7. 掘取後の残土は、埋戻しとして含むが不足土量に係る費用が必要な場合は別途計上する。
8. 現場条件等により上表により難い場合は別途考慮する。
9. トラッククレーン、ラフテーンクレーンは賃料とする。
10. 上表は根鉢付樹木の標準歩掛であるため、ふるい根の場合は、別途計上できるものとする。
11. 諸雑費は、根巻を行う場合のわらなわ・緑化テープの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。
12. 掘取歩掛には、100m程度の小運搬を含む。

2 運搬工

樹木運搬歩掛は、次表を標準とする。

運搬歩掛

(100本当り)

形 状 尺 法 (cm)		運 転 機 械	積 載 量 (本)	運 搬 距 離 5 km ま で の 運 転 時 間 (h)	5 km を超え 5 km 増す毎に加算する 運搬時間 (h)
中 低 木	(樹高) 50 未満	トラック (クレーン装置付) 4 t 級 吊能力 2.9 t	110	6.6	0.5
	50 以上 100 未満		50	9.4	1.0
	100 " 200 "		45	11.7	1.1
	200 " 300 "		45	15.0	1.1
高 木	(幹周) 15 未満		20	21.3	2.4
	15 以上 25 "		13.3	29.4	3.8
	25 " 40 "		7.7	8.7	8.7
	40 " 60 "		2.5	20.5	20.5
	60 " 90 "		1.0	49.0	49.0
	90 " 120 "	トラック 8 t 積	1.0	49.0	49.0

(注) 1. 運搬距離が 5 km を超える場合は、超えた距離 5 km までごとに右の欄の値を、左の欄の値へ加算する。

2. 高木の幹周 25 cm 未満と中低木については積込、卸し時間を含み、高木の幹周 25 cm 以上は積込、卸し時間を含まない。
3. 掘取工と組合せて用いること。

3 植 栽

植栽は、高木植栽工、中低木植栽工、支柱工、およびマルチング工を適用する。

⑤ 参考資料

(1) 鉢容量及び植穴容量

形 状	幹 周 (cm)	鉢 径 (cm)	鉢 の 深 さ (cm)	植 穴 径 (cm)	植 穴 深 さ (cm)	鉢容量 (m ³)	植 穴 容 量 (m ³)
高 木	10 未満	33	25	69	37	0.017	0.138
	10 以上 15〃	38	28	75	40	0.028	0.178
	15〃 20〃	47	33	87	46	0.061	0.273
	20〃 25〃	57	39	99	53	0.11	0.408
	25〃 30〃	66	45	111	59	0.17	0.571
	30〃 35〃	71	48	117	62	0.21	0.666
	35〃 45〃	90	59	141	75	0.4	1.170
	45〃 60〃	113	74	171	90	0.74	2.066
	60〃 75〃	141	91	207	109	1.32	3.666
	75〃 90〃	170	108	243	128	2.08	5.933
	90〃 120〃	199	127	281	146	2.92	9.050

(2)

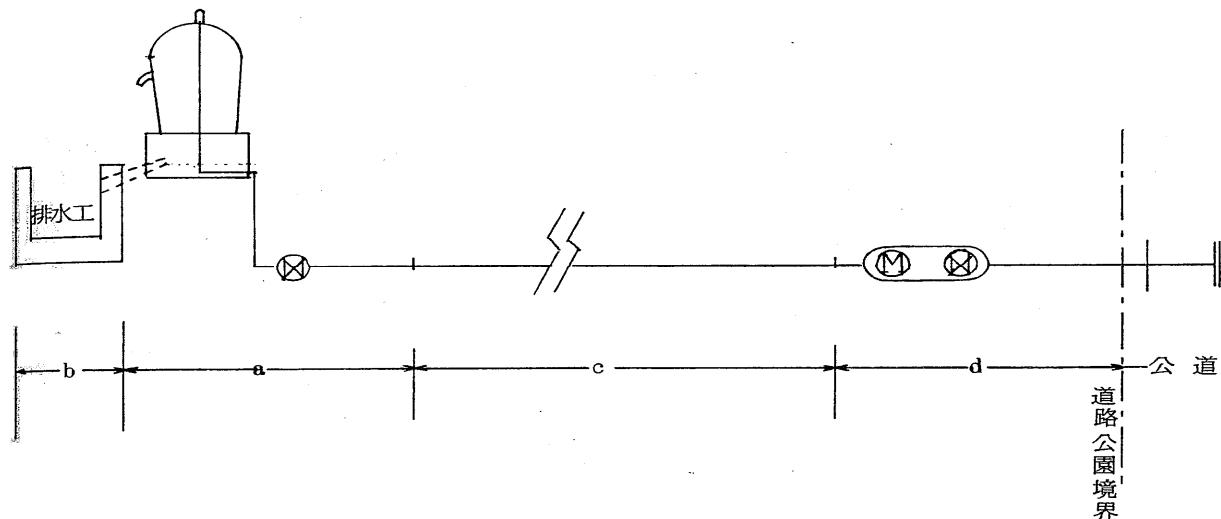
形 状	樹 高 (cm)	鉢 径 (cm)	鉢 の 深 さ (cm)	植 穴 径 (cm)	植 穴 深 さ (cm)	鉢容量 (m ³)	植 穴 容 量 (m ³)
中 低 木	30 未満	15	8	29	23	0.001	0.015
	30 以上 50〃	17	10	33	26	0.002	0.022
	50〃 80〃	20	12	37	28	0.004	0.030
	80〃 100〃	22	13	41	31	0.005	0.041
	100〃 150〃	26	16	46	35	0.008	0.058
	150〃 200〃	30	19	54	40	0.013	0.092
	200〃 250〃	35	23	61	46	0.022	0.134
	250〃 300〃	40	26	69	51	0.032	0.191

第3章 施設整備

① 給水設備工

①-1 水飲場標準配管

躯体工、給水管路工、量水器取付部工の関連は、下記による。



a : 躯体工

b : 排水柵工

c : 給水管工

d : 量水器取付部工

①-2 水栓類取付工

1 量水器きょう

量水器きょう取付歩掛表

(1個当り)

名 称	単 位	口 径		
		20A	25	40
量 水 器 き ょ う	個	1.0		
配 管 工	人	0.23	0.23	0.23

備考1. 床掘、埋戻し等の土工事は含まない。

2 量水器

量水器取付歩掛表

(1か所当たり)

名称	単位	口 径										
		13A	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150
量水器	カ所	1										
配管工	人	0.22	0.24	0.34	0.36	0.38	0.50	0.63	0.68	0.74	0.84	0.90

備考1. 量水器取付に伴う配管、メーターきょうの取付歩掛は含まない。

2. 床掘、埋戻し等の土工事は含まない。

3 弁類

(1) 適用範囲

本表は仕切弁、玉形弁、逆止弁に適用する。

(2) 弁類取付

1個当たりの歩掛は次表のとおりである。

弁類取付歩掛表

(1個当たり)

名称	単位	呼び 径													
		15A	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300
仕切弁 玉形弁 逆止弁	カ所	1													
配管工	人	0.07	0.08	0.09	0.11	0.13	0.16	0.28	0.34	0.40	0.48	0.65	0.72	0.90	1.10

備考1. 床掘、埋戻し等の土工事は含まない。

4 弁きょう類

弁きょう類取付歩掛表

(1個当たり)

名 称	単 位	弁 の 大 き さ		
		50A	100	150
弁きょう類	個	1		
配 管 工	人	0.23	0.45	0.60

備考1. 床掘、埋戻し等の土工事は含まない。

5 水栓類

本資料は、公園における水栓類取付、循環設備、散水設備、給水管路工等の給水設備工事に適用する。

水栓類取付歩掛表

(1個当たり)

名 称	単 位	口 径		
		15A	20	25
各 種 水 栓	個	1.0		
配 管 工	人	0.07	0.08	0.09
散 水 栓 (箱共)	個	1.0		
配 管 工	人	0.35	0.35	

備考1. 散水栓取付歩掛けは散水栓用箱取付歩掛けを含む。

①—3 給水管路工

1 給水管

(1) 適用範囲

この積算基準は、公園等における水飲、便所、水景施設等の給水（外構）工事に適用する。

(2) 歩掛

1) 水道用鋼管

水道用鋼管布設歩掛表

(100m当り)

名 称	単位	口 径									
		15A	20	25	32	40	50	65	80	100	125
屋外配管工	m	105 (割増率 5%)									
屋内配管工	人	6.7	7.6	9.3	11.4	12.5	15.7	20.5	23.2	30.3	35.9
屋内配管工	m	110 (割増率 10%)									
屋内配管工	人	10.7	12.0	14.8	18.1	19.9	25.0	32.5	36.8	48.1	56.9
屋内配管工	m	125	150								

備考 1. 本表の屋内工事の歩掛けは、高架（高置）水そう等の配管に適用する。

2. 屋外配管

- (1) ねじ立て接合、弁取付け（制水弁を除く）、小運搬及び水圧試験を含む。
- (2) 床掘及び埋戻しは、含まない。

3. 屋内配管

- (1) ねじ立て接合、支持金物取付け、弁取付け、小運搬及び水圧試験を含む。

4. 本表の小運搬の距離は、20m程度とする。

継手材料

	屋 外	屋 内
塩化ビニルライニング钢管	材料費の 35%	材料費の 90%
水道用ポリエチレン紺体ライニング钢管	材料費の 55%	材料費の 110%

2) 水道用硬質ポリ塩化ビニール管（屋外給水用）

水道用硬質ポリ塩化ビニール管布設歩掛け表

(100m当り)

名 称	単位	口 径						
		15A	20	25	30	40	50	65
水道塩ビ管	m	105 (割増率 5%)						
配管工	人	3.2	4.3	5.2	5.5	7.1	9.0	11.4
配管工	m	13.3						

備考 1. 本表は、接合、小運搬及び水圧試験を含むが、土工工事は含まない。

2. 本表の小運搬の距離は、約20m とする。

3. 弁材料は別途計上する。

継手材料

	屋 外
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニール管	材料費の 25%
水道用硬質ポリ塩化ビニール管	材料費の 25%

2 埋設標識テープ

埋設標識テープ布設歩掛表

(1m当り)

名 称	単 位	数 量	備 考
埋設標識テープ	m	1.05	
配 管 工	人	0.004	

② 雨水・污水排水設備工

②—1 布設歩掛

1 U形側溝

「第VI編 第1章 ⑥排水構造物工」による。

備考 コンクリート基礎のあり、なしの適用は下表による。

	車輌の乗入れる可能性 のある箇所 ※ 1	車輌の乗入れる可能性 のない箇所 ※ 2
碎 石	10cm	10cm
コ ン ク リ ー ト	10cm	—
モ ル タ ル	2cm	3cm

※1 園路・出入口・舗装広場等

※2 上記以外

2 L形側溝

「第II編 第2章 ⑩-1 排水構造物工」による。

備考 1. V形側溝・皿型側溝を含む。

2. コンクリート基礎のあり、なしの適用はU形側溝に準ずる。

3 蓋類

「第VI編 第1章 ⑥排水構造物工」による。

4 構類

「第II編 第2章 ⑩-1 排水構造物工」による。

5 ヒューム管（B形管）

「第II編 第2章 ⑩-1 排水構造物工」による。

6 硬質ポリ塩化ビニル管

(100m当り)

管径 (呼び径) (mm)	管長 (m)	労 務 步 掛		材 料	
		特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	接着剤 (kg)	滑材 (kg)
100	4.0	2.30	4.30	0.40	0.30
125	4.0	2.50	4.80	0.50	0.40
150	4.0	2.80	5.10	0.80	0.50
200	4.0	3.10	6.30	1.40	0.60
250	4.0	3.30	7.50	2.30	0.90

- (注) 1. 本労務歩掛は、接着受口、ゴム輪受口いずれも同一とする。
 2. 本歩掛は管の接合、据付け作業一式及び材料小運搬作業を含む。
 3. 小運搬距離は、20m程度とする。
 4. 管の切断ロス等による割増率は1%とする。
 5. 接着剤は、接着受口管の場合に計上し、滑材はゴム輪受口管の場合に計上する。
 6. 卵形管の呼び径100mm～250mmの布設歩掛は本歩掛（材料も含む。）と同一とする。

7 波状管及び網状管

「第II編 第2章 ⑩-1 排水構造物工」による。

8 フィルター材敷設

「第II編 第2章 ⑩-1 排水構造物工」による。

9 目詰防止シート設置

「第II編 第2章 ⑪吸出防止材設置工」による。

③ 電 気 設 備 工

③-1 照明設備工

1 ハンドホール

「第II編 第2章 ⑩-1 排水構造物工 プレキャスト集水枠」に準ずる。

参考重量

名 称	形 状 尺 法	質 量	
コンクリート製角枠	450×450×300×90	128kg／個	
マンホールカバー	鋳 鉄 型	30kg／枚 (T-2)	38kg／枚 (T-20)
〃	〃 I L B充填型	51kg／枚 (T-2)	56kg／枚 (T-14)

2 引込柱、中間柱

引込柱、中間柱据付歩掛

名 称	形 状 尺 法	単 位	据 付 步 掛
			電 工 (人)
引 込 柱	H=5.5m、自動点滅器付	基	1.37
	H=5.5m	〃	1.35
中 間 柱	〃	〃	1.02

備考 1. 歩掛は、建込み、内部配線、自動点滅器の取付方一式である。

3 分電盤（ポール取付）

「第VIII編 第3章 第6節 ①道路照明設備工 3-3 分電盤取付（ポール取付）」に準ずる。

4 公園灯

(1) 灯柱据付、自動点滅器取付

「第VIII編 第3章 第6節 ③公園照明設備設置工」による。

(2) 接地材設置

「第VIII編 第2章 第1節 ⑫接地設置工」による。

5 ケーブル入線

(1) ケーブル入線は、「第VIII編 第2章 第1節 ①配管・配線工」による。

(2) 材料費は次表を標準とする。

ケーブル材料費 (100m当たり)

名 称	ケーブル (m)	雑材料 (%)	備 考
600V ポリエチレンケーブル (EM-CE, CV)	14mm ² 以下	110	5
	22mm ² 以上	105	5

注) 雜材料は、材料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

6 電線管

- (1) 電線管据付は、「第VIII編 第2章 第1節 ①配管・配線工」による。
(2) 材料費は次表を標準とする

電線管材料費 (100m当たり)

名 称	電線管 (m)	付属品 (%)	雑材料 (%)	備 考
厚鋼電線管	105	15	2	
硬質ビニル電線管	105	15	2	
波付硬質合成樹脂管	105	4	1	

注) 1. 付属品は、電線管の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 雜材料は、材料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

7 埋設テープ

- (1) 埋設テープ布設は、「第VIII編 第2章 第1節 ①配管・配線工」による。
(2) 材料費の割増率は、5%を標準とする。

④ 園路広場整備工

④-1 アスファルト系園路工

1 ベンガラアスコン舗装

「第IV編 第1章 ②-1 アスファルト舗装工」による。

2 脱色アスコン舗装

「第IV編 第1章 ②-1 アスファルト舗装工」による。

④-2 コンクリート系園路工

1 コンクリート舗装

「第IV編 第1章 ⑤-1 コンクリート舗装工」による。

2 公園平板舗装

「第IV編 第2章 ④特殊ブロック設置工」による。

④-3 土系園路工

1 砂表層 仕上厚 7cm、4cm

(100 m²当り)

名 称	規 格 ・ 形 状	単 位	数 量						備 考	
			仕上厚 7cm			仕上厚 4cm				
			①	②	③	①	②	③		
砂	不洗, クッション用	m ³	9.3	9.3	9.3	5.3	5.3	5.3		
表層安定剤	CaCl ₂ 又はMgCl ₂	kg	120	120	120	120	120	120		
砂	洗, 細目	m ³	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	化粧砂	
ブルドーザ運転費	3t	日	—	0.07	0.07	—	0.04	0.04	敷均し	
タンハ ² 運転費	60~100kg	日	0.83	—	—	0.83	—	—	転圧	
振動ローラ運転費	3~4t 級	日	—	0.37	—	—	0.37	—	転圧	
ロートローラ運転費	10~12t 級	日	—	—	0.06	—	—	0.06	転圧	
タイヤローラ運転費	8~20t 級	日	—	—	0.06	—	—	0.06	転圧	
世話役		人	0.38	—	—	0.38	—	—	敷均し	
特殊作業員		人	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	表面仕上げ	
普通作業員		人	0.86	0.03	0.03	0.86	0.02	0.02	敷均し	
普通作業員		人	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	安定剤, 化粧砂散布	

- 注) 1. 表中①は人力施工(小規模かつ幅員 3.0m未満の狭隘なか所)、②は 3,000 m²未満の園路広場等、③は 3,000 m²以上の園路広場等に適用し、施工規模は 1 施工か所ごとの全体として判断する。
 2. 材料の小運搬(表層安定剤, 化粧砂)は、運搬距離 20m 程度とする。
 3. 砂(不洗, クッション用)の割増率は 1.33 とする。
 4. 路床に整正または転圧が必要な場合は、別途計上する。

2 ダスト表層 「第4章 ①-1 グラウンド・コート用舗装工」による。

3 路床整正(広場)

(100 m²当り)

名 称	摘 要	単位	施工規模		備 考
			特に狭い場所	3000 m ² 未満の一般的な園路広場	
モータグレーダ運転	油圧式 3.1m級	日	—	0.052	
普通作業員		人	1	0.28	
諸雑費		%	10	10	

- 注) 1. 小規模かつ幅員 3.1m未満の狭いか所は人力施工、一般的な園路広場等はモータグレーダ油圧式 3.1m級を標準とし、全体として判断する。
 2. 砂表層、ダスト表層および敷砂との組み合わせを標準とする。
 3. 諸雑費は小器材損料等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。

4 転圧

(100 m²当り)

	単位	小規模	3,000m ² 未満	3,000m ² 以上
タンパ運転費	日	0.83	—	—
振動ローラー運転費	日	—	0.37	—
ロードローラ運転費	日	—	—	0.063
タイヤローラ運転費	日	—	—	0.063

注) 1. 敷地造成後、転圧が必要だと判断される場合に、路床整正と組み合わせて計上する。

④-4 レンガ、タイル系園路工

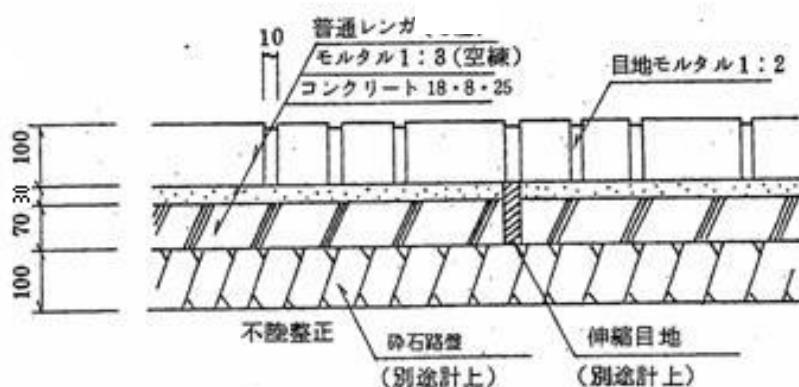
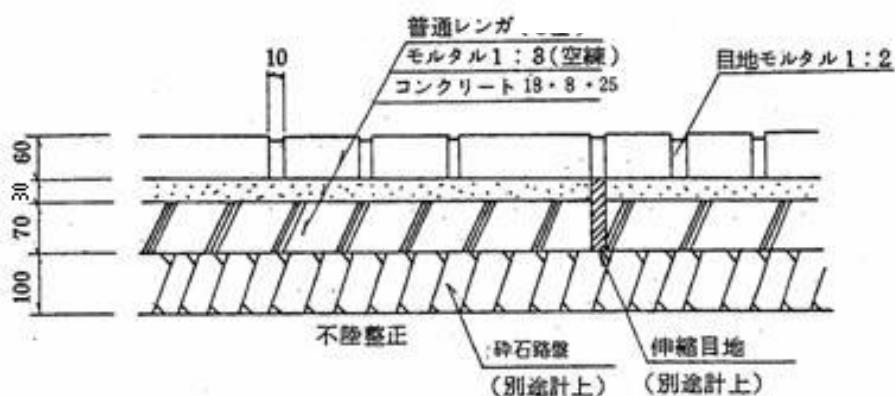
1 レンガ舗装

(100 m²当り)

名 称	規 格 ・ 形 状	単 位	数 量		摘 要
			A (平敷き)	B (小端立て 敷き)	
コンクリート工	18・8・25	m ³	7.0	7.0	「第II編第4章 ①コンクリート工」参照
ならしモルタル	1:3	〃	3.0	3.0	
目地モルタル	1:2	〃	0.76	1.76	
普通レンガ	210×100×60, JIS4種	枚	4338	6817	割増5%含む
レンガ工	ブロック工	人	9.9	17.7	据付手間
普通作業員		〃	6.6	11.0	同上手伝い、小運搬

- 注) 1. 伸縮目地は@5.0mを標準とする。
 2. 舗装材料の小運搬は、運搬距離20m程度とする。
 3. 路床の不陸整正・路盤、伸縮目地は別途計上する。
 4. モルタルは材料費のみ計上する。

(参考図)



2 タイル舗装

(100 m²当り)

名 称	規 格 ・ 形 状	単 位	数 量		摘 要
			A	B	
コンクリート工	18・8・25	m ³	7.0	7.0	「第II編第4章 ①コンクリート工」参照
タイル	152×152 せつ器質	枚	3856	—	
タイル	210×100 ノ	枚	—	4338	
セメント		kg	556	531	
砂	細目	m ³	0.7	0.7	
下地モルタル塗	床(厚22)	m ²	100	100	
タイル工		人	19	19	
普通作業員		ノ	9	9	

- 注) 1. タイル目地、伸縮目地は@3.0mを標準とする。
 2. 舗装材料の小運搬は、運搬距離20m程度とする。
 3. 路床の不陸整正・路盤・伸縮目地は別途計上する。
 4. タイルの割増率は、100角以下は6%、100を越えるものは5%とする。

④-5 石材系園路工

1 石張舗装

「⑩-5 石仕上げ工(平石張)」による。

2 小舗石舗装

(100 m²当り)

名 称	規 格 ・ 形 状	単 位	数 量	摘 要
コンクリート工		m ³	5.00	「第II編第4章 ①コンクリート工」参照
型 枠		m ²		必要により計上
小 舗 石	90×90×90(mm)	個	10,000	
石 工		人	25.6	
普 通 作 業 員		ノ	9.6	
世 話 役		ノ	2.5	
諸 雜 費		%	7	(注) 3

- 備考 1. 伸縮目地は、@5mを標準とする。
 2. 運搬距離20m程度の人力による小運搬を含む。
 3. 諸雑費は目地モルタル、ならしモルタル費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限とし
 計上する。
 4. 路床の不陸整正・路盤・伸縮目地は別途計上する。

④-6 目地工

公園の園路に適用する。

1 伸縮目地（板材）

(100 m²当り)

名 称	摘 要	数 量	単 位	備 考
杉 板	1等厚9mm	0.9	m ³	
世 話 人		1.0	人	
型 枠 工		10.0	人	
普 通 作 業 員		4.0	人	

④-7 園路縁石

1 コンクリート縁石

歩車道境界ブロック、地先境界ブロックによる縁石に適用する。

「第IV編 第2章 ③-1 路側工（据付け）」による。

備考 施工箇所による基礎等の厚さは下表による。

	車輌の乗入れる可能性 のある箇所	※ 1	車輌の乗入れる可能性 のない箇所		※ 2
			車輌の乗入れる可能性 のない箇所	※ 2	
碎 石		10cm		10cm	
コ ン ク リ 一 ト		10cm		—	
モ ル タ ル		1cm		3cm	

※1 園路・出入口・舗装広場等

※2 上記以外

2 レンガ縁石

(100m当り)

名 称	規格・形状	単 位	数 量					摘 要
			A	B	C	D	E	
レ ン ガ	210×100×60	個	477	1500	1500	955	955	ロス5%含む
目地モルタル	1:3	m ³	0.02	0.3	0.3	0.2	0.2	
ブ ロ ッ ク 工		人	1.8	6.0	6.0	3.8	3.8	据 付
普 通 作 業 員		〃	0.3	1.1	1.1	0.7	0.7	手 伝

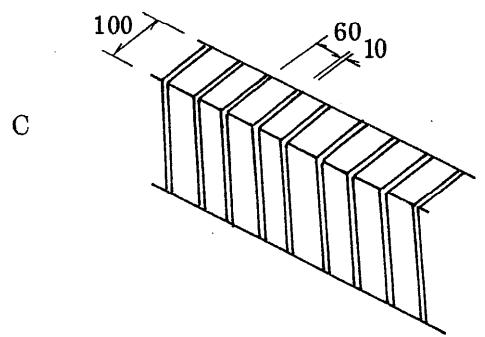
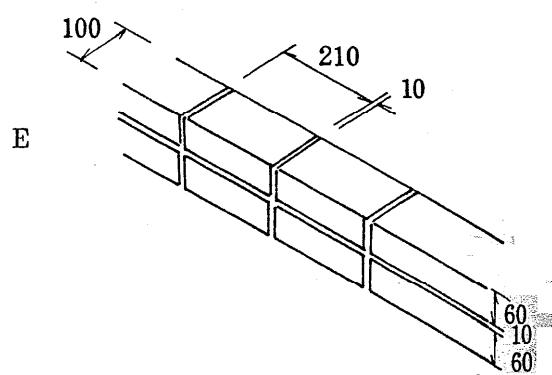
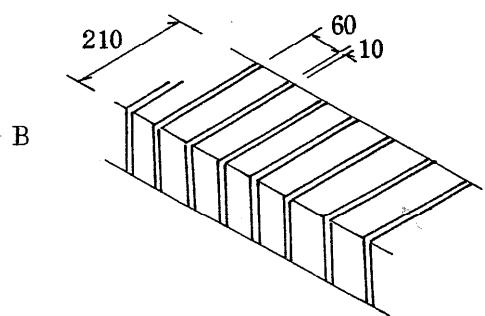
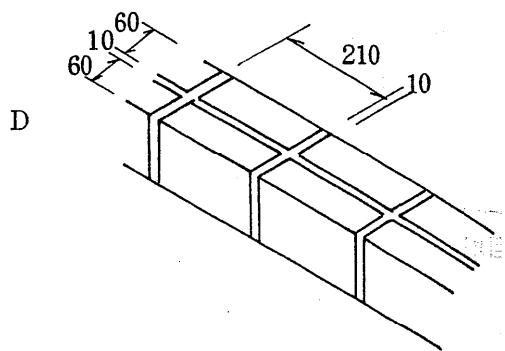
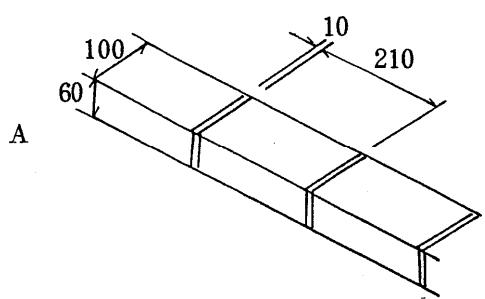
注) 1. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。

2. 基礎工は別途計上すること。

3. 施工箇所による基礎等の厚さは「1 ブロック縁石」による。

4. レンガの数量には、ロス 5%を含む。

(参考図)



目地は化粧目地とし、幅 10mm、深さ 3~5mm とする。

3 玉石縁石

(10m当り)

名 称	規 格 ・ 形 状	単位	数 量	摘 要
			1 段	
玉 石	長径 150~180 以内	個	55.5	
石 工		人	0.18	
普 通 作 業 員		〃	0.30	
土 木 一 般 世 話 役		〃	0.05	
諸 雜 費		%	5	

- 注) 1. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬を含む。
 2. 諸雑費は、張付モルタルの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 3. 基礎工は別途計上すること。
 4. 施工箇所による基礎等の厚さは「1 ブロック縁石」による。

4 雜割石縁石

(10m当り)

名 称	規 格 ・ 形 状	単位	数 量	摘 要
雜 割 石	控 350 程度	個	30	
石 工		人	0.87	
普 通 作 業 員		〃	1.16	
土 木 一 般 世 話 役		〃	0.23	
諸 雜 費		%	20	

- 備考 1. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬を含む。
 2. 諸雑費は、コンクリートの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

④-8 階段工

1 階段

公園の園路に適用する。

階段ブロック据付歩掛は、「第IV編 第2章 ③-1 路側工（据付け）」を準用する。

2 擬木階段

公園の園路に適用する。

(10段当り)

名 称	世 話 役	ブ ロ ッ ク 工	普 通 作 業 員
擬 木 据 付	0.34	0.69	0.69

⑤ 修景施設整備工

⑤-1 捨石・石組工

人力施工及び機械施工による捨石及び石組作業に適用する。

なお、捨石及び石組に使用する景石規格は次表による。

景石規格と実重量

景石規格 (t/個)	景石実重量	景石規格 (t/個)	景石実重量
0.5	~0.75t 以下	3.0	2.5t 超え~3.5t 以下
1.0	0.75t 超え~1.25t 以下	4.0	3.5t 超え~4.5t 以下
1.5	1.25t 超え~1.75t 以下		
2.0	1.75t 超え~2.5 t 以下		

1 捨 石

(1) 人力捨石据付歩掛

(1t 当り)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.07	
造 園 工		〃	1.00	
普 通 作 業 員		〃	0.90	

注) 1. 土ぎめ据付とする。

2. 機械施工が現地の状況で困難な場合に人力施工を適用する。

(2) 機械捨石据付歩掛け

(1t 当り)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
ト ラ ッ ク 運 転 費	クレーン装置付 4t 積 2.9t 吊	h		表5. 1
ト ラ ッ ク ク レ ー ン 貸 料	油圧式 4.9t 吊	日		表5. 1
世 話 役		人	0.02	
造 園 工		〃	0.6	
普 通 作 業 員		〃	0.17	

注) 1. 土ぎめ据付とする。

表5. 1 捨石据付機械運転歩掛け表

(1t 当り)

機械名	規格	単位	景石規格 (t/個)					
			0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
ト ラ ッ ク	クレーン装置付 4t 積 2.9t 吊	h	0.38	0.23	0.17	0.16	—	—
トラッククレーン	油圧式 4.9t 吊	日	—	—	—	—	0.028	0.028
	標準日当たり据付個数	個/日	29.0	24.0	20.0	16.7	11.7	8.8

2 石組

(1) 人力石組歩掛

(1t 当り)

名 称	規 格	単位	数 量	適 要
世 話 役		人	0.14	
造 園 工		〃	1.3	
普 通 作 業 員		〃	1.1	

注) 1. 人力捨石の備考に準ずる。

2. 本表は標準的な石組に適用し、滝石組等特殊な石組については別途考慮する。

(2) 機械石組歩掛

(1t 当り)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
ト ラ ッ ク 運 転 費	クレーン装置付 4t 積 2.9t 吊	h		表 5. 2
ト ラ ッ ク ク レ ー ン 貨 料	油圧式 4.9t 吊	日		表 5. 2
世 話 役		人	0.03	
造 園 工		〃	0.8	
普 通 作 業 員		〃	0.26	

注) 1. 土ぎめ据付とする。

2. 本表は標準的な石組に適用し、滝石組等特殊な石組については別途考慮する。

表 5. 2 石組据付機械運転歩掛表

(1t 当り)

機械名	規格	単位	景石規格 (t /個)					
			0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
ト ラ ッ ク	クレーン装置付 4t 積 2.9t 吊	h	0.38	0.23	0.17	0.16	—	—
トラッククレーン	油圧式 4.9t 吊	日	—	—	—	—	0.028	0.028
標準日当たり据付個数			個/日	29.4	24.0	20.0	16.7	11.7
								8.8

⑤-2 レンガ張壁工

1 レンガ張り

(100m 当り)

名 称	段数 単位	2 段	3 段	4 段	備 考
レ ン ガ 個 数	(個)	2454.5	2931.8	3409.1	
ブ ロ ッ ク 工 (据 付 工)	(人)	9.35	11.17	12.99	
普 通 作 業 員 (職 工 手 伝)	(人)	1.64	1.95	2.27	
普 通 作 業 員 (裏 込 碎 石 手 間)	(人)		0.08	0.08	
目 地 モ ル タ ル (1 : 3)	(m ³)	0.88	1.10	1.32	
〃 (1 : 2)	(m ³)	0.38	0.47	0.55	

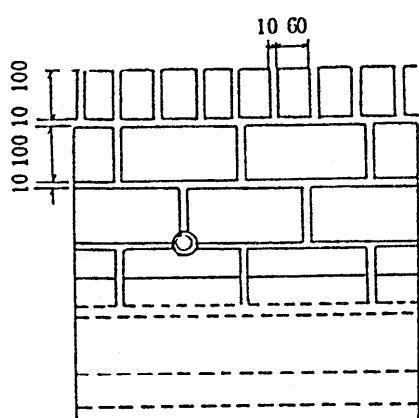
備考 1. 土工は含まない。

2. 裏込材投入は「第V編 第1章 ②-1 コンクリートブロック工」に準ずる。

レンガ張壁寸法表

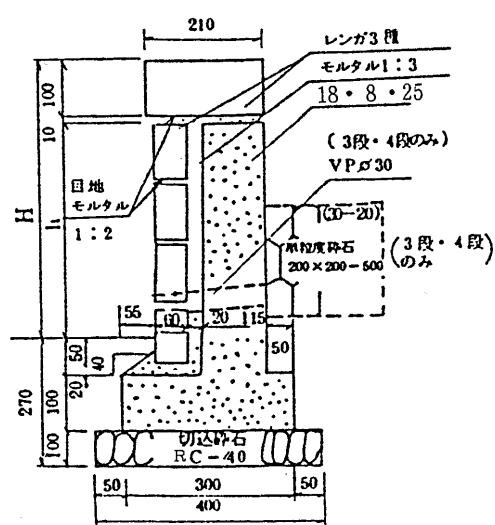
名 称	寸法表 単位 (mm)	
	H	h
レンガ張壁	2 段	270
	3 段	380
	4 段	490

正 面 図



断 面 図

4 種



⑥ 遊 戲 施 設 整 備 工

⑥-1 基礎ブロック据付歩掛

「第II編 第2章 ⑩-1 排水構造物 3-6 プレキャスト集水枠」に準ずる。

(参考重量)

(1個当たり)

規 格	重 量 (kg)	摘 要
150×150×350	15.8	さく用
200×200×400	37.1	〃
250×250×450	49.8	〃
300×300×400	79.4	〃
450×500×500	230	〃
600×600×800	620	〃
100／300×500×200	48.0	円木用
350／250×500×150／100	56.0	ベンチA用
400×140×150	18.2	〃 B用
670×200×180	49.8	〃 C用

⑥-2 鋼製遊具組立設置工

1 鋼製遊具据付歩掛

現地において組立・設置する遊具の施工に適用する。

(kg当たり)

名 称	単 位	数 量	適 要
特 殊 作 業 員	人	0.0014	
普 通 作 業 員	人	0.0042	

備考 1. 本表歩掛けは、据付歩掛けで組立は含まない。(組立は製品単価に含まれる。)

2. 大型遊具等で組立を考慮する必要がある場合は別途計上する。
3. 掘削、埋戻し等の土工事は含まない。
4. 小運搬は、距離 20m程度とする。

⑥-3 コンクリート製遊具工

1 ステップ

ステップの各工種は次によるものを標準とする。

ヒューム管

「⑥-1 基礎ブロック据付歩掛」を準用する。

砂充填

「第II編 第1章 ③-2 埋戻工 3-1 埋戻し」の条件区分[現場制約あり、締固めあり]による。

メタルラス

次表の歩掛を標準とする。

メタルラス張り歩掛

(10 m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
メタルラス		m ²	11.0	
特殊作業員		人	0.3	

(参考重量)

ヒューム管

(半切管 1本当り)

名 称	規 格・形 状	重 量 (kg)
ステッブ C	A-1 φ500	132.7
ステッブ D	A-1 φ400	87.0

2 砂 場

(1) 砂場砂

砂敷均しは、次表の歩掛を標準とする。

砂場砂歩掛

(10 m³当り)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
砂		m ³	10.0	
普通作業員		人	0.76	

(2) 砂場排水層

碎石敷均しは、「第II編 第2章 ②基礎・裏込碎石工, 基礎・裏込栗石工 3-1 基礎碎石」を準用する。

目詰り防止用シートは、「第II編 第2章 ⑪-1 サンドマット工 2-2 安定シート・ネット」を準用する。

(3) 砂場排水管

碎石敷均しは、「第II編 第2章 ⑩-1 排水構造物工 3-4 フィルター材」を準用する。

透水管は、「第II編 第2章 ⑩-1 排水構造物工 3-3 暗渠排水管」を準用する。

⑥－4 木製遊具設置工

1 円木

本施設の据付歩掛は、「⑦－2 ベンチ・テーブル工 1 ベンチ・スツール」による。

円木 参考重量			(1 本当り)
規 格	重 量 (kg)	摘 要	
180×200×2000	53		
180×200×4000	106		

⑦ サービス施設整備工

⑦-1 時計台工

1 太陽電池式時計塔

太陽電池式時計塔 据付歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工(人)	摘要
太陽電池式時計塔	両面、片面	基	2.11	

本歩掛には、建柱、配線、取付、時間調整を含む。

⑦-2 ベンチ・テーブル工

1 ベンチ・ツール

ベンチ・ツール据付歩掛

(10基当り)

名称	職種(人)	重量(kg)					材質
		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上	
スツール	特殊作業員	0.10	0.15	—	—	—	磁器製、木製等とする。
	普通作業員	0.40	0.60	—	—	—	
背なしベンチ	特殊作業員	—	0.24	0.28	0.32	—	木製、FRP製、硬質塩化ビニール製、鋳鉄製、パイプ製等とする。
	普通作業員	—	0.96	1.12	1.28	—	
背付ベンチ	特殊作業員	—	0.28	0.34	0.40	0.46	木製、FRP製、硬質塩化ビニール製、鋳鉄製、パイプ製等とする。
	普通作業員	—	1.12	1.36	1.60	1.84	

備考1. 石材、コンクリート製等については、別途考慮すること。

(参考重量)

名称	規格	重量(kg)
ベンチA	木製 L=1.8m	40.2
〃 B-1	〃 L=1.2m	25.0
〃 B-2	〃 L=1.8m	37.0
〃 C-1	〃 L=1.8m	80.1
〃 C-2	〃 L=3.6m	144.0
〃 D	〃 L=1.2m	26.0
スツール(Z100310328)	磁器製 φ350×H410	28.0

2 テーブル

テーブルAは「1ベンチ・ツール」の「ツール」を準用する。

テーブルDは「⑥-1基礎ブロック据付歩掛」を準用する。

(参考重量)

名 称	規 格	重 量 (k g)
テ 一 ブ ル A 〃 D	FRP 製 木 製	15.5 106.0

3 基礎ブロック

「⑥-1基礎ブロック据付歩掛」による。

⑦-3 サイン施設工

1 案内板取付

案内板工 (B) 取付歩掛

(1枚当り)

名 称	形状寸法	単位	数 量	備 考
耐衝撃性プラスチック板	1000×750×5	枚	1	文字書込共
普通作業員		人	0.06	
消耗品費等		式	プラスチック板価格×0.01	結束材料

備考1. 球場等のフェンスに取付ける案内板に適用する。

⑧ 管理施設整備工

⑧-1 柵工

1 フェンス

(1) フェンス(金網柵)設置歩掛 (支柱 100 本当り、金網 100m 当り)

名 称		支柱設置 (人/100 本)	金網設置 (人/100 m)
H=2.0m 以下	土木一般世話役	0.80	0.60
	普通作業員	4.60	10.10
H=3.0m	土木一般世話役	1.04	0.78
	普通作業員	5.98	13.13
H=4.0m	土木一般世話役	1.60	1.20
	普通作業員	9.20	20.20

- (注) 1. 支柱設置は、支柱の設置(建込)、充填材(モルタル)の混練及び打設を含む。
 2. 充填材(モルタル)の材料費として、支柱設置労務費の合計額に諸雑費率6%を乗じた金額を上限として計上する。
 3. 金網設置は、胴縁取付及び金網張立を含む。
 4. 地上高2mを超える場合は必要に応じて別途足場を計上する。
 5. 撤去する場合は、上表歩掛の50%とする。

(2) 基礎ブロック設置歩掛

「⑥-1 基礎ブロック据付歩掛」による。

2 パイプさく

「⑥-2 鋼製遊具組立設置工」を準用する。

参考に標準的なパイプさくの据付歩掛を次表に示す。

パイプさく据付歩掛

(12m 当り)

規 格 (m)	重 量 (kg)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)
H=0.45	46.2	0.06	0.19
H=0.6	71.0	0.10	0.30
H=0.7	94.5	0.13	0.40

- (注) 1. 本歩掛には、土工及び基礎ブロックの据付は含まない。

3 格子さく

「第VI編 第2章 ⑤-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)」を準用する。

⑧-2 車止工

1 車止

「第IV編 第2章 ①-4 車止めポスト設置工」を準用する。

(注) 1. 本歩掛には、土工及び基礎ブロックの据付は含まないため別途計上する。

⑧-3 園名板工

1 門柱

石材による門柱の据付に適用し、「⑤-1 捨石・石組工 1捨石 (2) 機械捨石」による。

参考に標準的な門柱の据付歩掛を次表に示す。

門柱D据付歩掛

(1基当り)

名 称	形 状 寸 法	単 位	さび系花こう岩野面石 (恵那産もしくはそれに 類するもの)			自 然 石 (揖斐石等、近県の転石、 山天、文字彫面平滑なもの)		
			1.0t	1.4t	2.7t	0.8t	1.3t	1.8t
世 話 役		人	0.02	0.03	0.05	0.02	0.03	0.04
造 園 工		〃	0.60	0.84	1.62	0.48	0.78	1.08
普 通 作 業 員		〃	0.17	0.24	0.46	0.14	0.22	0.31
ク レ ー ン 装 置 付 ト ラ ッ ク 運 転 費	4t積 2.9t吊	h	0.23	0.24	—	0.18	0.22	0.29
ト ラ ッ ク ク レ ー ン 賃 料	油圧式 4.9t吊	日	—	—	0.08	—	—	—

⑨ 建築施設組立設置工

⑨-1 パーゴラ工

1 パーゴラ屋根、パーゴラ柱

屋根及び柱の据付歩掛は、「⑥-2 鋼製遊具組立設置工」を準用する。

参考に標準的なパーゴラの据付歩掛を次表に示す。

パーゴラ屋根工、パーゴラ柱工歩掛

(m・本当り)

名 称	規格・形状 寸 法	軀体重量	据付歩掛	特殊作業員 (据 付)	据付歩掛	普通作業員 (職工手伝)
パーゴラ屋根 A	巾 4.0m	kg/m 100	人/kg 0.0014	人/m 0.14	人/kg 0.0042	人/m 0.42
	〃 B 巾 3.0m	kg/m 61	〃	人/m 0.09	〃	人/m 0.26
	〃 C 巾 4.0m 扇 形	kg/m 70	〃	人/m 0.10	〃	人/m 0.29
パーゴラ柱 A	巾 4.0m 屋根用	kg/本 72	人/kg 0.0014	人/本 0.10	人/kg 0.0042	人/本 0.30
	〃 B 巾 3.0m 屋根用	kg/本 53	〃	人/本 0.07	〃	人/本 0.22
	〃 C 巾 4.0m 扇形屋根用	kg/本 62	〃	人/本 0.09	〃	人/本 0.26

⑩ 施設仕上げ工

⑩-1 塗装仕上げ工

1 素地ごしらえ

(1 m²当り)

種別	名称	規格	単位	数量	備考
一般木部面	研磨紙	P120～P220	枚	0.07	
	塗装工		人	0.005	
鉄面	研磨紙	P100～P220	枚	0.25	
	塗装工		人	0.015	
亜鉛メッキ面	エッチングプライマー	JIS K 5633 の1種	kg	0.05	
	塗装工		人	0.019	

(注) •ベンチ座板等、製品として加工された木部については、素地ごしらえの必要はない。

•亜鉛メッキ面に、素地に適合する弱溶剤変性エポキシ樹脂さび止め塗料を下塗りする場合は、エッチングプライマーを使用しない

2 ポリウレタン樹脂塗料

(1 m²当り)

名称	規格	単位	木部	鉄部	亜鉛メッキ面	ステンレス面
木部下塗り用ペイント	JASS 18M-304	kg	0.10	—	—	—
さび止めペイント	JIS K5674	〃	—	0.20	—	—
下塗りペイント		〃	—	—	0.14	0.14
合成樹脂調合ペイント	JIS K5516 の1種	〃	0.19	0.20	0.20	0.20
研磨紙	P120～P220	枚	0.07	—	0.14	0.14
塗装工		人	0.051	0.068	0.053	0.053

(注) 標準塗装回数

木部 3回塗（下塗、中塗、上塗、各1回）

鉄部 4回塗（さび止め2回、中塗、上塗、各1回）

亜鉛メッキ面 3回塗（下塗、中塗、上塗、各1回）

ステンレス面 3回塗（下塗、中塗、上塗、各1回）

・ステンレス面は、ミガキ・サテン・酸洗い等の仕上加工・処理のない鋼材面とする。

・鉄部のさび止めペイントは、鉛・クロムフリーさび止めペイント（JIS K5674）とする。

・亜鉛メッキ面及びステンレス面の下塗りペイントは、素地に適合する弱溶剤変性エポキシ樹脂さび止め塗料とする。

⑩－2 表面仕上げ工

1 コンクリート加工仕上げ

コンクリートはつり、つつき仕上げ歩掛

(1 m²当り)

名 称	労 務	数 量	単 位	摘 要
コンクリートはつり仕上げ	石 工	0.38	人	
コンクリートつつき仕上げ	石 工	0.25	〃	

注) 1. はつり仕上げ……一般に、のみ、たがねを用いてコンクリート面を削る作業をいう。切削深さは、おおむね 5~10 mm である。

2. つつき仕上げ……主として、トンボ又はこれに類する工具を用いてコンクリート面をつつく作業をいう。切削深さはおおむね 3~5 mm である。

⑩－3 左官仕上げ工

1 モルタル練

「第Ⅱ編 第4章 ①コンクリート工 3－2 モルタル練」による。

2 化粧目地切

化粧目地切り歩掛

(1m当り)

名 称	労 務	数 量	単 位	摘 要
目 地 切 り (床)	左 官 工	0.01	人	
〃 (壁)	〃	0.015	〃	

3 コンクリートハケ引き仕上げ

コンクリートハケ引き仕上げ歩掛

(1 m²当り)

名 称	労 務	数 量	単 位	摘 要
コンクリートハケ引き仕上げ	〃	0.017	〃	

4 モルタル金ゴテ仕上げ

モルタル金ゴテ仕上げ歩掛

(1 m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量			摘 要
			床	壁	特 殊	
モルタル	1 : 2	m ³	0.02	—	—	仕上げ厚 2 cm (練手間のみ)
〃	1 : 3	〃	—	0.02	0.02	〃 (〃)
左 官 工		人	0.048	0.15	0.225	
普 通 作 業 員		〃	0.006	0.018	0.027	

5 モルタルハケ引き仕上げ

モルタルハケ引き仕上げ歩掛

(1 m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量			摘 要
			床	壁	特 殊	
モルタル	1 : 2	m ³	0.02	—	—	仕上げ厚 2 cm (練手間のみ)
〃	1 : 3	〃	—	0.02	0.02	〃 (〃)
左 官 工		人	0.038	0.12	0.18	
普 通 作 業 員		〃	0.006	0.018	0.027	

6 防水モルタル塗

防水モルタル塗歩掛

(1 m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量			摘 要
			床	壁	特 殊	
モルタル	1 : 2	m ³	0.02	0.02	0.02	仕上げ厚 2 cm (練手間のみ)
防 水 剤		kg	0.6	0.6	0.6	
左 官 工		人	0.048	0.15	0.225	
普 通 作 業 員		〃	0.006	0.018	0.027	

7 色モルタル塗

色モルタル塗歩掛 (仕上厚 2 cm)

(100 m²当り)

名 称	形 状 尺 法	单 位	数 量
白 セ メ ン ト		t	2.2
石 粉	74μ 70%以上	〃	2.2
着 色 材		kg	40
左 官		人	4.8
普 通 作 業 員		〃	3.6

8 人造石研ぎ出し

人造石研ぎ出し仕上げ歩掛 (仕上厚2cm)

(1m²当り)

名 称	規 格	数 量			単位	摘 要
		床	壁	特 殊		
セ メ ン ト		7.28	8.56	8.56	kg	
白 セ メ ン ト		6.48	6.48	6.48	〃	
砂	洗い細目	0.015	0.015	0.015	m ³	
種 石		12.3	12.3	12.3	kg	
顔 料		0.20	0.20	0.20	〃	
左 官 工		0.25	0.36	0.54	人	
普 通 作 業 員		0.08	0.095	0.14	〃	

注) 1. 上記の区分は下記による。

床 : 舗装、基礎等に係る左官工事

壁 : ウォール、砂場、階段等に係る左官工事

特 殊 : すべり台、水飲み、石の山等に係る左官工事

2. 仕上厚3cmの場合は材料を1.5倍、下地施工歩掛(普通作業員)を1.5倍する。

9 人造石洗い出し

人造石洗い出し仕上げ歩掛 (仕上厚2cm)

(1m²当り)

名 称	規 格	数 量			単位	摘 要
		床	壁	特 殊		
セ メ ン ト		7.28	8.56	8.56	kg	
白 セ メ ン ト		6.48	6.48	6.48	〃	
砂	洗い細目	0.015	0.015	0.015	m ³	
種 石		12.3	12.3	12.3	kg	
顔 料		0.20	0.20	0.20	〃	
左 官 工		0.188	0.271	0.405	人	
普 通 作 業 員		0.06	0.071	0.11	〃	

注) 上記の区分は下記による。

床 : 舗装、基礎等に係る左官工事

壁 : ウォール、砂場、階段等に係る左官工事

特 殊 : すべり台、水飲み、石の山等に係る左官工事

⑩-4 タイル仕上げ工

1 タイル下地

タイル下地モルタル塗り(床) 塗り厚22mm

(1m²当り)

名 称	摘 要	数 量	单 位	備 考
セ メ ン ト		11.0	kg	
砂		0.027	m ³	
左 官 工		0.04	人	
普 通 作 業 員		0.026	人	

モルタル1:3

⑩－5 石仕上げ工（平石張）

1 適用範囲

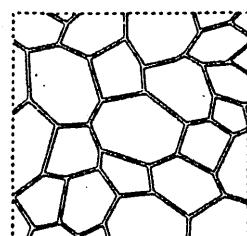
本資料は、公園工事で施工する園路、広場の石張舗装、床張、壁張、階段の踏面部における平石張工に適する。なお、階段は路面幅1,200mm以下、蹴上高400mm以下について適用し、法面は別途考慮する。

2 施工概要

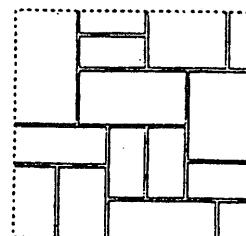
平石張とは、平石を敷（張付け）モルタルの上に張っていく工法であり、平石には乱形石と方形石がある。乱形石は不規則な形をした平石であり、方形石は長方形、または正方形に加工した平石である。

平石張りに使用される石には鉄平石、青石、丹波石、御影石等がある。

乱形石



方形石



3 舗装・床張施工歩掛

舗装・床張の平石張工の施工歩掛は、次表を標準とする。

(100 m²当り)

名 称	単 位	数 量	
		乱 形	方 形
		φ50～600mm程度 平均厚さ10～60mm程度、 重量15kg程度まで	短辺100mm以上、 長辺1,500mm以下、 厚さ25～120mm、 重量60kg程度まで
世 話 役	人	4.8	3.6
石 工	〃	16.8	8.9
普 通 作 業 員	〃	14.5	10.1
諸 雜 費 率	%	13	20

(注) 1. 目地幅は、平均10mm程度の場合に適用する。

2. 本歩掛には、敷モルタル、端部処理、目地モルタルの労務及び資材の小運搬（運搬距離20m程度）を含む。

3. 諸雑費は、敷モルタル材料、目地モルタル材料、ディスクグラインダ、電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

4 階段の平石張工施工歩掛

階段の平石張工施工歩掛けは、次表を標準とする。

(階段) 平石張工施工歩掛け

(100 m²当り)

名 称	単 位	数 量	
		乱 形	方 形
		φ 80～400mm程度 平均厚さ 15～40mm程度、 重量 6 kg程度まで	短辺 100mm以上、 長辺 920mm以下、 厚さ 40～170mm、 重量 130 kg程度まで
世 話 役	人	9.7	5.5
石 工	〃	22.3	23.0
普 通 作 業 員	〃	18.0	14.9
諸 雜 費 率	%	14	15

(注) 1. 目地幅は、平均 10mm程度の場合に適用する。

2. 本歩掛けには、モルタル塗り、端部処理、目地モルタルの労務及び資材の小運搬（運搬距離 20m程度）を含む。
3. 諸雑費は、モルタル塗り材料、目地モルタル材料、ディスクグラインダ、電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. クレーン等が必要な場合は別途計上する。

5 壁張施工歩掛け

壁張の平石張工の施工歩掛けは、次表を標準とする。

壁張平石張工施工歩掛け

(100 m²当り)

名 称	単 位	数 量	
		乱 形	方 形
		φ 60～300mm程度 平均厚さ 15～50mm程度、 重量 7 kg程度まで	短辺 140mm以上、 長辺 600mm以下、 厚さ 30～120mm、 重量 60 kg程度まで
世 話 役	人	7.5	9.1
石 工	〃	21.0	19.4
普 通 作 業 員	〃	16.7	21.1
諸 雜 費 率	%	14	12

(注) 1. 目地幅は、平均 10mm程度の場合に適用する。

2. 本歩掛けには、モルタル塗り、端部処理、目地モルタルの労務及び資材の小運搬（運搬距離 20m程度）を含む。
3. 諸雑費は、モルタル塗り材料、目地モルタル材料、ディスクグラインダ、電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

6 材料の使用量

平石の使用量は、設計面積に次表の補正係数を乗ずる。

$$\text{使用量 (m}^2\text{)} = \text{設計面積} \times (1 + K)$$

K : 補正係数

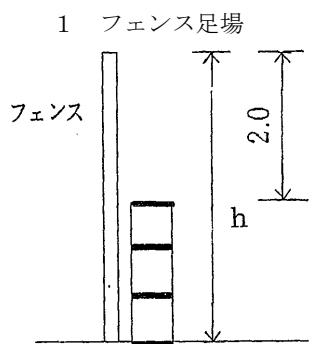
材料使用量の補正係数

区分	舗装・床張		階段		壁張	
	乱形石	方形石	乱形石	方形石	乱形石	方形石
補正係数	+0.07	+0.03	+0.04	+0.03	+0.08	+0.08

⑪ 仮 設 工

⑪-1 足 場 工

この基準は、公園工事のフェンス工において枠組足場を使用する場合に適用する。



足場工面積 (掛 m²)

$$(h - 2.0) \times L$$

施工基面から2.0mを超える高さがある場合計上する。

枠組足場の足場幅は0.9mを標準とする。

※Lはフェンス延長

なお、工法、機種の選定、設置・撤去歩掛、足場工仮設材損料、諸雑費は、「第Ⅱ編 第5章⑨-1 足場工」による。

ただし現場条件等により、これにより難い場合は、別途考慮すること。

第4章 グラウンド・コート整備

① グラウンド・コート舗装工

①-1 グラウンド・コート用舗装工

1 ダスト表層 仕上厚 4cm

(100 m²当り)

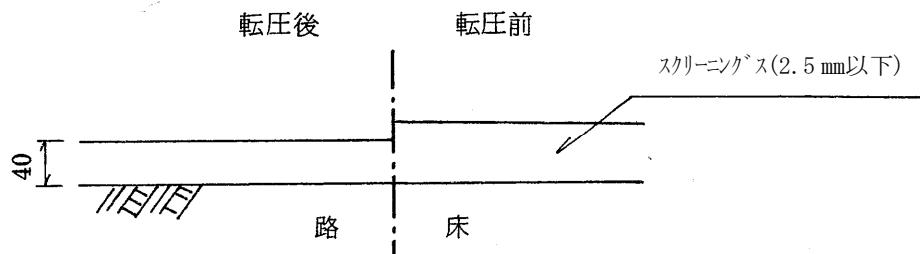
名 称	規 格・形 状	単 位	数 量			備 考
			①	②	③	
スクリーニングス	粒径 2.5mm 以下	m ³	5.00	5.00	5.00	
ブルドーザ運転費	3t	日	—	0.04	0.04	敷均し
タシハ [®] 運転費	60~100kg	日	0.83	—	—	転圧
振動ローラ運転費	3~4t 級	日	—	0.37	—	転圧
ロードローラ運転費	10~12t 級	日	—	—	0.06	転圧
タイヤローラ運転費	8~20t 級	日	—	—	0.06	転圧
世 話 役		人	0.38	—	—	敷均し
特 殊 作 業 員		人	0.16	0.16	0.16	表面仕上げ
普 通 作 業 員		人	0.86	0.02	0.02	敷均し

注) 1. 表中①は人力施工(小規模かつ幅員 3.0m未満の狭隘なか所)、②は 3,000 m²未満の園路広場等、③は 3,000

m²以上の園路広場等に適用し、施工規模は 1 施工か所ごとの全体として判断する。

2. スクリーニングスの割増率は 1.25 とする。
3. 路床に整正または転圧が必要な場合は、別途計上する。

[参考図]



第5章 道路植栽

① 市場単価方式による積算（道路植栽工）

「第VI編 第2章 ⑦道路植栽工」による。

② 歩掛による積算(市場単価以外のものに適用する。)

②-1 支柱、結束直し

[表1. 1] 添竹材料及び歩掛 (100本当り)

名 称	単 位	中 木 用	高 木 用
ま だ け	束	3.6	7.1
土木一般世話役	人	0.70	0.90
造 園 工	〃	2.00	2.50
普 通 作 業 員	〃	3.90	4.90
諸 雜 費	%	6	6

(注) 1. 諸雑費は杉皮、シュロ繩、鉄線等の費用であり、労務費、材料費の合計金額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。

[表1. 2] 結束直し歩掛 (100組当り)

名 称	単位	幹 周		
		30cm未満	30cm以上50cm未満	50cm以上
土木一般世話役	人	0.60	0.78	1.50
造 園 工	〃	1.68	2.22	4.56
諸 雜 費	%	12	12	12

(注) 1. 諸雑費は杉皮、シュロ繩、鉄線等の費用であり、労務費の合計金額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。

②-2 張芝工

1 張芝

本資料は中央分離帯、歩道、街園等の平面部に施工する張芝（7分張）に適用する。ただし、公園工事には適用しない。

[表2. 1] 張芝歩掛 (100m²当り)

名 称	単位	数量	名 称	単位	数量
芝	m ²	78.8	土木一般世話役（張芝）	人	0.39
目 土（砂・不洗）	m ³	2.4	普通作業員（張芝）	〃	4.02
しとね土（砂・不洗）	〃	2.4	普通作業員（しとね土）	〃	0.38
油 粕	kg	10.0	緑地帯施肥（芝生・地被）	m ²	
芝 用 化 成 肥 料	〃	10.0			

(注) 1. 本歩掛は、施工面の地拵え、しとね土敷均し、芝付け、目土かけ、仕上げの各作業からなり、土工は含まない。

2. 施工面の状態、芝の形状、作業の難易等、これにより難い場合は別途考慮する。
3. 小運搬が必要な場合は、しとね土についてのみ別途計上する。
4. 芝串を必要とする場合は、諸雑費として張芝の労務費及び芝の材料費の合計額に3%を乗じた金額を上限として計上する。
5. しとね土（砂・不洗）は、土量の変化率(1.2)を割増してある。
6. 施肥は「第VI編 第2章 ⑦道路植栽工」による。

②-3 草花植付工

1 植付け

草花の植付けは「地被類植付工（市場単価方式）」を適用する。

公園、街路の花壇やプランターに草花を植付ける場合に適用する。

2 草花客土工

草花の客土に適用する。

[表3. 1] 草花客土歩掛

(10m³当り)

名 称	規 格	単位	草花客土A	草花客土B	備 考
砂	不 洗	m ³	7.2	6.0	
パ ー ク 堆 肥		kg	1,000	1,000	
ビ ー ト モ ス	石灰調整済 PH 7	ℓ	2,000	1,000	
保 水 材	珪藻土系	kg	—	1,000	
緩効性粒状化成肥料	N P K Mg 10 : 10 : 10 : 1	〃	5.0	5.0	
普 通 作 業 員		人	(1.93)	(1.84)	小運搬、混合

(注) 1. 草花植付工と草花客土工を同時にを行う場合は、客土材の小運搬・混合手間は計上しない（「草花植付工（市場単価）」において考慮されているため）。

2. 土工は別途計上する。

②-4 打起し工

打越し工は、人力施工又は機械施工によるもので下記を標準とする。

[表4. 1] 打起し歩掛 (深20cm)

(100m²当り)

	人 力 施 工	機 械 施 工		備 考
		バッカホウ 0.2m ³	バッカホウ 0.1m ³	
普 通 作 業 員	0.02	0.02	0.02	パーライト小運搬敷込
〃	4.40	—	—	打起し混合
バッカホウ0.2m ³ 運転費	(日)	—	0.58	—
バッカホウ0.1m ³ 運転費	(日)	—	—	1.38
パ ー ラ イ ト	(ℓ)	2,000	2,000	2,000

②-5 名板設置工

名板設置工は、人力施工により名板の設置をするもので下記を標準とする。

[表5. 1] 名板設置歩掛

(人／枚)

	歩 掛	備 考
普 通 作 業 員	0.011	吊下式、立込式

②-6 客土工

街路樹植栽工事の客土として適用する。

[表6. 1] 客土材料

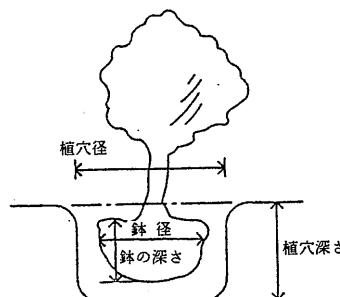
(10m³当り)

名 称	規 格	単位	客土材A	客土材B	客土材C	客土材D
砂	不 洗	m ³	9.6	—	7.2	—
掘 さ く 土	発 生 土	m ³	—	9	—	7
パ 一 ク 堆 肥		kg	1,000	500	1,000	500
緩 効 性 化 成 肥 料	N P 23 : 2	kg	7	7	7	7
固 形 肥 料	N P K 3 : 6 : 4	kg	7	7	7	7
保 水 材	珪藻土系	kg	—	—	1,000	1,000

(注) 1. 客土材料の混入手間は、植栽工に含むものとする。

2. 砂は土量の変化率(1.2)を割増してある。

参考資料 樹木の根鉢寸法等



(高木)

幹 周 (cm)	鉢 経 (cm)	鉢の深さ (cm)	植 穴 経 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容 量 (m ³)	植穴容 量 (m ³)
15未満	30	26	66	37	0.031	0.126
15以上20〃	49	37	88	52	0.049	0.313
20〃 30〃	64	45	105	62	0.123	0.535
30〃 40〃	83	56	127	76	0.301	0.967
40〃 60〃	111	73	160	98	0.739	1.974
60〃 90〃	159	100	216	134	1.923	4.888

(中低木)

樹 高 (cm)	鉢 経 (cm)	鉢の深さ (cm)	植 穴 経 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容 量 (m ³)	植穴容 量 (m ³)
45未満	18	13	22	28	0.004	0.011
45以上 60〃	20	15	29	30	0.005	0.019
60〃 75〃	21	16	32	30	0.006	0.025
75〃 90〃	23	16	35	31	0.007	0.031
90〃 120〃	24	18	40	33	0.009	0.041
120〃 150〃	26	19	44	34	0.010	0.052
150〃 200〃	30	22	55	37	0.016	0.088
200〃 250〃	34	25	66	40	0.023	0.135
250〃 300〃	38	28	76	43	0.032	0.197

- (注) 1. 上表の規格以外のもの、又は上表により難い場合は、現況等を考慮し、別途積算すること。
 2. 高木の鉢容量について、規格表により難い場合は、下記の計算式を参考に算出する。

$$V = 3.6 r^3$$

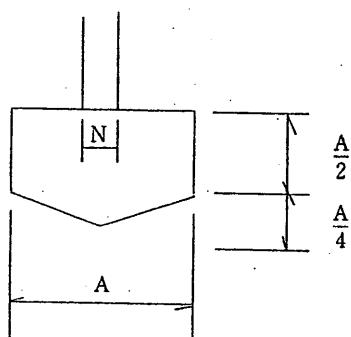
V : 鉢容量 (m³)

r : 鉢の半径 (= A/2) (m)

$$A = 24 + (N - 3) \times 4$$

A : 鉢の直径 (cm)

N : 幹の根元直径(=幹周 ÷ π × 1.5) ... (cm)



②-7 地被客土

地被植付工の客土に適用する。

[表7. 1] 地被客土工材料

(10m³当り)

名 称	規 格	単位	客土材A	客土材B
砂	不 洗	m ³	9.6	7.2
バ ー ク 堆 肥		kg	1,000	1,000
芝 用 化 成 肥 料	N : P : K = 6 : 5 : 3	〃	7.0	7.0
油 粕		〃	7.0	7.0
保 水 材	珪藻土系	〃	—	1,000

(注) 1. 地被客土材料の混入手間は地被植付工に含むが、土工は別途計上する。

2. 砂は土量の変化率(1.2)を割増してある。

②-8 マルチング

街路の樹木等のマルチングに適用する。

[表8. 1] マルチング歩掛

(10 m²当り)

名 称	単位	数量	備考
バ ー ク 堆 肥	kg	100	
砂	m ³	0.1	
普 通 作 業 員	人	0.05	

②-9 緑地帯パイプ柵

道路の緑地帯を保護するためのパイプ柵に適用する。

[表 9. 1] 緑地帯パイプ柵材料及び歩掛

(20m当り)

名称	形状寸法	単位	緑地帯パイプ柵A	緑地帯パイプ柵B	摘要
パイプ柵	一体式	m	20	—	
〃	鋳鉄式	m	—	20	
塗装	亜鉛メッキ部	m ²	—	2.1	
〃	鋳鉄部	m ²	—	2.1	
特殊作業員		人	0.112	0.118	
普通作業員		人	0.336	0.354	
諸雜費		式	1		

(注) 1. 本歩掛には、基礎ブロックの据付は含まない。

2. 緑地帯パイプ柵本体の据付歩掛は「鋼製遊具据付歩掛」を準用する。

3. 諸雜費は充填材（モルタル）の費用であり、労務費（基礎ブロック据付歩掛を含む）の合計額に2%を乗じた金額を上限として計上する。

4. 撤去する場合は、上表歩掛の50%とする。

③ 植栽工事の割増積算

植栽工事完了後の新植樹木等の枯損については、工事請負契約書又は設計図書の定めにより請負者が新植樹木等の植替えを行うものとしているが、新植樹木等の枯損は、通常の技術を持ってしても不可避の場合がある。このため、植栽工事については、下記により植栽費に一定の割増率を乗じた費用(以下「植栽割増費」という。)を積算し、植替え工事の円滑を図ること。

③-1 対象とする工事

樹木及び地被植物(地表面を覆う目的をもって植栽される芝類等の永年性植物)に係る植栽工事を割増の対象とする。

③-2 対象としない工事

- (1) 移植工事、根廻工事、植栽材料の支給及び寄付樹木に使用する工事等、植物材料の購入が伴わない場合
- (2) 種子吹付工等種子の使用による緑化工事

③-3 積 算 方 法

- (1) 割増を見込む直接工事費の範囲

1) 植栽材料

イ. 樹木 ロ. 地被植物 ハ. 支柱材料 二. 土壌改良材 ホ. 目土
ヘ. 肥料 ト. 幹巻き材料 チ. 敷わら材料 リ. 目ぐし

等の当該植栽工事を施工するに直接必要な材料の費用であり、客土、植樹枠及び鉢等の材料を除く。

2) 労務費

当該植栽工事を施工するに直接必要な労務費とする。

3) 機械経費

当該植栽工事を施工するに直接必要な機械の使用に要する経費とする。

- (2) 植栽割増費の計上

植栽割増費は、(1)に該当する直接工事費(材料費、労務費、機械経費)に一定率(0.5%)を乗じた額とする。

第6章 公園緑地等維持管理

① 公園等委託業務

①-1 除草（公園） 総 P365

公園の裸地や草地の雑草の草刈に適用する。

表1.1] 機械除草の標準作業量

(m²/日)

草の種類・状態	人 力	肩 掛 式	ロータリー式	ハンマーナイフ式
普通通	220	770	1,800	3,200
つる草・ヨシ等	110	—	—	—

(注) つる草 …… クズ、ヤブガラシ等

1 草 刈

(1) 手刈

機械刈が困難又は危険と思われる場合、もしくは機械刈の補正刈等に適用する。

施行歩掛（A）は、次式により算出する。

$$A = S \times E \quad (10^a \text{ 当り})$$

S : 標準歩掛 (表1.2)

E : 作業係数 $E = E_1 \times E_2 \times E_3$ (表1.4)

〔表1.2〕 人力除草の標準歩掛

(10^a 当り)

名 称	単 位	数 量
普 通 作 業 員	人	4.54
土 木 一 般 世 話 役	人	0.45
消 耗 品 費	式	労務費の 5%

(2) 機械刈

- (イ) 通常ロータリー式4PS、河川敷緑地等作業性の良好な場所は、ハンマーナイフ式12PSを標準とする。
- (ロ) 小規模(3^a未満)、作業幅員が狭い場所(1.5m未満)、急斜面(勾配40%以上)は、肩掛け式を適用する。
- (ハ) 刈取りに先立って、作業場所内のゴミや石等を除去する。
- (二) 補正刈として、全体面積の5%を手刈にて行うものとする。

施行歩掛（A）は、次式により算出する。

$$A = S \times E \quad (10^a \text{ 当り})$$

S : 標準歩掛 (表1.3)

E : 作業係数 $E = E_1 \times E_2 \times E_3$ (表1.4)

〔表1.3〕 除草の標準歩掛 (S)

名 称	単 位	肩 掛 式	ロータリー式	ハンマーナイフ式
機 械 運 転 費	日	1.23	0.53	0.30
刈 補 正	土木一般世話役	人	0.02	0.02
	普 通 作 業 員	人	0.23	0.23

(注) 機械刈面積……全体面積の95%

補正刈面積……全体面積の 5%

〔表1.4〕 作業係数 (E)

勾配 (E ₁)	平坦～緩(勾配 40%未満)	1.0
	急(勾配 40%以上)	1.2
雑草の密生度 (E ₂)	疎(雑草の占有率 40%未満)	0.8
	中(雑草の占有率 40%以上 70%未満)	1.0
	密(雑草の占有率 70%以上)	1.2
雑草の草丈 (E ₃)	低(草丈 1m以下)	1.0
	高(草丈 1mを超える)	1.1

(注) 雜草の密生度

疎……雑草の密生は少なく、雑草の種類もイネ科などの草が比較的少なく除草しやすい。

中……雑草の密生は中程度で、草の種類は比較的除草しやすい草が多い。

密……草が密生しており、草の種類も根が張って除草しにくい草が多い。

雑草の草丈

高……ロータリー式には、適用しない。

[表1.5] 草刈機運転歩掛

(1日当り)

名 称	単 位	肩 掛 式	ロータリー式	ハンマーナイフ式
燃 料 (ガソリン)	ℓ	4.08	7.20	15.90
土木一般世話役	人	0.10	0.10	0.10
特 殊 作 業 員	人	1.00	1.00	1.00
普 通 作 業 員	人	0.10	0.20	0.40
機 械 損 料	日	1	1	1

(3) 刈草集草

刈取った草をかき集め、トラック等に積込む場所まで小運搬する。

積込み、処理は別途計上とし、1-4刈草処理を適用する。

施行歩掛(A)は、次式により算出する。

$$A = S \times E \quad (10^a \text{ 当り})$$

S : 標準歩掛 (表1.6)

E : 作業係数 E = E₁ × E₂ × E₃ (表1.4)

[表1.6] 刈草集草の標準歩掛

(10^a 当り)

	単位	人 力	肩 掛 式	ロータリー式	ハンマーナイフ式
普通作業員	人	0.60	0.60	0.50	0.60

[表1.7] 標準刈草等発生量

(m³/10^a 当り)

雑草の密生度	疎	中	密
草丈 1m未満	1.0	2.0	3.0
草丈 1m以上	3.0	6.0	9.0

2 拔取除草

芝生地内、花壇内、植樹帯等における雑草を根より抜き取る。

除草、集草、小運搬まで含む。

積込み、処理は別途計上とし、1~4刈草処理を適用する。

作業状況等に応じて、2割以内の割増ができる。

施行歩掛（A）は、次式により算出する。

$$A = S \times E \quad (10^a \text{ 当り})$$

S : 標準歩掛 (表 1. 8)

E : 作業係数 $E = E_1 \times E_2$ (表 1. 9)

〔表 1. 8〕 拔取除草の標準歩掛 (S)

(10^a 当り)

	単位	疎	中	密
軽作業員	人	6.0	10.0	14.0

〔表 1. 9〕 作業係数 (E)

施 行 場 所 (E ₁)	芝生地・花壇等	1.0
	植栽地・裸地等	0.8
勾 配 (E ₂)	平坦～緩 (勾配 40%未満)	1.0
	急 (勾配 40%以上)	1.2

〔表 1. 10〕 標準刈草発生量

(m³ / 10^a 当り)

雑草の密生度	疎	中	密
標準刈草発生量	1.1	2.2	3.3

3 薬剤除草 (353)

裸地、芝生地を薬剤で除草する。除草剤は残留型、移行型、接触型を含む。

ただし、人の触れない所などで、やむを得ない場合に限る。

薬剤除草に使用する水は、支給品とする。

立地条件、作業状況により2割以内の増減ができる。

〔表 1. 11〕 薬剤除草の標準歩掛

(10^a 当り)

	単位	数 量	備 考
薬 剤 (除草剤)	ℓ		(別途計上)
ト ラ ッ ク 運 転 費	時間	0.78	(0.13 日 × 6 h / 日)
造 園 工	人	0.13	
普 通 作 業 員	人	0.13	
諸 雜 費	式	1	(運転費 + 労務費) × 2.5%

(注) 諸雑費は、噴霧機などの損料、消耗品費

4 剪草運搬

(1) トラック運搬

剪草をトラックにて運搬する。(確認処分又は指定か所)

使用機種は、貨物 2 t トラックとする。

本歩掛には、積込み、荷物の手間を含むものとする。

本節は芝刈、ゴミ運搬にも適用する。

積込み、荷卸歩掛

(10m³当り = 2.3 台当り)

普通作業員 積込み $2.3 \times 20 \text{ 分} \times 3 \text{ 人} \div 450 \text{ 分} = 0.3067$

0.31 人

荷卸 $2.3 \times 10 \text{ 分} \times 3 \text{ 人} \div 450 \text{ 分} = 0.1533$

0.15 人

[表 1. 13] 積込み、荷卸歩掛

(10m³当り)

名 称	単位	数 量	摘 要
普通作業員	人	0.46	積込み、荷卸

トラック運搬歩掛

(10m³当り)

積込み、荷卸 $2.3 \times 30 \text{ 分} = 69 \text{ 分}$

[表 1. 14] 積込み、荷卸にかかるトラック運転時間 (10m³当り)

名 称	単位	数 量	摘 要
トラック 2 t	時間	1.15	

トラックによる公園外への運搬は、次表とする。

[表 1. 15] トラック運転時間一覧表

(1 台当り)

D I D 区間なし									
運搬距離(km)	1.8 以下	3.2 以下	4.6 以下	6.0 以下	7.5 以下	9.1 以下	10.7 以下	12.4 以下	14.2 以下
運搬時間(h)	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
D I D 区間あり									
運搬距離(km)	1.7 以下	3.0 以下	4.3 以下	5.6 以下	7.0 以下	8.4 以下	9.8 以下	11.2 以下	12.8 以下
運搬時間(h)	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
運搬距離(km)	16.0 以下	17.7 以下	19.4 以下	21.4 以下	23.3 以下	25.3 以下	27.6 以下	30.0 以下	33.3 以下
運搬時間(h)	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9

(注) 1. 運搬距離には、公園内の運搬距離は含まない。

2. 運搬距離、運搬時間は片道である。

3. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。

4. 運搬距離が 30 km を超える場合は、別途考慮する。

①-2 芝生地管理（公園） ③348

1 芝刈

公園の芝刈に適用する。

S : 標準歩掛 (表2. 2)

[表2. 1] 芝刈の標準歩掛

(m²/日当り)

草の種類・状態	人 力	肩 掛 式	ロータリー式	乗用三連ロータリー式
普通通	200	540	1,320	5,040

(注) 普通……雑草の密生度、疎、平均草丈30cm未満を標準とする。

(1) 手刈

機械刈が困難又は危険と思われる場合、もしくは機械刈の補正刈等に適用する。

施行歩掛 (A) は、次式により算出する。

$$A = S \times E \quad (10^a \text{ 当り})$$

S : 標準歩掛け (表2. 2)

E : 作業係数 $E = E_1 \times E_2 \times E_3$ (表2. 4)

[表2. 2] 手刈の標準歩掛け

(10^a 当り)

名 称	単位	数 量	備 考
造園工	人	5.00	

(2) 機械刈

(イ) 通常ロータリー式4PS、河川敷緑地等作業性の良好な場所は、乗用三連ロータリー式14PSを標準とする。

(ロ) 小規模(3a未満)、作業幅員が狭い場所(1.5m未満)、急斜面(勾配40%以上)は、肩掛け式を適用する。

(ハ) 刈取りに先立って、作業場所内のゴミや石等を除去する。

(ニ) 補正刈として、全体面積の5%を行うものとする。

施行歩掛け (A) は、次式により算出する。

$$A = S \times E \quad (10^a \text{ 当り})$$

S : 標準歩掛け (表2. 3)

E : 作業係数 $E = E_1 \times E_2 \times E_3$ (表2. 4)

[表2. 3] 芝刈の標準歩掛け (S)

(10^a 当り)

名 称	単 位	肩 掛 式	ロータリー式	乗用三連ロータリー式
機械運転費	日	1.76	0.72	0.19
諸 雜 費	式		機械運転費×0.03	
補 正 刈	造園工	人	0.25	0.25

(注) 機械刈面積 …… 全体面積の95%

補正刈面積 …… 全体面積の5%

〔表2.4〕 作業係数 (E)

勾配 (E ₁)	平坦～緩 (勾配 40%未満)	1.0
	急 (勾配 40%以上)	1.2
雑草の密生度 (E ₂)	疎 (雑草の占有率 40%未満)	1.0
	中 (雑草の占有率 40%以上 70%未満)	1.2
雑草の草丈 (E ₃)	低 草丈 30 cm未満	1.0
	中 草丈 30 cm以上 60 cm未満	1.2

(注) 雜草の密生度

疎 …… 雜草の密生は少なく、雜草の種類もイネ科などの草が比較的少なく除草しやすい。

中 …… 雜草の密生は中程度で、草の種類は比較的除草しやすい草が多い。

密 …… 草が密生しており、草の種類も根が張って除草しにくい草が多い。

※雜草の密生度 密の場合は、除草を適用する。

雜草の草丈

※雜草、芝などの草丈が 60 cm以上の場合は、除草を適用する。

〔表2.5〕 草刈機運転歩掛

(1日当り)

名 称	単位	肩掛け式	ロータリー式	乗用三連ロータリー式
燃 料 (混合油)	ℓ	4.08	—	—
燃 料 (ガソリン)	ℓ	—	7.20	20.00
土木一般世話役	人	0.10	0.10	0.10
特殊作業員	人	1.00	1.00	1.00
普通作業員	人	0.10	0.20	0.31
機械損料	日	1	1	1

(3) 刈草集草

刈取った草をかき集め、トラック等に積込む場所まで小運搬する。

積込み、処理は別途計上とし、1-4 刈草処理を適用する。

施行歩掛 (A) は、次式により算出する。

$$A = S \times E \quad (10^a \text{ 当り})$$

S : 標準歩掛 (表2.6)

E : 作業係数 $E = E_1 \times E_2 \times E_3 \quad (\text{表2.4})$

〔表2.6〕 刈草集草の標準歩掛

(10^a 当り)

	単位	人 力	肩 掛 式	ロータリー式	乗用三連ロータリー式
普通作業員	人	0.60	0.60	0.50	0.21

〔表2.7〕 標準刈草等発生量

(m³ / 10^a 当り)

雑草の密生度	疎	中
草丈 30 cm未満	1.0	2.0
草丈 30 cm以上 60 cm未満	2.0	4.0

2 芝目土かけ ⑬351

砂、肥土、さば土などを芝生面によくすり込む。

目土量は、厚さ5mmを標準とする。

肥料を混合する場合は、別途肥料を計上する。

本歩掛には土・肥料の運搬、混合、散布、すり込みが含まれる。

[表2. 8] 芝目土かけの標準歩掛

(10^a 当り)

名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	
砂	(クッション用、不洗)	m ³	5.00
肥 料		kg	(別途 計上)
造 園 工		人	1.10
普 通 作 業 員		人	2.60

①-3 樹木管理(公園)

1 剪 定

マツ、モッコク等、特殊な剪定を要する樹木は除外する。剪定の度合によって軽剪定と骨格剪定とに大別する。

軽剪定とは、枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生長上好ましくない枝を切除するとともに、樹冠を一定の大きさに保つため枝先を切りつめる剪定をいう。(弱剪定、夏季剪定等)

骨格剪定とは樹木の骨格を形づくるため、主枝および主枝に準ずる枝をも切除する整枝剪定をいう(強剪定、基本剪定、冬季剪定等)

本歩掛は、切り取った枝をよせ集め運搬できる場所まで小運搬集積するまでの手間を含む。

剪定作業は造園工3人+普通作業員1人を1組とした作業班で行うものと考える。

1作業班当りの作業量(A)は次式により算定する。

$$A = S \times E \quad (\text{本} / 1 \text{ 作業班})$$

S : 標準作業量 [表3. 1]

E : 樹木の条件による係数 $E = E_1 \times E_2$ [表3. 2]

[表3. 1]

幹まわり (cm)		30未満	以上未満 30~60	以上未満 60~90	以上未満 90~120	以上未満 120~150	以上未満 150~180
作業量	軽剪定	52.6	23.8	12.8	7.9	4.8	3.0
	骨格剪定	31.6	23.1	11.1	6.5	4.0	2.5

〔表3. 2〕

樹木の条件(E)		係数
樹種 (E ₁)	剪定が容易な樹種 (トチノキ、アオギリ)	1.1
	一般的な樹種	1.0
葉の状態 (E ₂)	常緑樹、針葉樹	0.8
	落葉樹 (葉のある時期)	0.9
	落葉樹 (落葉期)	1.0

〔表3. 3〕

〔剪定本当たり単価表〕

A本(別表)

名 称	形 状 寸 法	数 量	单 位	摘 要
造園工		3	人	剪定
普通作業員		1	〃	よせ集め、小運搬
切枝処理		A × P	m ³	
計				円／本

2 剪込

剪込物は、玉物、生垣、大剪込の3種類に大別する。玉物は点的な剪込物で角形、釣鐘形も含む。生垣は線的な剪込物。大剪込は面的な剪込物をいう。

本歩掛は剪取った枝をかき集め運搬できる場所まで小運搬集積するまでの手間を含む。

剪込作業は造園工3人+普通作業員1人を1組とした作業班で行うものと考える。

1作業班当たりの作業量(A)は次式により算定する。

$$A = S \times E \quad (\text{本} / \text{1作業班})$$

S : 標準作業量 [表3. 4、3. 5、3. 6]

E : 樹木の条件による係数 $E = E_1 \times E_2 \times E_3$ [表3. 7]

〔表3. 4〕

玉物標準作業量(S₁)

葉張(cm) 高さ(cm)	50未満	以上 未満 50~100	以上 未満 100~150	以上 未満 150~200	以上 未満 200~300
50 未満	800 株	370 株	230 株	170 株	130 株
50以上~100未満	490 〃	250 〃	160 〃	120 〃	100 〃
100 〃 ~150 〃	390 〃	190 〃	130 〃	100 〃	80 〃
150 〃 ~200 〃	310 〃	160 〃	110 〃	90 〃	70 〃

〔表3. 5〕

生垣標準作業量 (S_2)

巾(cm) 高さ(cm)	50未満	以上 未満 50~100	以上 未満 100~150
50cm未満	0.67 km	0.55 km	0.48 km
50以上~100未満	0.44〃	0.41〃	0.88〃
100〃~150〃	0.35〃	0.33〃	0.32〃
150〃~200〃	0.29〃	0.28〃	0.27〃
200〃~300〃	0.26〃	0.25〃	0.24〃

〔表3. 6〕

大刈込標準
作業量 (S_3)

150cm 以上
10 a
10〃
9〃
7〃
5〃

〔表3. 7〕

樹木の条件 ($E = (E_1) \times (E_2) \times (E_3)$)		係数
難易度 (E_1)	枝が軟かく刈易い	1.1
	中間	1.0
	枝が硬く刈りにくい	0.9
枝の伸方 (E_2)	短 (平均長さ10cm 未満)	1.1
	中 (〃 10cm以上~20cm未満)	1.0
	長 (〃 20cm 以上)	0.9
粗密 (E_3)	枝葉が大きく、粗い刈込	1.3
	枝葉が細かく、密な刈込	1.0

〔刈込単価表〕

玉物 A株
生垣 A
大刈込 A } 当り

〔表3. 8〕

名称	形状寸法	数量	単位	摘要
造園工		3	人	刈込
普通作業員		1	〃	かき集め、小運搬
切枝処理		A × P	m ³	
計				玉物 円/株 生垣 円/km 大刈込 円/a

3 切枝処理

(1) トラック運搬

剪定または刈取った枝葉（以後「切枝」という）を貨物2tトラックにて運搬する。

本歩掛には積込、荷卸の手間を含むものとする。

処理は1~4刈草処理と同じ表を適用する。

(2) 切枝発生量

剪定・刈込による切枝の発生量は次の表を標準とする。

[表3. 9]

高木剪定切枝量 (P ₁)		単位 m ³ /100本				
幹まわり(cm)	30未満	以上 未満 30~60	以上 未満 60~90	以上 未満 90~120	以上 未満 120~150	以上 未満 150~180
軽剪定	4.0	6.7	11.3	15.0	18.0	21.0
骨格剪定	6.5	12.5	20.5	29.0	36.5	44.0

[表3. 10]

玉物切枝量 (P ₂)		単位 m ³ /本			
葉張(cm)	高さ(cm)	50未満	以上 未満 50 ~ 100	以上 未満 100 ~ 150	以上 未満 150 ~ 200
50 未満		0.002	0.006	0.01	0.016
50以上~100未満		0.004	0.01	0.016	0.024
100 " ~150 "		0.006	0.014	0.022	0.032
150 " ~200 "		0.008	0.018	0.028	0.04

[表3. 11]

生垣切枝量 (P ₃)		単位 m ³ /km		
巾(cm)	高さ(cm)	50未満	以上 未満 50 ~ 100	以上 未満 100 ~ 150
50未満		4	4	6
50以上~100未満		6	6	8
100 " ~150 "		8	8	10
150 " ~200 "		10	10	12
200 " ~300 "		12	12	14

[表3. 12]

大刈込標準作業量 (P ₄)
150cm以上
0.2
0.2
0.2
0.2
0.2

単位 m³/a

4 樹木施肥

(1) 置 肥

固型肥料、粒状肥料等を地表面に置く作業に適用。

1人当りの作業量(A)は次式により算定する。

$$A = S \times E \times K \quad (\text{a}/\text{人})$$

S : 標準作業量 20 a / 人

E : 施肥量による係数 [表 3. 13]

K : 現場の条件による係数 [表 3. 14]

[表 3. 13]

施 肥 量 (E)		肥 量 (E)	係 数
10 a 当り 100kg 未満			1. 1
〃 100kg以上～200kg未満			1. 0
〃 200kg 以上			0. 9

[表 3. 14]

現 場 の 条 件 (K)		係 数
樹 木 (K ₁)	上 木 (根元が見える状態)	1. 0
	下 木 (枝葉が地表をおおう状態)	0. 8

[表 3. 15]

[置肥 a 当り単価表]

10 a 当り

名 称	形 状 尺 法	数 量	单 位	摘 要
肥 料			kg	現場着価格
造 園 工			人	施 肥
計				円／a

(2) 埋 肥

固型肥料、堆肥等を根元まわりに埋める作業に適用。穴の大きさは、直径 30cm の円柱形、深さは 20cm を標準とする。掘り上げた土の約 $\frac{1}{3}$ と指定数量の肥料とをよく混合して穴底へ投入した後、残りの土をよく碎いて埋戻すこと。

[表 3. 16]

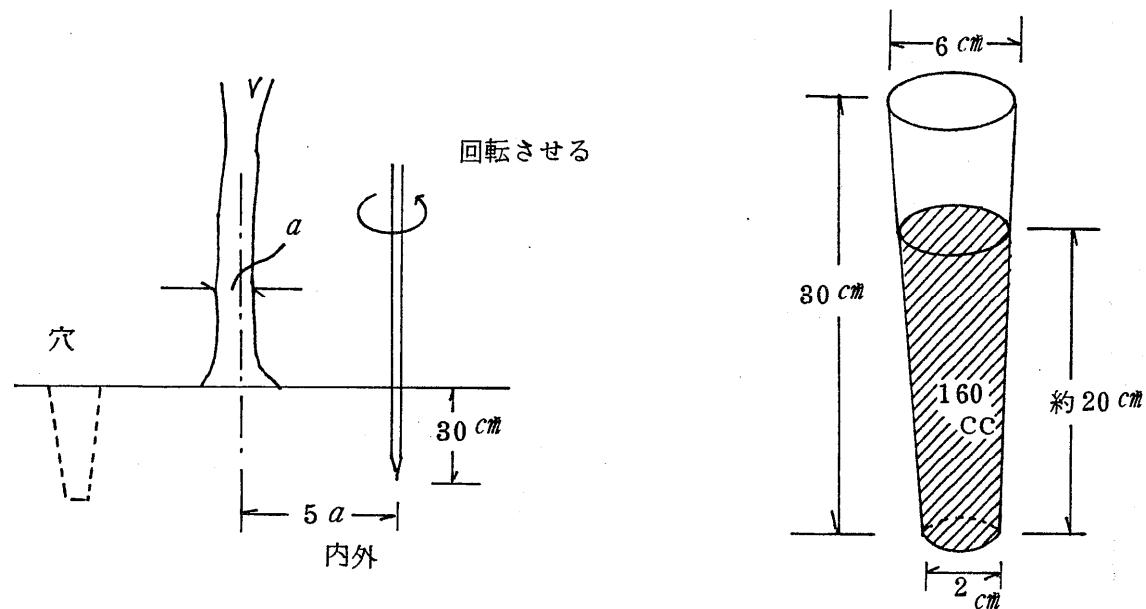
[埋肥 か所当たり単価表]

100 か所当たり

名 称	形 状 尺 法	数 量	单 位	摘 要
肥 料			kg	現場着価格
造 園 工		1. 0	人	施 肥
計				円／か所

(3) 挿 肥

粒状肥料、固型肥料等を挿し入れる作業に適用する。方法は鉄の棒（バールなど）を深さ 30cm に挿し入れ、回転させることによって、円錐形の穴をつくり（下図参照）ここに、粒状肥料等を流し込む。



[表 3. 17]

[挿肥 か所当たり単価表]

400 力所当たり

名 称	形 状 尺 法	数 量	单 位	摘 要
肥 料			kg	現場着価格
造 園 工		1.0	人	施 肥
計				円／か所

5 病虫害防除

(1) 物理的防除

薬剤散布以外の方法で病虫害を防除する方法。

例えば、テングス病の切除、カイガラ虫のかき落し、テンマクケムシの焼殺し、冬季のコモ巻等をいう。

(2) 薬剤散布

公園樹病虫害を噴霧機による薬剤散布で防除する。

[表3. 18]

標準散布量 (高木)		単位 $\ell / \text{本}$				
幹まわり (cm)	20未満	以上 未満 20~40	以上 未満 40~60	以上 未満 60~70	以上 未満 80~100	100以上
希釈液量 (ℓ)	5	10	15	20	25	

[表3. 19]

標準散布量(木物)		単位 $\ell / \text{株}$	
葉張(cm) 高さ(cm)		100未満	以上 未満 100 ~ 200
100cm未満		1	1.5
100以上~200未満		2	3

[表3. 20]

標準散布量 (生垣)		単位 ℓ / km		標準散布量 (大刈込) 単位 ℓ / a	
巾 (cm) 高さ (cm)		100未満	以上 未満 100 ~ 150	150cm以上	100
100未満		1,000	2,000	150	150
100以上~200未満		1,500	3,000	200	200
200 ~300		2,000	4,000		

[表3. 22]

〔薬剤散布 ℓ 当り単価表〕				
3000 ℓ 当り				
名 称	形 状 尺 法	数 量	单 位	摘 要
殺虫(菌)剤	(薬品名)		kg (ℓ)	現場着価格
噴霧機運転費		1	日	
造園工		1	人	薬剤調合、散布
普通作業員		3	〃	同上手伝
計				円/ ℓ

①-4 清掃（公園） 紙373

1 園地清掃

(1) 掃き掃除

公園内のゴミ、吸い殻、落葉等をほうき等で掃き集める作業に適用する。

（ゴミの積込み、処理費用は別途積算）

ゴミ袋は、標準作業歩掛に含まれる。

施工歩掛（A）は、次式により算出する。

$$A = S \times E \quad (\text{人}/10\text{a})$$

S : 標準歩掛 1人/10a (軽作業員)

E : 作業係数 $E = E_1 \times E_2$ (表4. 1)

[表4. 1] 作業係数 (E)

汚 れ 具 合 (E ₁)	特にひどい汚れ又は細かいゴミ、落葉等	1.2
	平常の汚れ	1.0
障 害 物 (E ₂)	株物、ベンチ下など作業困難	1.1
	中間	1.0
	裸地等作業容易	0.8

[表4. 2] 標準ゴミ発生量 ($\text{m}^3/10\text{a}$ 当り)

特 に ひ ど い 汚 れ 、 落 葉 等	5.0
平 常 の 汚 れ	0.5

(2) ゴミ拾い

公園内の園路、広場、植栽地など全域を対象に、ゴミ、空き缶、愛護会のゴミ袋、吸い殻などを取こぼしの無いように集め、不燃・可燃に分別し指定箇所に集積する作業に適用する。（ゴミの積込み、処理費用は別途積算）

ゴミ袋は、標準作業歩掛に含まれる。

施工歩掛（A）は次式により算出する。

$$A = S \times E \quad (\text{人}/100\text{a})$$

S : 標準歩掛 (表4. 3)

E : 作業係数 (表4. 4)

[表4. 3] ゴミ拾いの標準歩掛 (S)

(100a 当り)

名 称	単 位	数 量
軽 作 業 員	人	0.37

〔表4. 4〕 作業係数 (E)

ゴミの分別	分別収集する	1.0
	分別収集しない	0.9

〔表4. 5〕 標準ゴミ発生量 ($m^3/100a$ 当り)

分別収集する	不燃ゴミ	2.0
	不燃ゴミ	0.4
	可燃ゴミ	1.6

(注1) ゴミは、名古屋市環境局の指定する方法により分別すること。

(注2) ゴミは、名古屋市環境局の指定する処分場へ搬入すること。

(3) クズカゴ回収

公園内のクズカゴ内のゴミの回収及びクズカゴ周辺（約2m四方）のゴミを拾い集め、指定箇所に集積する作業に適用する。（ゴミの積込み、処理費用は別途積算）

ゴミ袋は、標準作業歩掛に含まれる。

〔表4. 6〕 クズカゴ回収の作業歩掛 (1000箇所当り)

名 称	単 位	分別収集しない	分別収集する
軽 作 業 員	人	1.20	5.00
標準ゴミ発生量	m^3	83 (不燃ゴミ)	17 (不燃ゴミ) 66 (可燃ゴミ)

2 ゴミ運搬

1箇所に集積してあるゴミを2t トラックにて運搬する作業に適用する。

ゴミは、指定地処分とし、名古屋市環境局の定める処分場へ搬入すること。

ゴミ運搬費は、1-4刈草処理と同じ表を適用する。

3 小型高压洗浄機運転工 (下水)

(1) 適用範囲

公園の噴水清掃作業に適用する。

〔表4. 3〕 小型高压洗浄機運転工歩掛 (1日当り)

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費	軽油 1.2号	ℓ	6.00	
小型高压洗浄機損料	8 PS、40kg/cm ²	時間	6	
計				

①-5 街路樹管理

1 支障枝剪定等

高木の下枝の切上げ、民家等に接触している枝の切り詰め、信号・標識等の見通しの妨げになる枝等の剪定（支障枝剪定という。）及び胴吹き技・根吹き技の剪定（やごかきといふ。）であり、歩掛は次表を標準とする。

[表5. 1] 支障枝剪定等歩掛 (100本当り)

幹 周		支 障 枝 剪 定		や ご か き 剪 定	
名 称	単位	60cm未満	60cm以上	60cm未満	60cm以上
世 話 役	人	0.22	0.66	0.11	0.33
造 園 工	〃	1.08	3.22	0.54	1.61
普 通 作 業 員	〃	1.24	3.70	0.62	1.85
諸 雜 費 率	%	1			
剪 定 切 枝 量	m ³	0.37	0.53	0.12	0.18

- (注) 1. 剪定枝等を運搬車へ積込む歩掛は上表に含む。ただし、運搬歩掛は含まない。
 2. 諸雑費は剪定のこぎり、木ばさみ、高所剪定ばさみ、脚立、くま手、竹ほうきの消耗費であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 3. 特に複雑なもの又は上表によりがたい場合は別途考慮できるものとする。

2 薬剤除草（道路）

中央分離帯の芝生地及び裸地の薬剤除草に適用する。

[表5. 2] 薬剤除草歩掛 (100m²当り)

名 称	単 位	数 量
土 木 一 般 世 話 役	人	0.01
造 園 工	〃	0.01
普 通 作 業 員	〃	0.01
ト ラ ッ ク 運 転 (2 t)	h	0.16
諸 雜 費 率	%	1

- (注) 1. 諸雑費は噴霧機等の損料、消耗費であり、労務費、運転経費及び機械損料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 2. 薬剤の使用量については、防除の対象により、薬剤の処方から決定する。

3 清掃

道路における植樹帯の人力によるゴミ（塵、紙屑、吸い殻、瓦礫、落葉など）の清掃作業に適用する。

[表5. 3] 支障枝剪定等歩掛 (10 a 当り)

名 称	単位	歩 道	中央分離帯	摘 要
普 通 作 業 員	人	0.23	0.27	収集、小運搬、積込み
諸 雜 費	%	1		
刈 草 等 处 理 量	m ³	0.5未満		

- (注) 1. 諸雑費は、ゴミ袋、ほうき、ちりとり等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。
 2. 刈草等処理量は歩道は0.3m³/10a、中央分離帯は0.2m³/10aを標準とする。

② 市場単価方式による積算（街路樹管理）

「第VI編 第2章 ⑦道路植栽工」による。

第VI編 土木工事標準単価 及び市場単価

第VI編 土木工事標準単価及び市場単価

「国土交通省 土木工事標準積算基準書（令和4年4月版）」（共通編）第VI編 土木工事標準
単価及び市場単価 による。

第VII編 電氣通信（積算）

第VII編 電気通信（積算）

「国土交通省 土木工事標準積算基準書（令和4年度）」（電気通信編）第VII編 積算による。
ただし、「国土交通省直轄」を「名古屋市緑政土木局」と読み替えるものとする。

第VIII編 電氣通信（歩掛）

第VIII編 電気通信（歩掛）

「国土交通省 土木工事標準積算基準書（令和4年度）」（電気通信編）第VIII編 歩掛による。
ただし、「国土交通省直轄」を「名古屋市緑政土木局」と読み替えるものとする。

第IX編 機械設備

第IX編 機械設備

「国土交通省 土木工事標準積算基準書(令和4年度)」(機械編) 第IX編 機械設備 による。

ただし、「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄」を「名古屋市緑政土木局」と読み替えるものとする。

また、「第1章⑤請負工事費の積算 2-2 間接工事費」の「(1) 共通仮設費」及び「(2) 現場管理費」において、

「・市街地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。」
を

「・市街地：施工地域が人口集中地区（DID地区）をいう。」
と読み替えるものとする。

なお、「第1章〔基準の解説〕11 施工箇所が点在する工事の積算について」は適用しない。

第 X 編 下 水

第X編 下水

「下水道用設計標準歩掛表（令和4年度）」（公益社団法人 日本下水道協会）による。